

## 第 15 回 香川県子ども・子育て支援会議 次第

日時：令和元年 11 月 5 日（火）15 時～

場所：香川県庁本館 12 階 大会議室

### 1 開 会

### 2 香川県健康福祉部子ども政策推進局長挨拶

### 3 議 事

第 2 期香川県健やか子ども支援計画（仮称）の素案について

### 4 その他

### 5 閉 会

#### 【配付資料】

資料 1 香川県子ども・子育て支援会議条例

資料 2 香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

資料 3 第 2 期香川県健やか子ども支援計画（仮称）素案の概要について

資料 4 第 2 期香川県健やか子ども支援計画（仮称）素案

資料 5 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について（概要）

資料 6 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正（案）について（概要）

資料 7 計画策定スケジュール

## 香川県子ども・子育て支援会議条例

平成25年 7 月12日  
条例第29号

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く

### (組織)

第2条 会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第3条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

第5条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

### (雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

任期(H30.2.1～R2.1.31)

| 団 体 名                  | 役 職  | 氏 名    |
|------------------------|------|--------|
| 香川県私立幼稚園PTA連合会         | 会長   | 青木 明子  |
| 香川県労働者福祉協議会            | 理事   | 榎原 一吉  |
| 香川県小学校長会               | 会長   | 大出 茂晴  |
| 香川県市長会                 | 会長   | 梶 正治   |
| 香川大学教育学部               | 教授   | 片岡 元子  |
| 香川県経営者協会               | 専務理事 | 窪田 伸一  |
| 香川県保育協議会               | 副会長  | 白井 利恵  |
| 香川県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 | 会長   | 紫和 恵理子 |
| 香川県町村会                 | 会長   | 谷川 俊博  |
| 香川県私立幼稚園連盟             | 理事長  | 坪井 久也  |
| かがわ子育てひろば連絡協議会         | 代表   | 中橋 恵美子 |
| 香川県児童福祉施設連合会           | 会長   | 藤井 敏孝  |
| ○ 香川県民生委員児童委員協議会連合会    | 会長   | 藤目 真皓  |
| 丸亀市保育所保護者会連合会          | 会長   | 三宅 健介  |
| ◎ 香川大学教育学部             | 教授   | 毛利 猛   |
| 香川県市町教育委員会連絡協議会 教育長部会  | 運営委員 | 森 正司   |
| 香川県国公立幼稚園・こども園長会       | 会長   | 森安 朋子  |
| 香川県PTA連絡協議会            | 副会長  | 山本 千景  |
| 香川県私立認可保育園連盟           | 会長   | 吉村 晴美  |

◎会長 ○副会長

(五十音順 敬称略)

## 第 2 期香川県健やか子ども支援計画（仮称）素案の概要

### 1 計画の策定にあたって

#### I 計画策定の趣旨

- 平成 27 年 3 月に策定した「香川県健やか子ども支援計画」に基づき、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、出生数の減少など少子化の進行や児童虐待対応件数の増加等、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いている。
- このような状況に対応するためには、これまでの取組みの成果を引き継ぎつつ、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を一層推進する必要があることから、第 2 期香川県健やか子ども支援計画（仮称）を策定するものである。

#### II 計画の性格

- 本計画は、次の法律・条例に基づく 3 つの計画を、次期香川県健やか子ども支援計画として、一体のものとして策定するものである。
  - 1 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
  - 2 次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づく「都道府県行動計画」
  - 3 子育て県かがわ少子化対策推進条例第 7 条に基づく「少子化対策の推進に関する基本的な計画」

#### III 計画の期間 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

#### IV 計画の基本理念、基本目標、基本的視点

##### 1 基本理念（要約）

- 子育ての第一義的責任は父母などの保護者にあり、家庭は、基本的な事項を子どもが身につける教育の出発点である。
- 子どもと子育て家庭を社会全体で支え、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりが、以前にも増して必要となっている。
- 子ども・子育て支援の主体は子どもであり、心身ともに健やかに育ち、自立する心と生きる力を育むことが大切である。
- 子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではない。親が親として成長し、より良い親子関係が築かれ、乳幼児期にしっかりとした愛着が形成されることにより、子どものより良い育ちの実現につながる。保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう支援する必要がある。
- 行政、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、少子化と子ども・子育て支援を自らの問題と捉え、それぞれの役割を果たし、連携して「次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境」を整える必要がある。

##### 2 基本目標

次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるかがわづくり

##### 3 基本的視点

- (1) 子どもに視点を置いて、子どもの健やかな成長と幸せにつながるよう取り組みます。
- (2) 父母などの保護者が子育てに対して責任を持ち、子育てする力を発揮できる子育て支援に取り組みます。
- (3) 次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援するよう取り組みます。



## 2 施策の展開

### I 結婚・妊娠期からの支援

#### 【課題】

- 本県の人口は平成 11 年をピークとして減少に転じており、年少人口も減少
- 晩婚化・晩産化の進行と未婚率の上昇が、出生数の減少に影響
- 出生年齢の高年齢化等による低出生体重児の増加など、周産期医療や母子保健対策の重要性が増大

#### 【施策の方向性】

- ・ 結婚を希望する男女への出会いの機会の提供や結婚を支援する気運を高める取組みの推進
- ・ 妊娠・出産の希望をかなえるための妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発
- ・ 不妊や不育症に悩む方に対する支援
- ・ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう相談体制を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援を実施
- ・ 妊産婦や乳幼児の健康診査などの市町が行う母子保健事業を支援
- ・ 小児慢性特定疾病対策などの小児医療を充実させ、小児救急医療体制などの周産期医療体制を整備

### II 就学前の教育・保育の充実

#### 【課題】

- 人格形成の基礎を担う乳幼児期においては、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が保護者と連携しながら提供されることが重要
- 保育所等では年度当初から待機児童が発生
- 子育て家庭のニーズ調査に基づいた、教育・保育の量の見込みに対する提供体制の確保
- 保育所、幼稚園、認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上

#### 【施策の方向性】

- ・ 子育て家庭のニーズを踏まえて地域における教育・保育の提供体制を確保できるよう、市町などの関係機関と連携しながら支援
- ・ 子育てのための施設等利用給付が円滑に実施されるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認等を実施する市町との連携
- ・ 障害児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、それぞれの事情に応じた支援を市町や関係機関と連携して実施

### III 地域における子ども・子育て支援の充実

#### 【課題】

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が進み、子育てに対する不安や悩み、孤立感を感じている保護者への対応が必要
- 社会全体で子育てを応援する気運を高めながら、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組むことが必要

### 【施策の方向性】

- ・ 地域子育て支援拠点事業など、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象として、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援を、量・質両面にわたり充実
- ・ すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後子ども総合プランを推進
- ・ 地域における子育て支援のネットワークづくりを推進
- ・ 官民一体となって社会全体で子どもと子育て家庭を支援していく活動の取組みを推進
- ・ 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

## Ⅳ 次代を担う子どもたちの教育、育成支援

### 【課題】

- 全ての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして自分の夢に挑戦することができるよう、教育環境の充実を図ることが必要
- 技術革新やグローバル化が進展する一方、人口減少や地域のつながりの希薄化など社会が急激に変化する中で、子どもたちが抱える問題も多様化
- 若者が社会的、経済的に自立できるよう、望ましい勤労観の育成などの支援を進めていくことが重要
- 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に得ることが重要

### 【施策の方向性】

- ・ 確かな学力を育成し、一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育を推進するとともに、豊かな人間性や社会性、健康でたくましく生きるための資質を培う教育の推進
- ・ 社会や時代の要請に対応した教育内容等の充実
- ・ 家庭や地域と連携し、子どもたちの教育や親の学びを応援
- ・ 子どもが自立した個人として成長し、社会的、経済的にも自立できるよう、望ましい勤労観や職業観の育成、安定就労への支援を推進
- ・ 若い世代に対して、結婚、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発や子育てマインドの形成に努める

## Ⅴ 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

### 【課題】

- 仕事と子育ての両立が困難であるという理由で、出産を機に退職する女性が少なからず存在
- 父親の子育ての意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は依然として少ない状況
- 妊婦や子ども連れが安心して外出できる環境や、安心して遊べる場の整備など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりが必要
- 子どもが性犯罪や誘拐、声掛け事案等の被害や交通事故に遭わないよう、安全で安心できるまちづくりが必要
- 子どもの非行や犯罪を防止するとともに、インターネット等による有害情報から子どもを守る必要がある
- ゲームやインターネットの過剰な使用は、依存症につながることや、睡眠障害、引きこもりといった二次的な問題を引き起こすことなどが指摘されており、本県でも、ネット・ゲーム依存が疑われる子どもたちが増加
- 子育てや教育に伴う経済的な負担が、理想の人数の子どもを持たない理由のひとつとなっている

## 【施策の方向性】

- ・ 仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方を実現できるよう、「働き方改革」を推進
- ・ 公共の施設や道路交通環境などの生活環境において、広く子育てバリアフリーを推進
- ・ 子どもが安心して集い遊べる場、自然とふれあえる場などの環境整備
- ・ 犯罪被害や交通事故から子どもを守るため、安全で安心なまちづくりを地域と連携して推進
- ・ 子どもの非行防止を推進するための専門的な相談体制強化
- ・ 学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークを充実
- ・ 子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進
- ・ ネット・ゲーム依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や早期発見・早期治療のための相談支援、医療提供体制の充実など総合的な対策を推進
- ・ 負担の公平性、施策の効果や適切な役割分担などを考慮した子育て家庭に対する経済的負担の軽減

## VI 児童虐待防止対策・社会的養育の充実

### 【課題】

- 児童虐待は依然として深刻な状況であり、社会全体で解決すべき重要な課題
- すべての子どもが健やかに育つことができるよう、さまざまな理由から親と一緒に暮らすことができない子どもたちへの対応が必要
- 虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもなど、家庭での養育が困難な子どもに対しては、代替養育をはじめとする社会的養育を行う必要がある

### 【施策の方向性】

- ・ 児童虐待から子どもを守るため、未然防止から早期発見、早期対応、子どもの保護・支援、保護者への指導・支援等、総合的な対策を推進
- ・ 児童虐待対策の充実に向け、中心となる児童相談所の体制強化を進めるとともに、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実を推進
- ・ 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、身近な地域において、子どもと保護者に対する継続的な支援を行うとともに、児童虐待等の理由から、実の親による養育が困難又は適当でない場合には、できるだけ家庭的な環境のもとで社会的養育を行う
- ・ 社会的養育については、養子縁組、里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託などの「家庭養育」を進めることを優先しますが、児童養護施設・乳児院等においても、できる限り良好な家庭的環境である、小規模かつ地域分散化された環境のもとで「家庭的養育」がなされるよう、必要な取組みを推進

## VII 困難な環境にある子どもや家庭への支援

### 【課題】

- ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担っており、厳しい経済状況下で、子どもの養育、収入、仕事、住居等の面でさまざまな困難に直面し、心身ともに大きな負担
- 子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの貧困対策の推進が必要
- 障害のある子どもが、それぞれの障害や個性に応じて、地域で自分らしく暮らしていくための仕組みづくりや、多様な障害に対応した支援が必要
- いわゆる「医療的ケア児」やその家族等が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援が受けられるよう支援体制の構築に取り組むことが必要

### 【施策の方向性】

- ・ ひとり親家庭が自立し、安心して子どもを育てることができるよう、関係機関と連携し、相談機能の充実、子育てや生活への支援、就業への支援、経済的支援に努める
- ・ 「香川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策を推進
- ・ 「かがわ障害者プラン」に基づき、障害のある子どもがその持てる個性や能力を最大限に発揮しながら充実した人生を送ることができるよう、支援体制づくりを推進
- ・ 医療的ケア児やその家族等が、その心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携の一層の促進を図るため、協議の場を設置するとともに、その支援体制の構築を推進

## Ⅷ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

### 【課題】

- 保育士、幼稚園教諭等の専門性を有する人材の確保が困難
- 保育所等利用待機児童の発生は、保育士不足により保育所等での受け入れ体制に制約が生じることが主な原因
- 質の高い教育・保育および子育て支援を提供するためには、保育士、幼稚園教諭、保育教諭など子どもの育ちを支援する者の専門性や経験がきわめて重要

### 【施策の方向性】

- ・ 教育・保育等の量の見込みに対する提供体制を確保し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援を提供できるよう、教育・保育等を担う人材の確保と資質の向上を推進
- ・ 資格取得者の確保、就労継続の支援、資格を有しているものの潜在化している者の再就職の支援など、必要な支援策を講じる
- ・ 資質の向上を図るため、必要な研修等の実施体制の整備を含め、研修を積極的に実施

## 3 第2期香川県健やか子ども支援計画（仮称）の数値目標

### I 結婚・妊娠期からの支援

| 番号 | 指標                                 | 現況               | 目標（R6年度）          |
|----|------------------------------------|------------------|-------------------|
| 1  | かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数（累計） | 693組<br>(H29～30) | 1,730組<br>(R2～R6) |
| 2  | 乳幼児健康診査の受診率（1歳6か月児）                | 95.6%(H29)       | 97.0%             |
| 3  | 乳幼児健康診査の受診率（3歳児）                   | 94.0%(H29)       | 97.0%             |
| 4  | 全出生数中の低出生体重児の割合                    | 8.6%(H29)        | 減少傾向              |
| 5  | むし歯のない3歳児の割合                       | 80.5%(H29)       | 90.0%(R4)         |
| 6  | 10代の人工妊娠中絶実施率（15歳以上20歳未満の女子人口千対）   | 5.2%(H29)        | 4.0%              |

### II 就学前の教育・保育の充実

|   |             |                            |                    |
|---|-------------|----------------------------|--------------------|
| 7 | 保育所等利用待機児童数 | 30年度当初 108人<br>30年度途中 314人 | 年度当初 0人<br>年度途中 0人 |
|---|-------------|----------------------------|--------------------|

### Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実

|    |                  |                |     |
|----|------------------|----------------|-----|
| 8  | 利用者支援事業実施か所数     | 30 か所 (H31. 4) | 精査中 |
| 9  | 地域子育て支援拠点事業実施か所数 | 98 か所 (H31. 4) | 精査中 |
| 10 | 病児・病後児保育事業実施か所数  | 21 か所 (H31. 4) | 精査中 |
| 11 | 放課後児童クラブ実施か所数    | 277 か所 (H30)   | 精査中 |

### Ⅳ 次代を担う子どもたちの教育、育成支援

|    |                                  |                                  |                                |
|----|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 12 | 「学校に行くのは楽しいと思う。」に肯定的に回答する児童生徒の割合 | 小学生 85. 0%(R1)<br>中学生 81. 3%(R1) | 小学生 86. 0%(仮)<br>中学生 82. 0%(仮) |
| 13 | 親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合             | 67. 0% (H30)                     | 75. 0%                         |

### Ⅴ 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

|    |                               |                |                 |
|----|-------------------------------|----------------|-----------------|
| 14 | 子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数<br>(累計) | 231 社 (H30)    | 85 社<br>(R2～R6) |
| 15 | かがわこどもの駅認定施設数                 | 474 か所 (H30)   | 510 か所          |
| 16 | 都市公園面積                        | 1, 616ha (H30) | 1, 628ha        |

### Ⅵ 児童虐待防止対策・社会的養育の充実

|    |                |                |     |
|----|----------------|----------------|-----|
| 17 | 家族再統合プログラム実施件数 | 74 件 (H30)     | 調整中 |
| 18 | 養育里親登録数        | 57 世帯 (H31. 4) | 調整中 |
| 19 | 里親委託率          | 25. 9% (H30)   | 調整中 |

### Ⅶ 困難な環境にある子どもや家庭への支援

|    |                                      |           |     |
|----|--------------------------------------|-----------|-----|
| 20 | 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 0 人 (H30) | 6 人 |
|----|--------------------------------------|-----------|-----|

### Ⅷ

#### 子ども・子育てを担う人材の確保・資質の向上

|    |                              |                         |                  |
|----|------------------------------|-------------------------|------------------|
| 21 | 保育士人材バンクを通じて復職した保育士数<br>(累計) | 327 人<br>(H25. 8～R1. 7) | 290 人<br>(R2～R6) |
|----|------------------------------|-------------------------|------------------|

## 第 2 期香川県健やか子ども支援計画（仮称）素案

|     |                |          |
|-----|----------------|----------|
| 第 1 | はじめに           | 1～ 2 頁   |
| 第 2 | 総論（計画の背景と基本方針） | 3～ 31 頁  |
| 第 3 | 各論             | 32～ 96 頁 |
| 第 4 | 計画の推進に向けて      | 97～ 98 頁 |

## 第1 はじめに

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の性格
- III 計画の期間
- IV 計画の対象

## I 計画策定の趣旨

- 本県の人口は、平成 11 年をピークとして減少に転じ、令和元年 6 月に公表された平成 30 年の人口動態統計によれば、出生数は過去最低となっており、少子化による子どもの成長への影響、地域の活力の低下、超高齢化による社会保障制度における負担増大など、地域社会や経済への深刻な影響が懸念されています。
- このような中、本県では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 27 年 3 月に「香川県健やか子ども支援計画」（計画期間：平成 27 年度～令和元年度）を策定し、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- しかしながら、出生数の減少など少子化の進行や児童虐待対応件数の増加等、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。このような状況に対応するためには、これまでの取り組みの成果を引継ぎつつ、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を一層推進する必要があることから、第 2 期香川県健やか子ども支援計画（仮称）を策定するものです。

## II 計画の性格

- 本計画は、次の法律・条例に基づく 3 つの計画を「第 2 期香川県健やか子ども支援計画（仮称）」として、一体のものとして策定するものです。
  - ① 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
    - ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、県内市町の行う子ども・子育て支援事業を支援するための都道府県としての計画です。
    - ・ 市町が策定する計画では、その地域の実情に応じて小学校就学前子どもの教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期等を定めることとされており、県計画では、市町の計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本として、県設定区域ごとの小学校就学前子どもの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期等を定めます。また、県内における小学校就学前子どもの教育・保育の推進方策や、子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上に係る方策等を定め、市町の事業を支援します。
  - ② 次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づく「都道府県行動計画」
    - ・ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための都道府県としての計画です。
  - ③ 子育て県かがわ少子化対策推進条例第 7 条に基づく「少子化対策の推進に関する基本的な計画」



- 本計画は、本県の総合計画である「新・せとうち田園都市創造計画（平成28～32年度）」の「信頼・安心の香川」のうちの「子育て支援社会の実現」のための個別計画となっています。  
また、令和2年3月に策定（予定）の「第2期かがわ創生総合戦略（仮称）」の「誰もが安心して暮らし、活躍できる香川を創る」に「『子育て県かがわ』の実現」として位置付けています。
- 本計画は、「健やか香川 21 ヘルスプラン」、「香川県地域福祉支援計画」、「かがわ障害者プラン」、「香川県保健医療計画」、「かがわ男女共同参画プラン」、「かがわ子ども・若者育成支援ビジョン」、「香川県教育基本計画」、「香川県幼児教育振興プラン」、「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」、「香川県社会的養育推進計画」、「香川県子どもの貧困対策推進計画」などとの整合性を図り、連携を強化するものです。本計画の一部は、母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に資するための本県母子保健計画であり、保育所保育指針等を踏まえた本県における保育の質の向上のためのアクションプログラムでもあります。

### Ⅲ 計画の期間

- 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

### Ⅳ 計画の対象

- 本計画は、これから生まれてくる子どもから、成長して次代を育む親となるまでのすべての子ども、また、子どもを育成し、または子どもを育成しようとする家庭、そして、子どもと子育て家庭を取り巻くさまざまな主体（県民、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、関係団体、行政など）を対象とします。

## 第2 総論（計画の背景と基本方向）

- I 計画策定の背景
- II 計画の基本理念、基本目標、基本的視点
- III 施策体系

## I 計画策定の背景

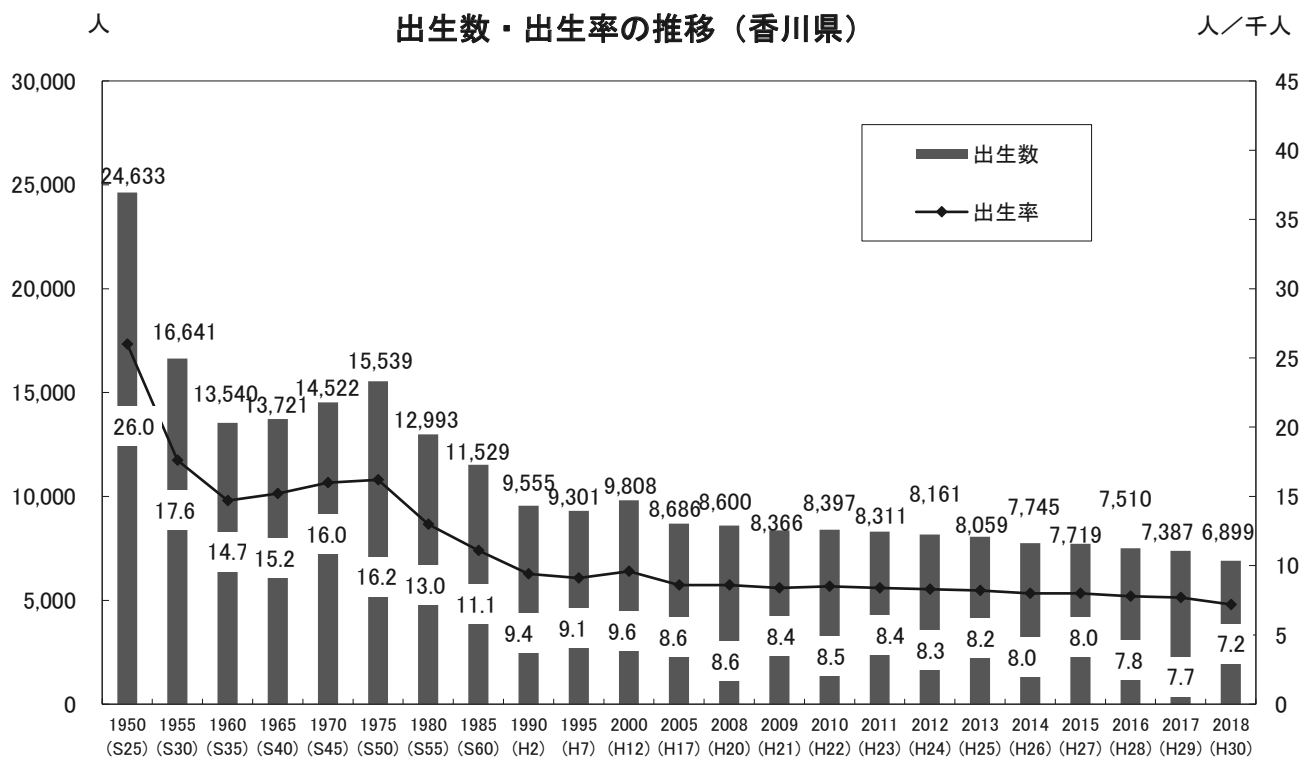
### 1 子どもの育ち、子育てをめぐる環境

#### (1) 少子化の進行

##### ① 出生数の減少

本県の出生数は、1947（昭和 22）年をピークとするいわゆる第 1 次ベビーブームを過ぎると急速に減少しはじめ、その後、昭和 40 年代後半から一時的に増加傾向となり、1973（昭和 48）年には 16,399 人を記録（第 2 次ベビーブーム）したものの、1974（昭和 49）年からは再び減少に転じ、1989（平成元）年以降は 1 万人を割って推移しています。

近年、第 2 次ベビーブーム世代の女性が出産期を迎え、出生数は横ばい傾向にありましたが、今後は 15 歳～49 歳の女性人口が減少することに伴い、出生数も減少が続くことが予想されます。



厚生労働省「人口動態統計」

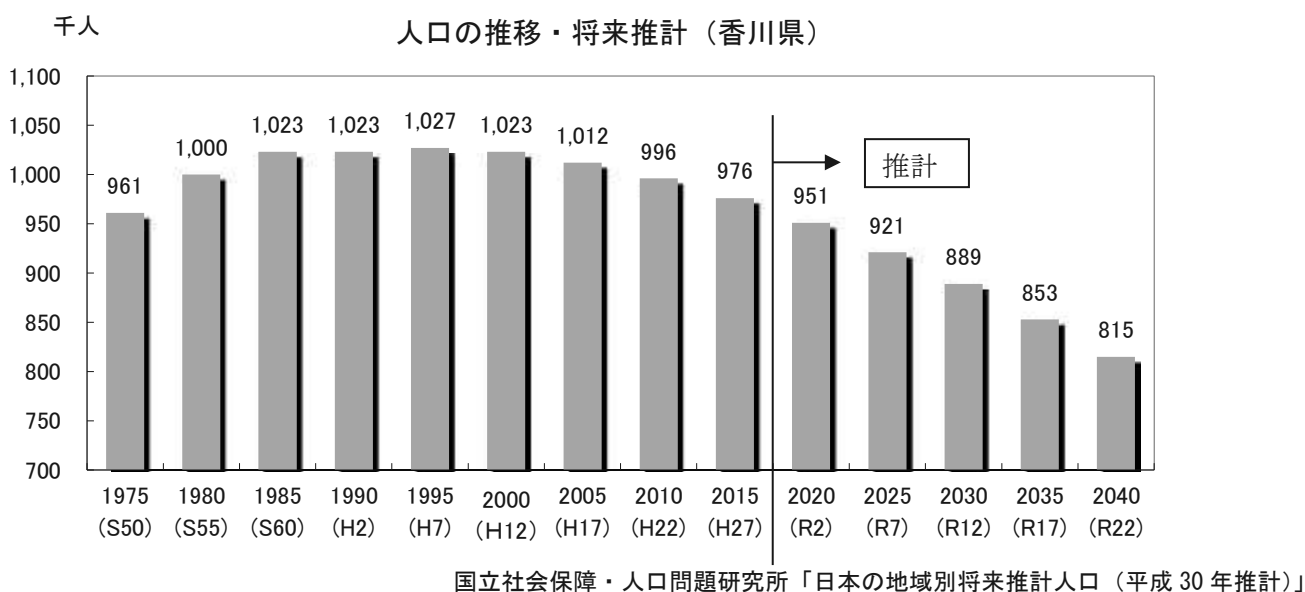
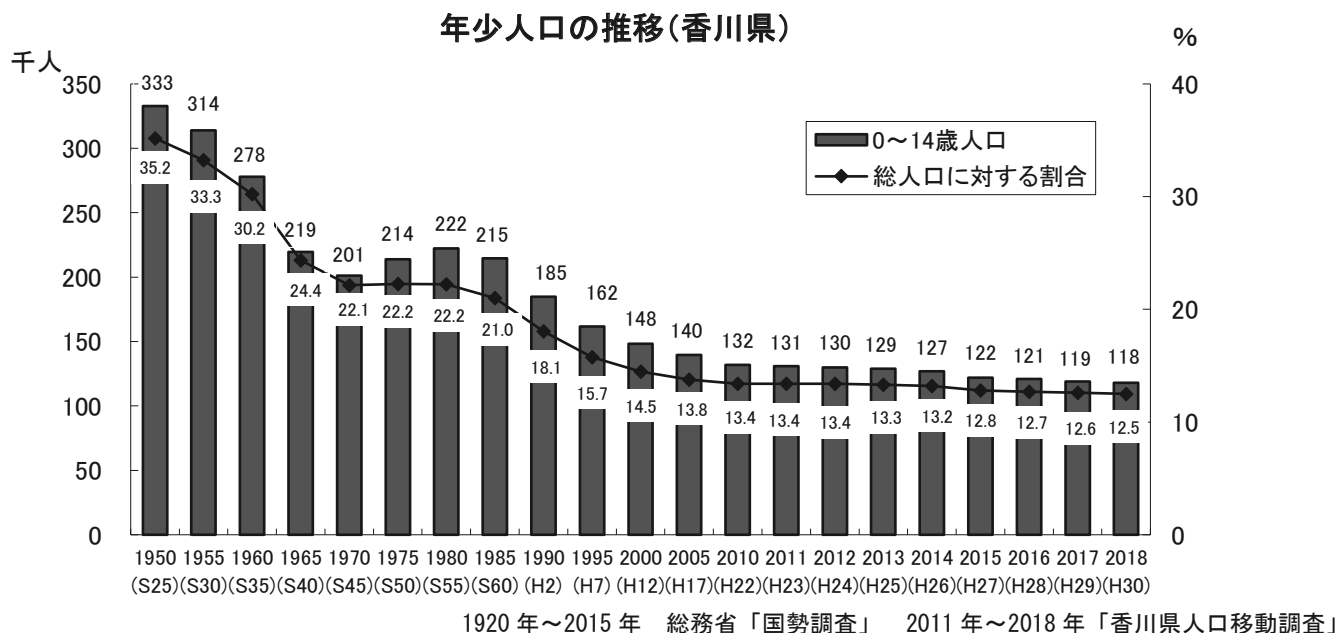
$$\text{※出生率} = \frac{1 \text{ 年間の出生数}}{10 \text{ 月 1 日現在人口}} \times 1,000$$

## ② 子どもの数の減少

本県の年少人口（0～14 歳）は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代半ばに一時的に増加傾向を示したものの、その後は減少し、2018（平成 30）年の調査では、1980（昭和 55）年の約 53.2%に当たる 11 万 8 千人にまで減少しています。

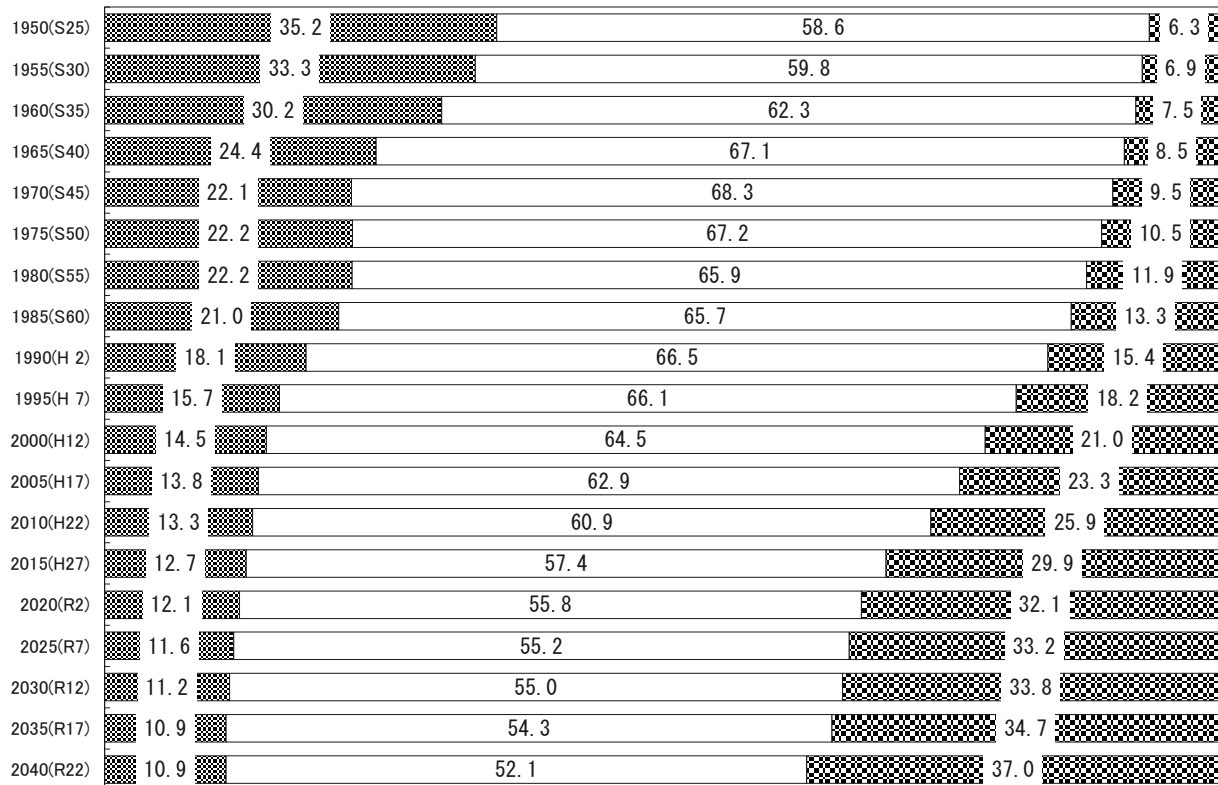
また、本県の人口は、1999（平成 11）年をピークとして減少に転じ、総人口に占める年少人口の割合については、1980（昭和 55）年には 22.2%ありましたが、2018（平成 30）年は 12.5%と大幅に減少しています。

本県では、人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響を踏まえ、「かがわ人口ビジョン」（令和 2 年 3 月改訂予定）において合計特殊出生率が上昇（2030（令和 12）年に 1.8 程度、2040（令和 22）年に 2.07 程度）し、かつ、2024（令和 6）年以降社会増 1,000 人／年が継続するとした場合の推計を踏まえ、2060（令和 42）年に人口約 77 万人を維持する目標を掲げたところであり、この目標の実現の観点からも本計画に基づく各種施策の取組みが求められています。



%

## 年齢（3区分）構成の推移・将来推計（香川県）



■ 年少人口 (0～14歳)      □ 生産年齢人口 (15～64歳)      ■ 老年人口 (65歳以上)

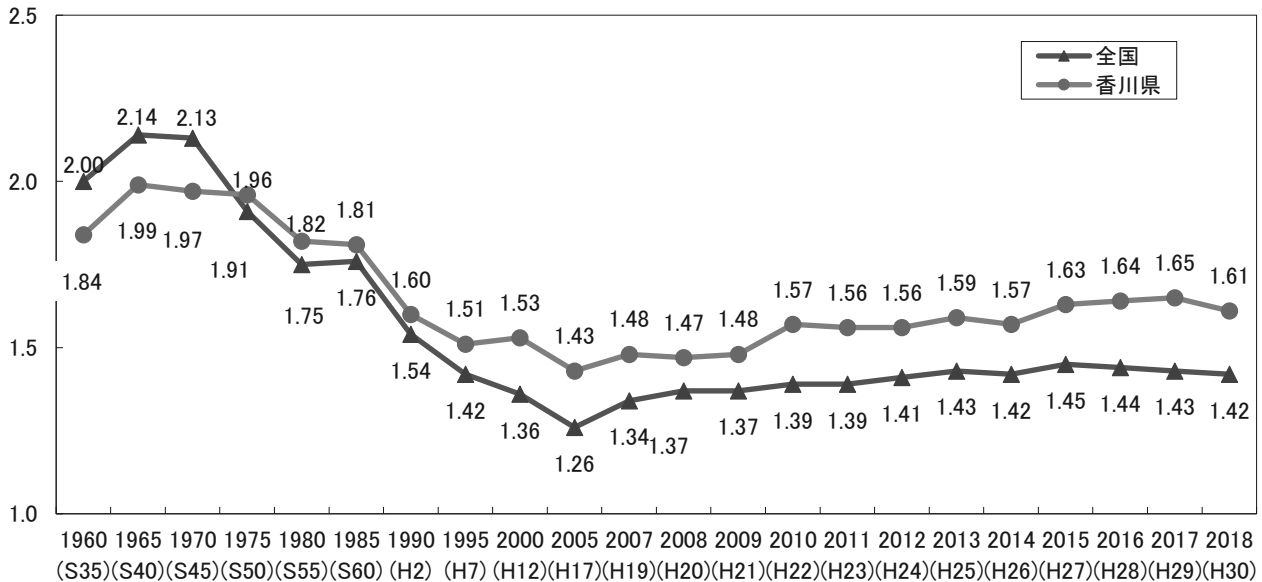
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

（平成27年までは確定数、令和2年以降は推計）

### ③ 合計特殊出生率の低下

2018（平成 30）年の本県の合計特殊出生率は 1.61 であり、全国の 1.42 と比べれば高いものの、人口を維持する水準とされる 2.07 を大きく割り込んでおり、依然として少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。

合計特殊出生率の推移（全国・香川県）



厚生労働省「人口動態統計」

※H30 は概数

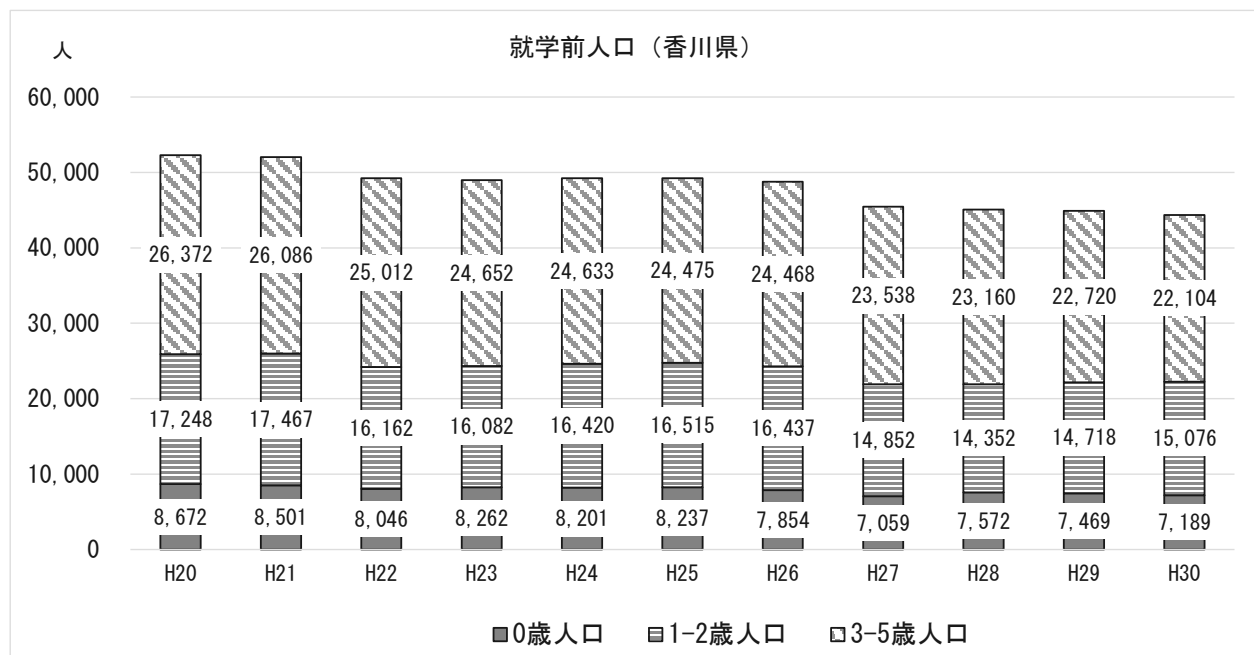
※合計特殊出生率：その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母親の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\} \text{15 歳から 49 歳までの合計}$$

## (2) 就学前を中心とした子どもの状況

### ① 就学前の子どもの人口

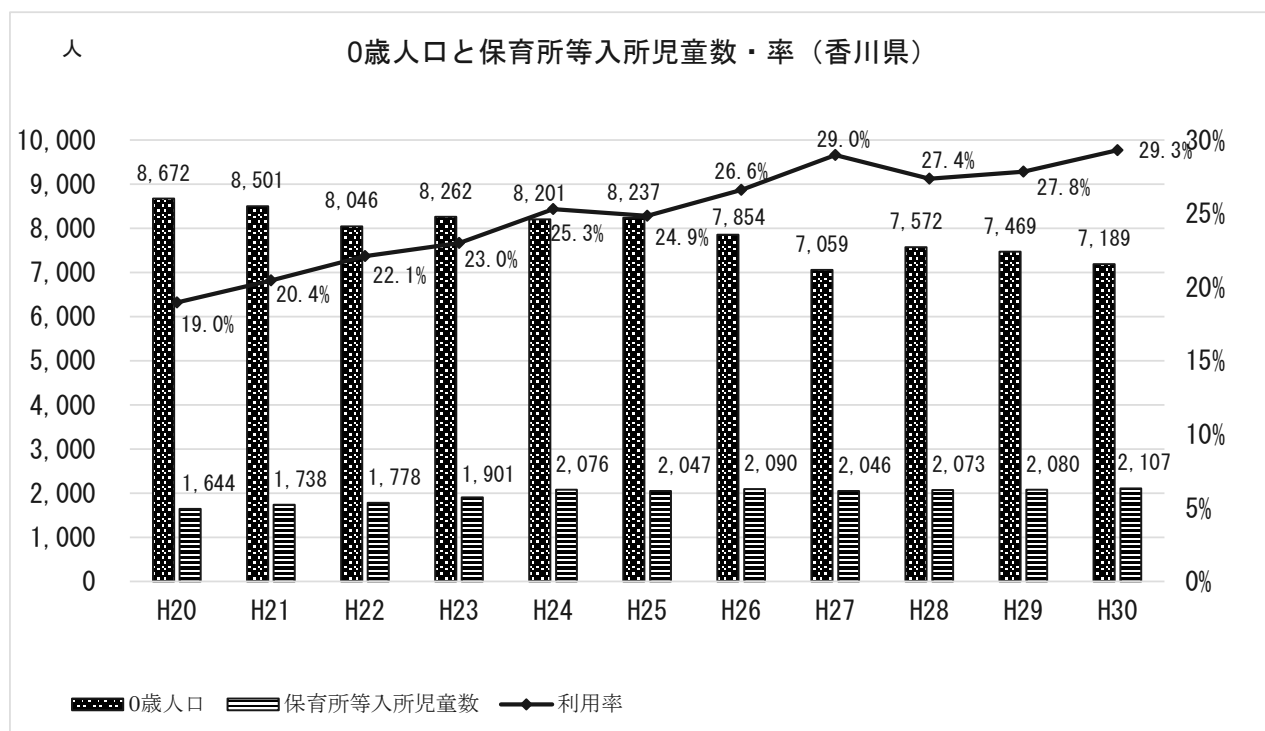
本県の就学前の子どもの人口は、毎年減少を続け、10年間で7,923人減少しています。



「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在)

### ② 就学前の子どもの状況

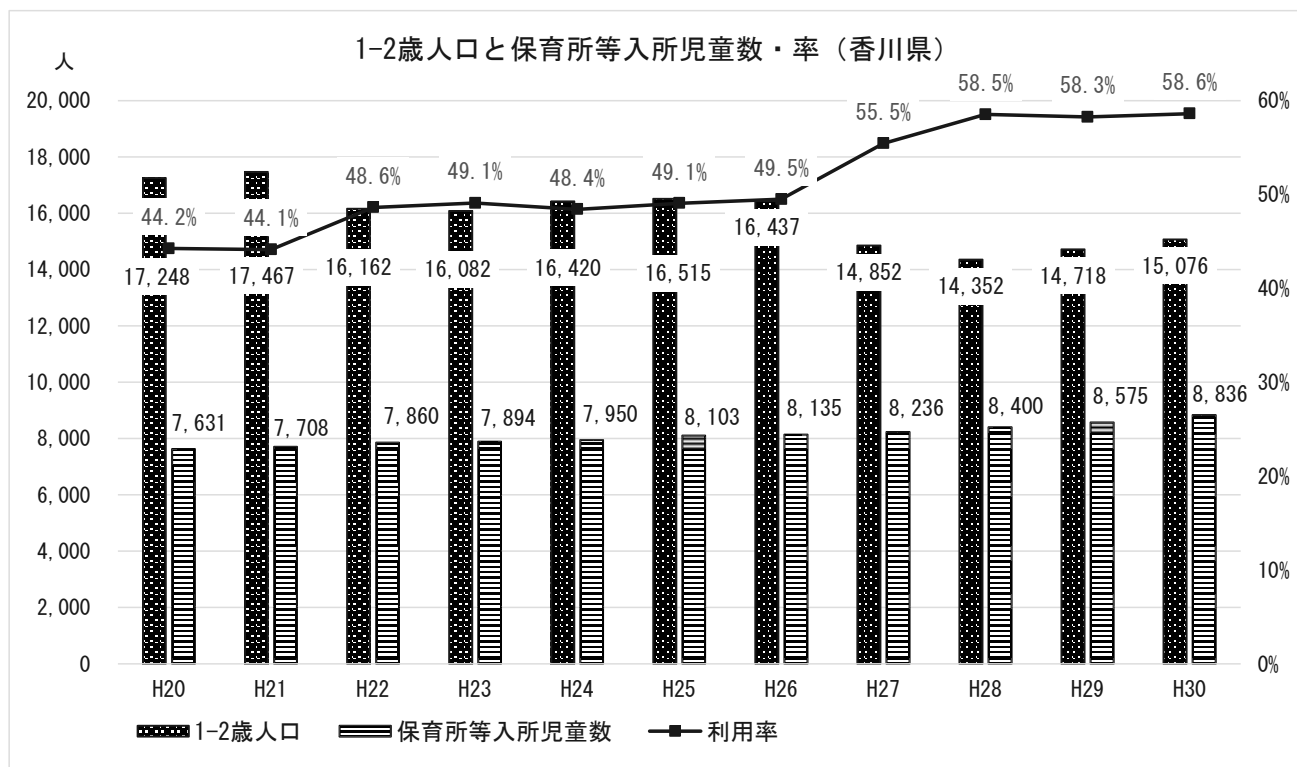
就学前の子どもについては、1歳までは、家庭で養育されている場合が多く、1～2歳では、保育所等を利用している割合が増え、3歳以降は、幼稚園・保育所等に在園・入所する児童がほとんどとなります。(統計には、地域型保育事業を含みます。以下同。)



人口:「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在)

保育所等入所児童数:香川県子ども家庭課(各年10月1日現在)

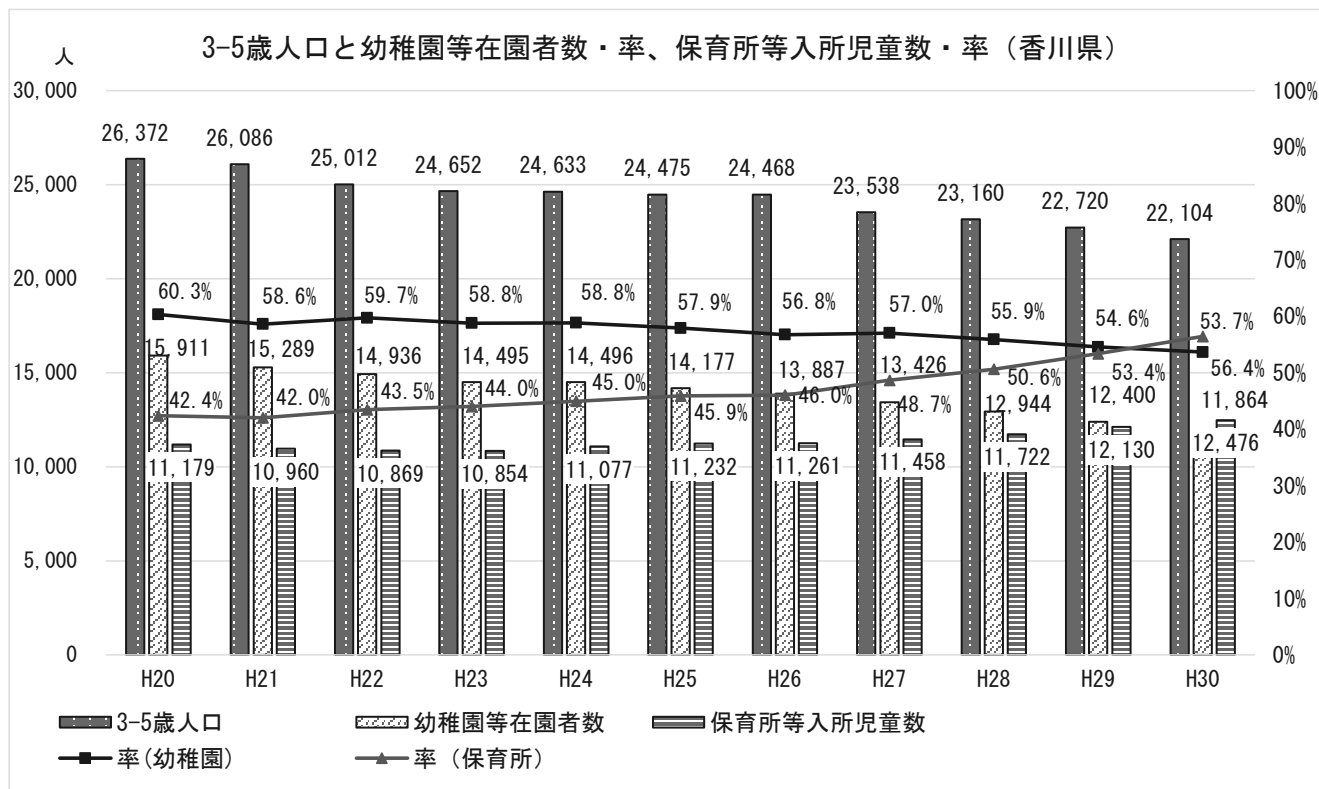
※保育所等:保育所、認定こども園、地域型保育事業



人口：「香川県人口移動調査」（各年 10 月 1 日現在）

保育所等入所児童数：香川県子ども家庭課（各年 10 月 1 日現在）

※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業



人口：「香川県人口移動調査」（各年 10 月 1 日現在）

保育所等入所児童数：香川県子ども家庭課（各年 10 月 1 日現在）

幼稚園等在園者数：「香川県学校基本調査報告書」（各年 5 月 1 日現在）

※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業

※認定こども園の 2 号認定こどもは保育所等入所児童に含み、1 号認定こどもは幼稚園等在園者数に含む

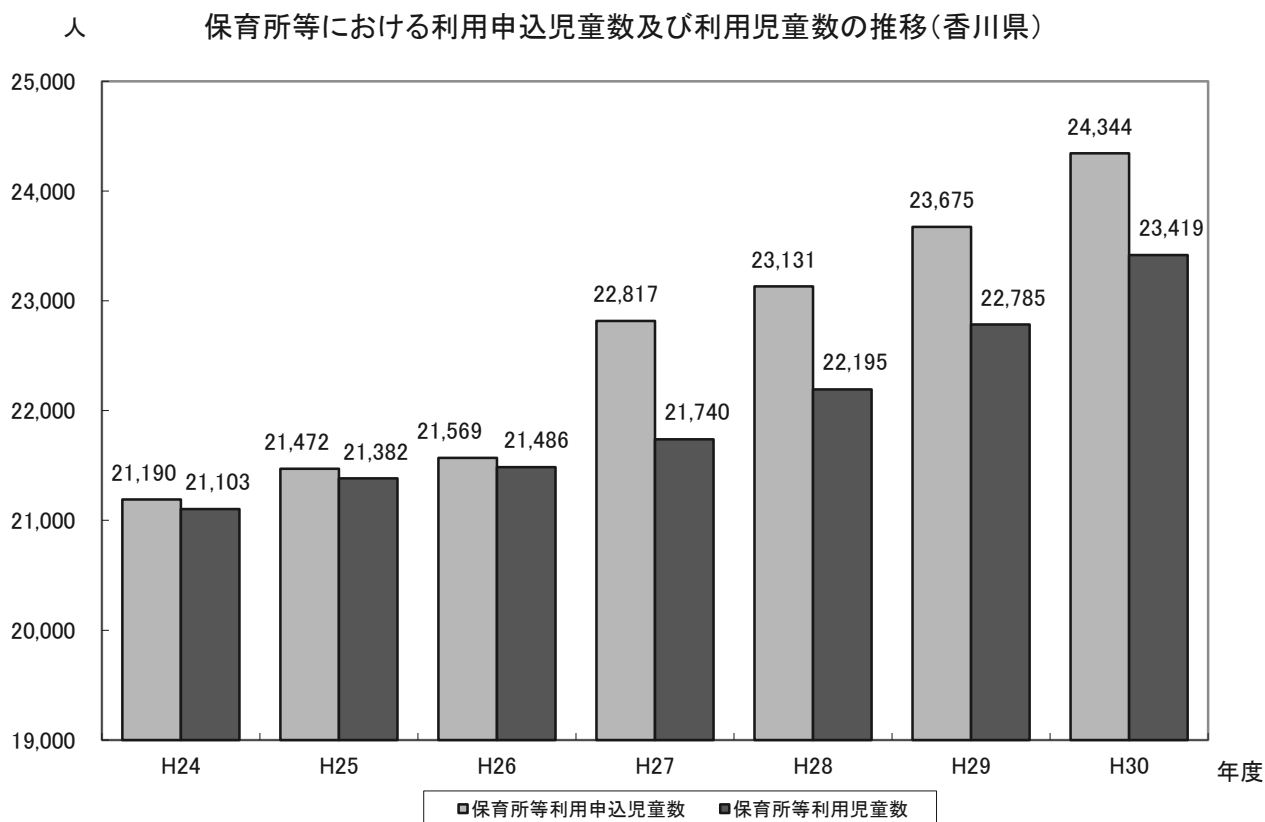


### ③ 保育所等、放課後児童クラブの利用状況

#### ○ 保育所等の利用状況

保育所等への利用申込児童数及び利用児童数は、共働き世帯の増加等により増加傾向にあります。

特に、子ども・子育て支援新制度が開始された平成 27 年度は、保育施設の利用対象となる児童が拡大されたことから、利用申込児童数が大幅に増加しています。



香川県子ども家庭課(各年 10 月 1 日現在)

香川県の保育所等利用待機児童数は、平成 27 年度以降、年度途中(10 月 1 日)だけでなく、年度当初(4 月 1 日)にも発生しています。

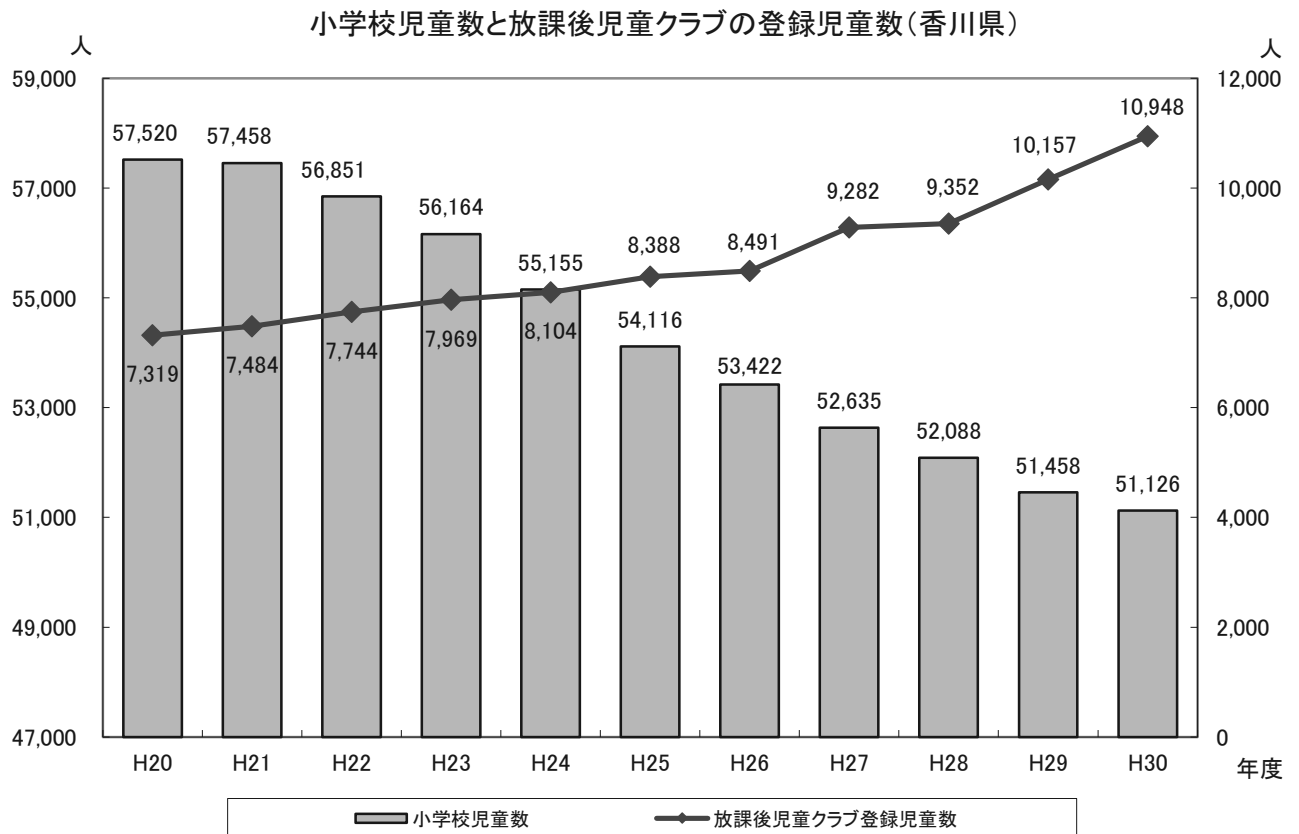
#### 保育所等利用待機児童数の推移(香川県)

| 年度         | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4 月 1 日現在  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 129 | 324 | 227 | 108 |
| 10 月 1 日現在 | 65  | 68  | 55  | 17  | 30  | 16  | 34  | 407 | 519 | 377 | 314 |

香川県子ども家庭課

## ○ 放課後児童クラブの登録児童数

放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の居場所となる放課後児童クラブの登録児童数は、小学校児童数が減少する中で増加傾向にあります。



小学校児童数:「香川県学校基本調査報告書」(各年5月1日現在)

放課後児童クラブ登録児童数:香川県子ども家庭課(各年5月1日現在)

### (3) 少子化の要因

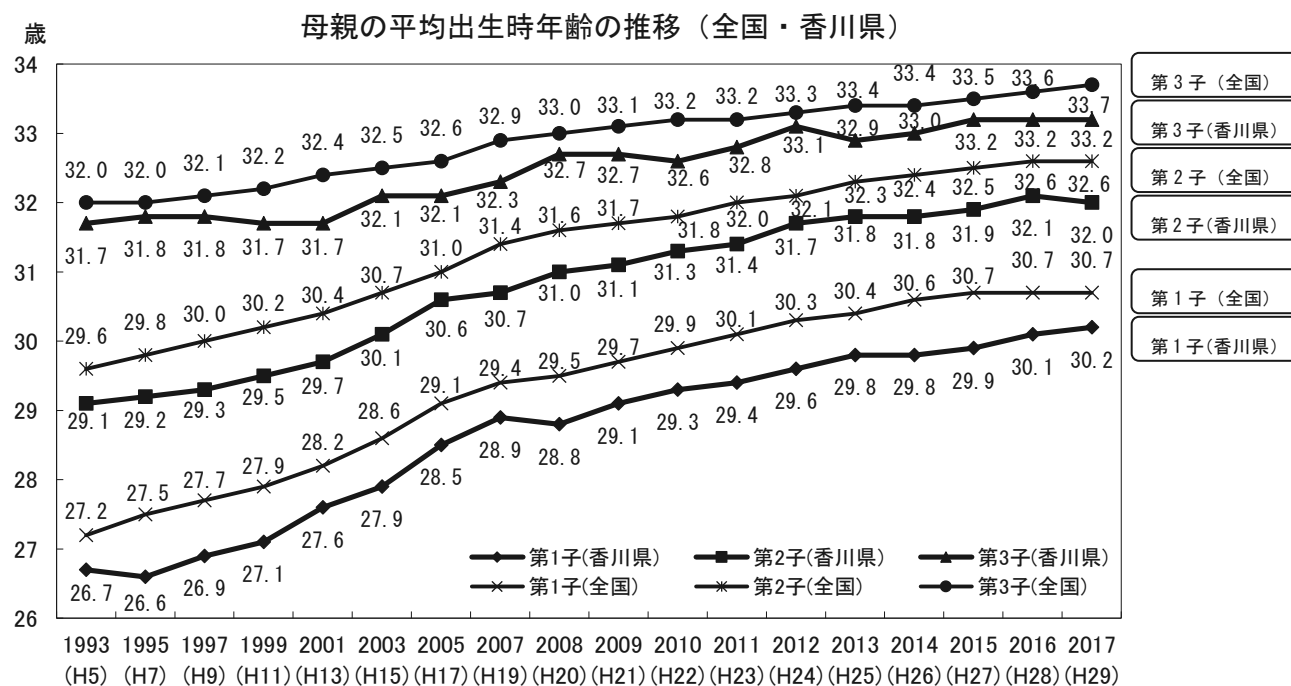
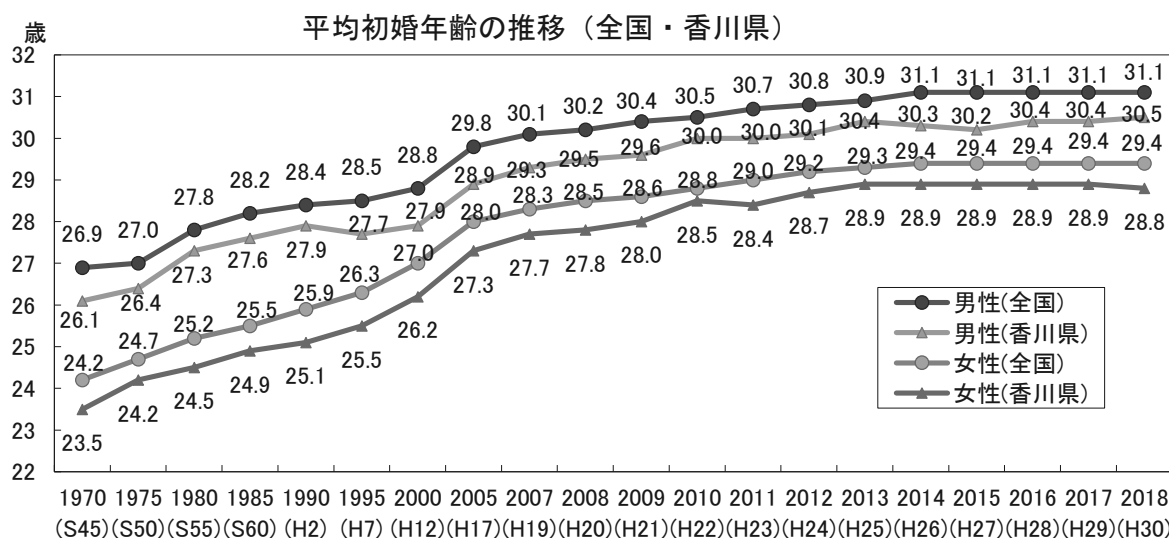
少子化の直接の要因は、晩婚化の進行、未婚率の上昇、初産年齢の上昇、夫婦の出生子ども数の減少が考えられます。

#### ① 晩婚化・晩産化の進行と未婚率の上昇

##### ○ 晩婚化・晩産化の進行

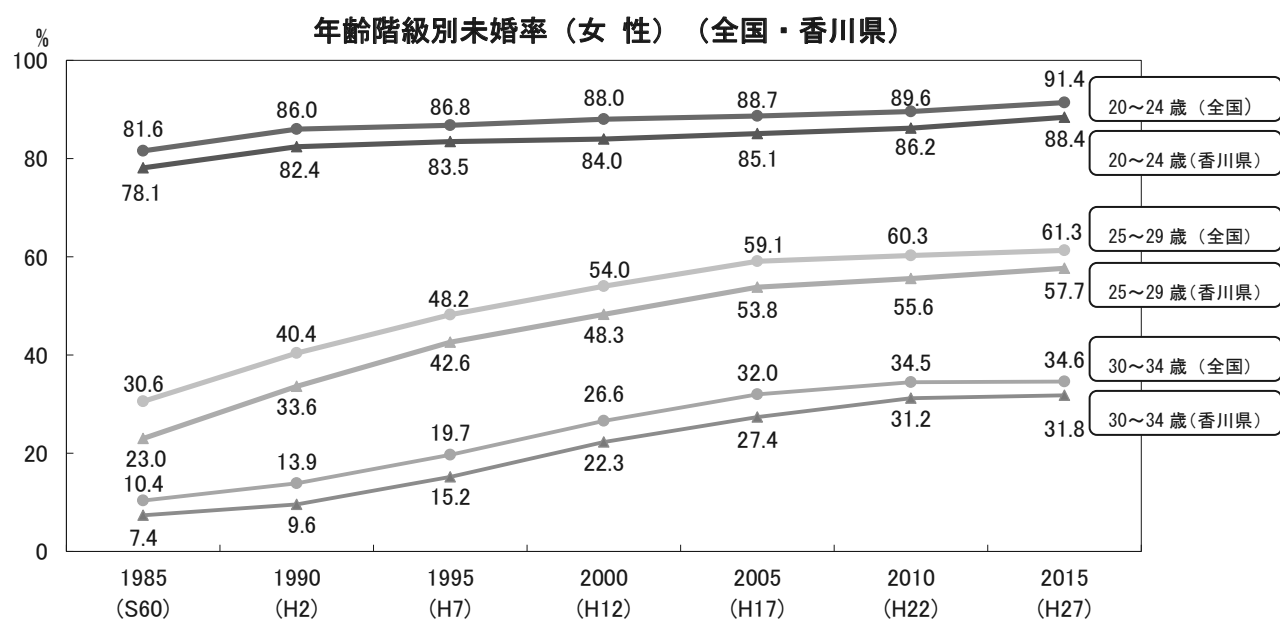
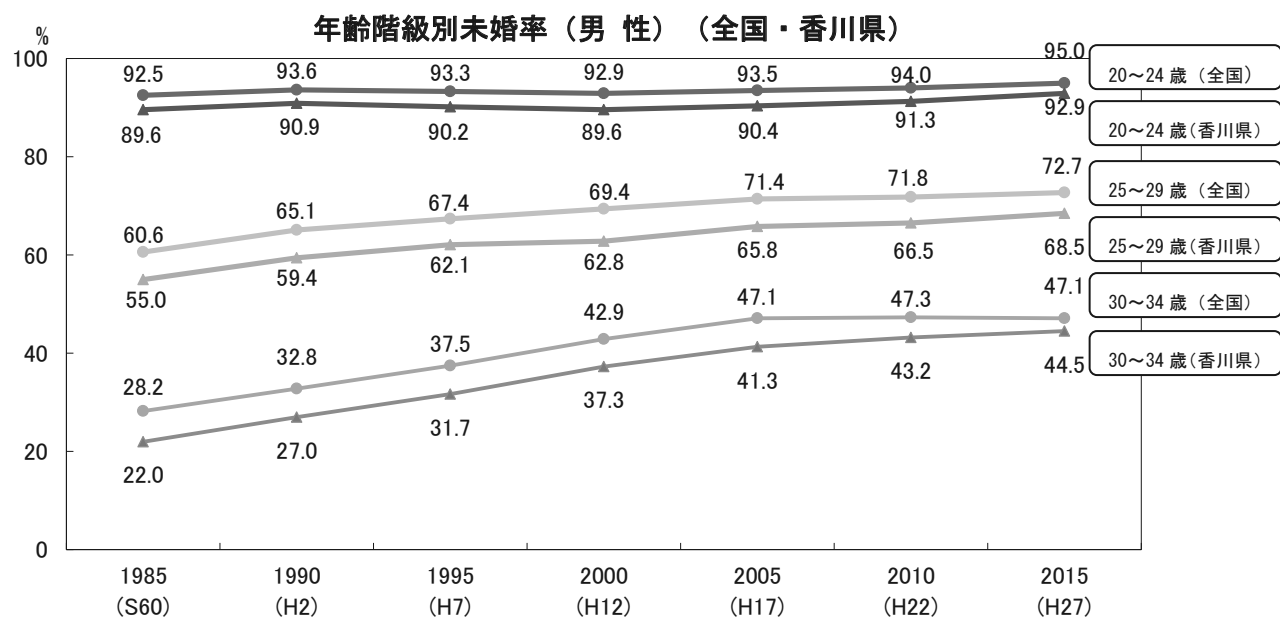
平均初婚年齢は年々上昇しており、全国と同様に晩婚化が進んでいますが、近年は横ばい傾向にあります。

また、出生したときの母親の平均年齢をみると、全国に比べると低い水準ですが、第2子・第3子については近年では横ばい傾向、第1子については上昇傾向にあり、2017（平成29）年では第1子が30.2歳、第2子が32.0歳、第3子が33.2歳となっています。



## ○ 未婚率の上昇

本県の年齢階級別未婚率について、1985（昭和 60）年から 2015（平成 27）年の推移をみると、男性は 30 歳代前半、女性は 20 歳代後半から 30 歳代前半で大きく上昇しています。



総務省「国勢調査」

## ○ 未婚者の生涯の結婚意思

全国調査である第 15 回出生動向基本調査では、「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚男性は 85.7%、未婚女性は 89.3%となっています。

未婚者の生涯の結婚意思（全国）

| 生涯の結婚意思      | 男 性    |        | 女 性    |        |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| いずれ結婚するつもり   | 2,319人 | 85.7%  | 2,296人 | 89.3%  |
| 一生結婚するつもりはない | 324人   | 12.0%  | 205人   | 8.0%   |
| 不 詳          | 62人    | 2.3%   | 69人    | 2.7%   |
| 総 数          | 2,705人 | 100.0% | 2,570人 | 100.0% |

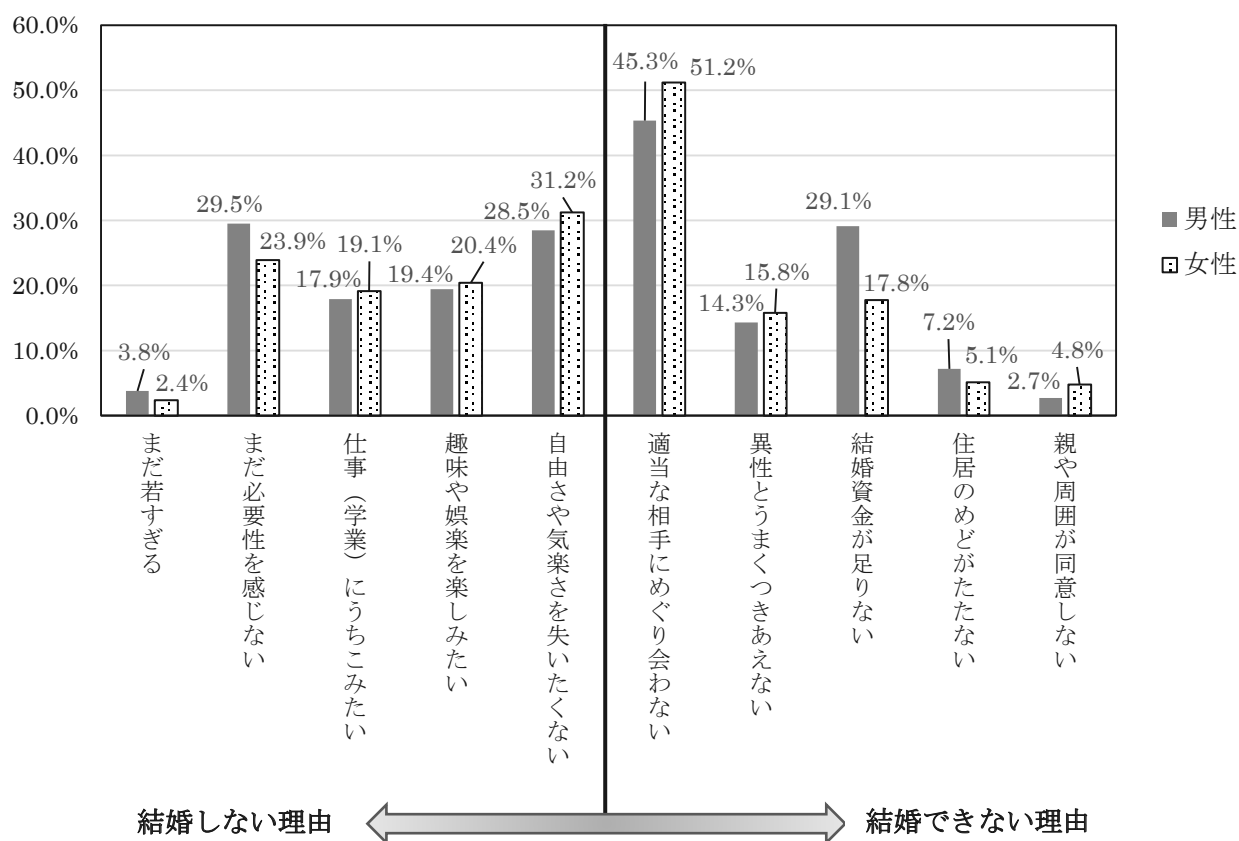
注：対象は 18～34 歳の未婚者

国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」（平成 27 年）

## ○ 独身にとどまっている理由

結婚意思のある未婚者（25～34 歳）が独身にとどまっている理由としては、男女共に「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、男性 45.3%、女性 51.2%となっています。

「独身にとどまっている理由」の選択割合（25 歳～34 歳）（全国）

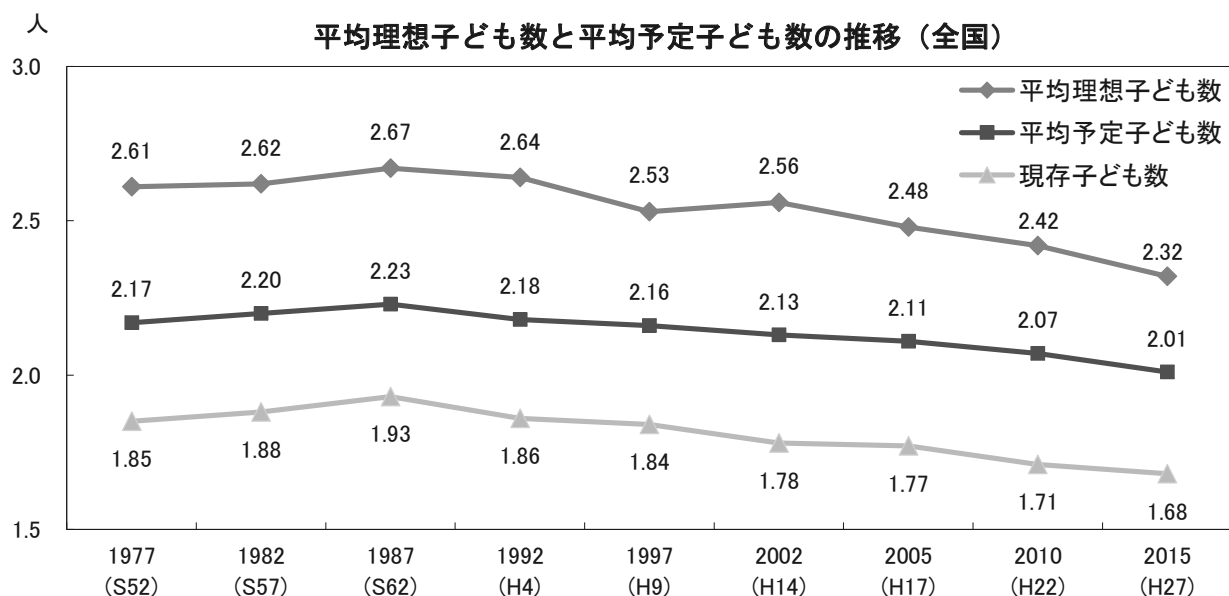


国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査」（平成 27 年）

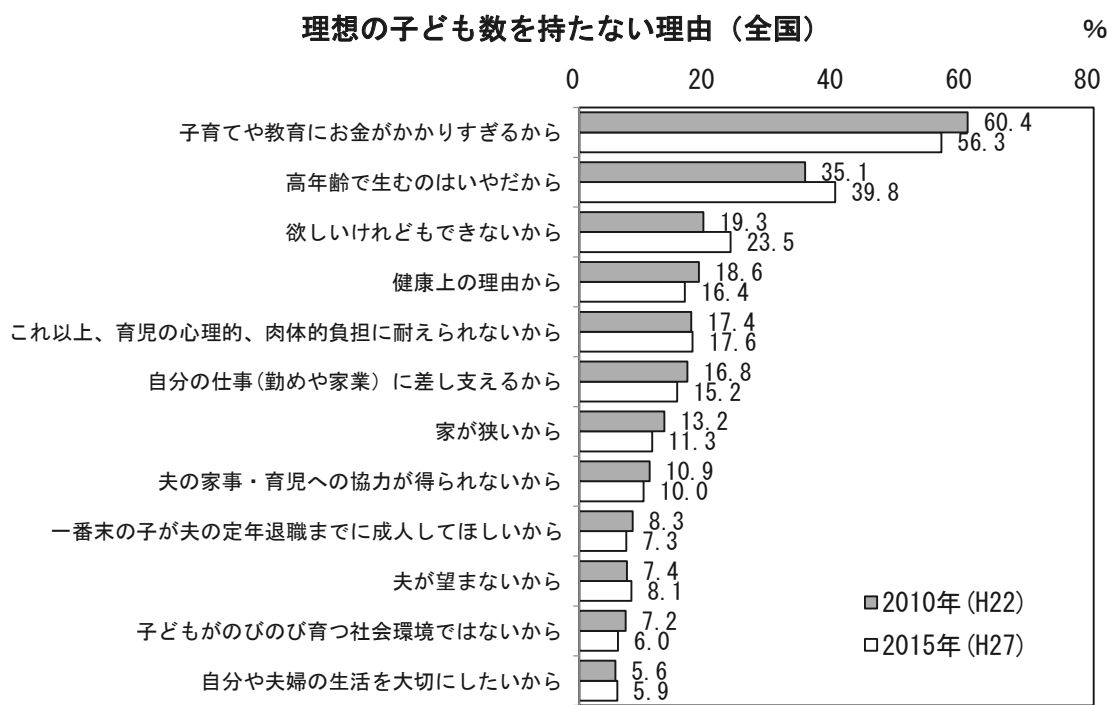
## ② 夫婦の出生子ども数の減少

夫婦にたずねた理想的な子ども数（平均理想子ども数）は低下する傾向にあり、2015（平成 27）年は調査開始以降最も低い 2.32 人となっています。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）や現存子ども数も、1977（昭和 52）年以降最も低くなっています。

理想の子ども数を持たない理由として、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（56.3%）、次いで、「高年齢で生むのはいやだから」（39.8%）、「欲しいけれどもできないから」（23.5%）の順になっています。



国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」



国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査」（2010 年）  
「第 15 回出生動向基本調査」（2015 年）

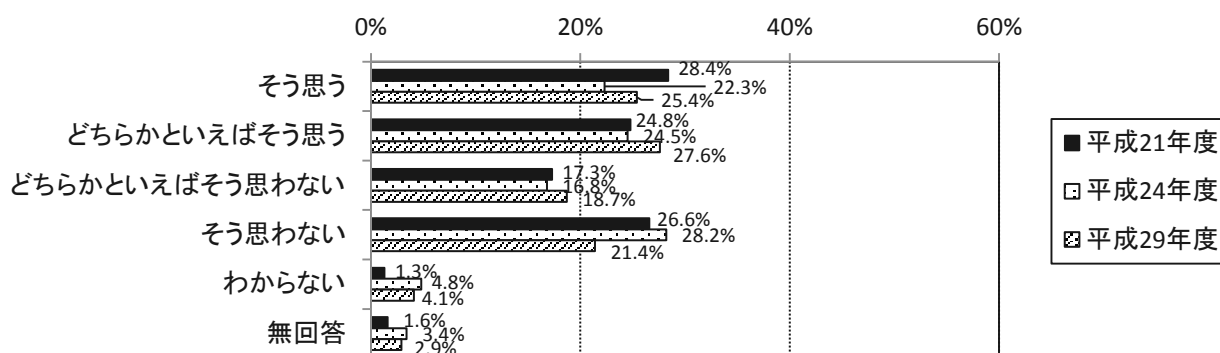
### ③ 結婚や出産についての意識

#### ○「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい」に対する考えについて

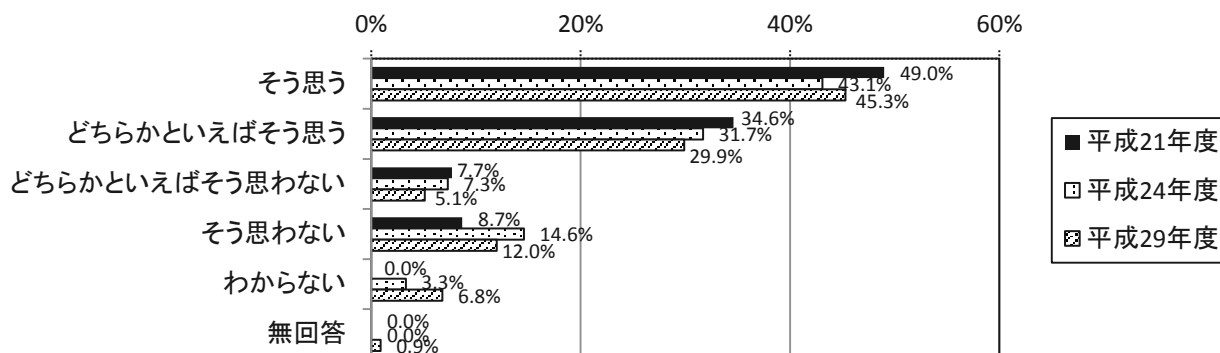
平成 29 年度県政世論調査では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた【思う】の割合が 53.0%となっており、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた【思わない】(40.1%)を 12.9 ポイント上回っています。平成 29 年度調査の【思う】(53.0%)は、平成 24 年度調査の【思う】(46.8%)と比べ 6.2 ポイント増加しています。

年齢別にみると、平成 29 年度調査での「20～29 歳」の【思う】は 75.2%と 7 割を超えており、平成 24 年度調査(74.8%)とほぼ同じ割合です。また、平成 29 年度調査での「30～39 歳」の【思う】は 76.4%と 7 割を超え、平成 24 年度調査(68.2%)と比べ 8.2 ポイント増加しています。

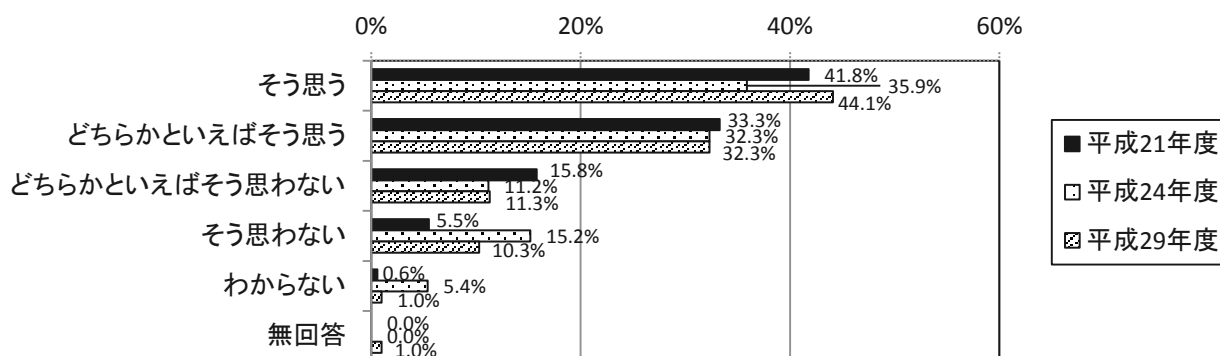
#### 結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい(香川県)



#### (香川県、20～29歳)



#### (香川県、30～39歳)



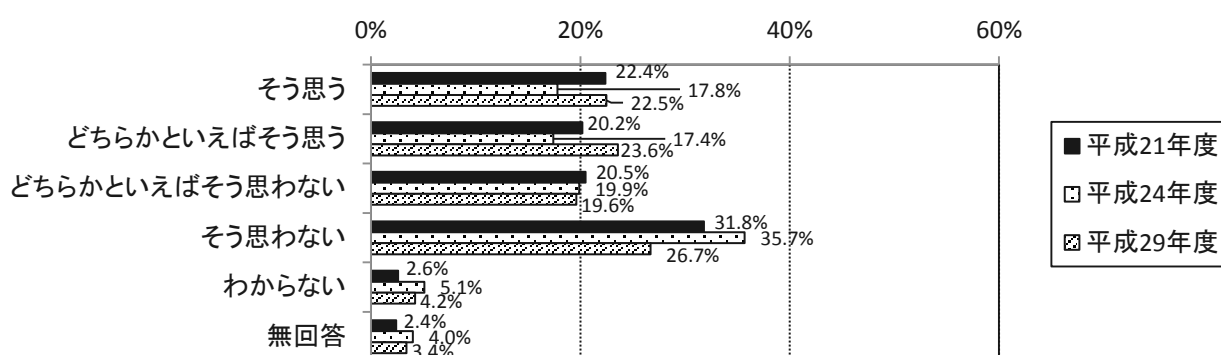
「県政世論調査」

## ○「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」に対する考えについて

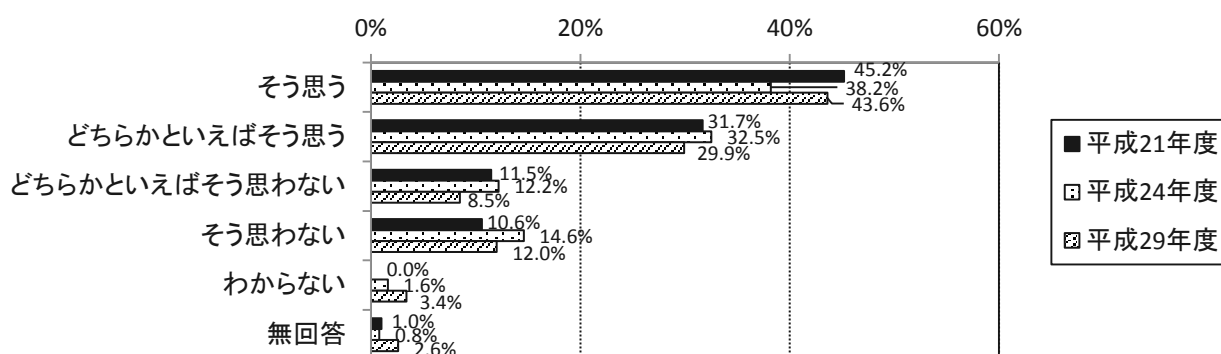
平成 29 年度県政世論調査では、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた【思わない】の割合が 46.3%となっており、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた【思う】(46.1%)とほぼ同じ割合となっています。また、平成 29 年度調査の【思わない】(46.3%)は、平成 24 年度調査の【思わない】(55.6%)と比べ 9.3 ポイント減少しています。

年齢別にみると、平成 29 年度調査での「20～29 歳」の【思う】は 73.5%と 7 割を超えており、平成 24 年度調査(70.7%)と比べ 2.8 ポイント増加しています。また、平成 29 年度調査での「30～39 歳」の【思う】は 71.3%と 7 割を超えており、平成 24 年度調査(58.3%)と比べ 13.0 ポイント増加しています。

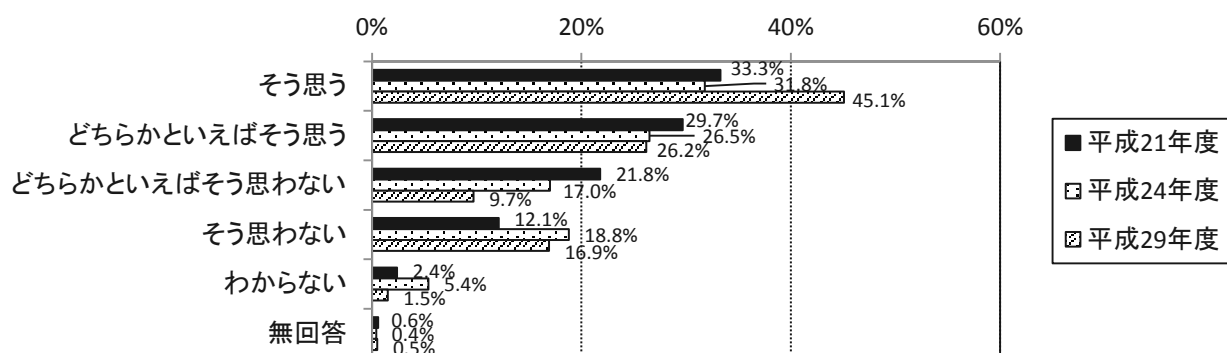
### 結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない(香川県)



### (香川県、20～29歳)



### (香川県、30～39歳)



「県政世論調査」



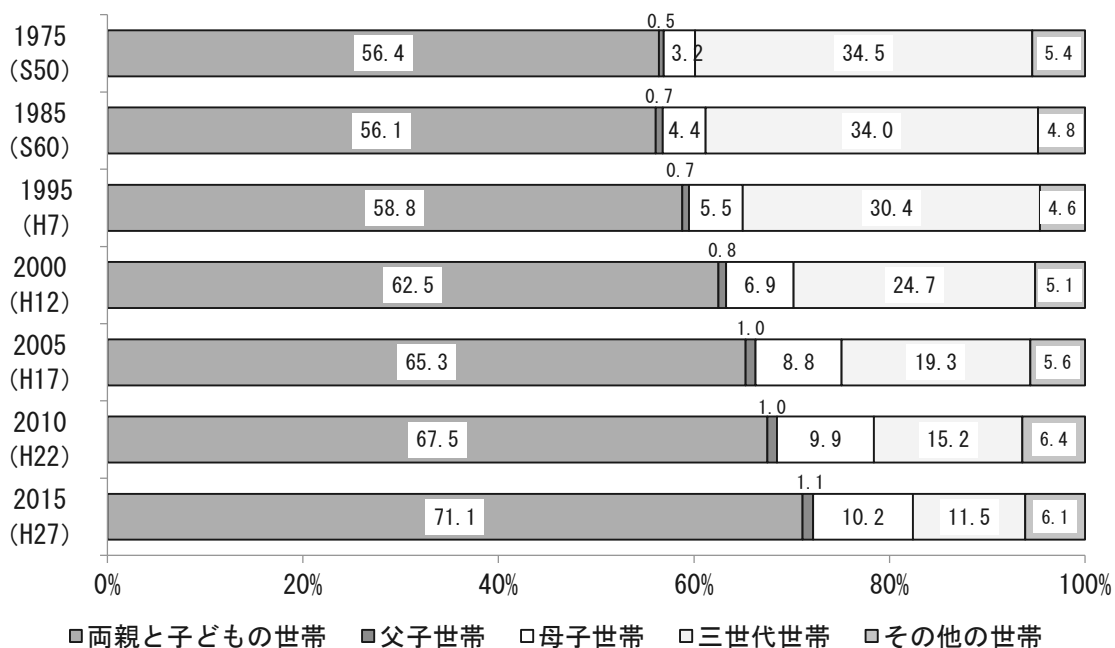
## （４）家庭や地域の子育て環境の変化

### ① 核家族化の進行

一世帯当たりの世帯員数は、夫婦のみの世帯や単独世帯の増加により年々減少しており、2015（平成 27）年には 2.45 人となっています。

また、18 歳未満の子どもがいる世帯に占める三世代同居の割合も減少し、両親と子どもの核家族世帯が増加しています。また、ひとり親家庭（父子世帯・母子世帯）も増加傾向にあります。

18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移（香川県）

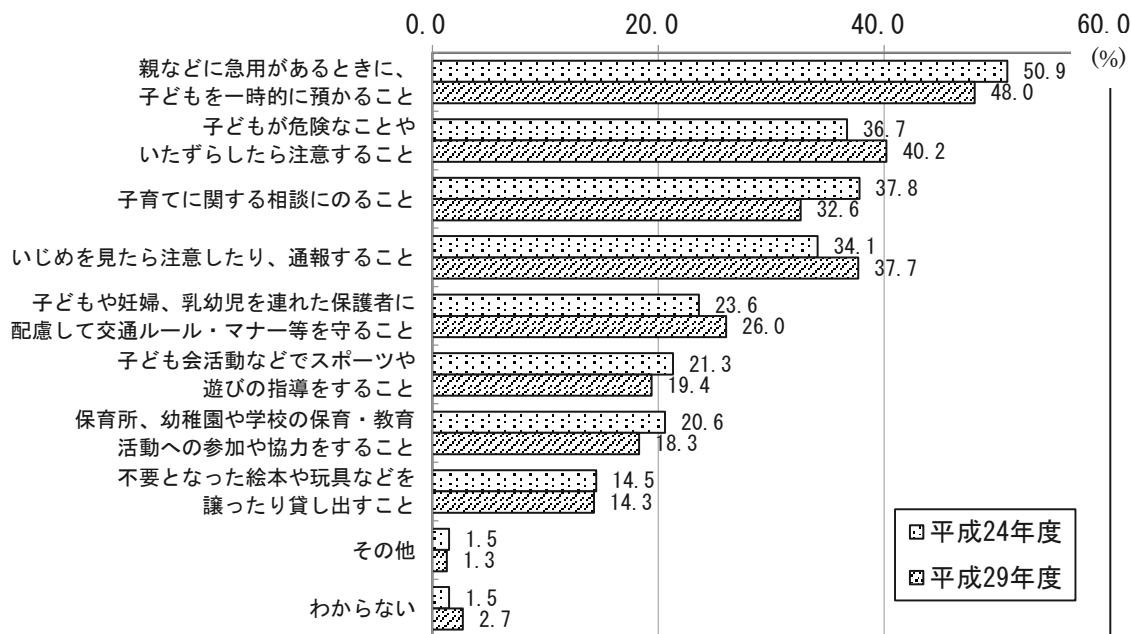


総務省「国勢調査」

## ② 子育てに関して地域での支えを期待することについて

平成 29 年度県政世論調査では「子育てを支える社会をめざしていくために地域での充実を期待すること」について、「親などに急用があるときに、子どもを一時的に預かること」、「子育てに関する相談にのること」、「子どもが危険なことやいたずらをしたら注意すること」の順に多く、子育てについて、地域の支えを期待していることがうかがえます。

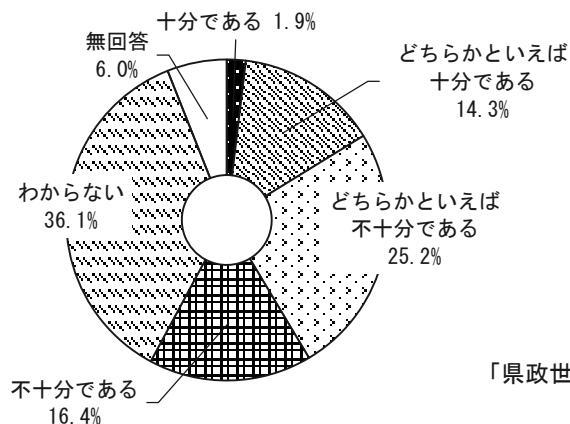
### 子育てを支える社会をめざしていくために地域での充実を期待すること



「県政世論調査」

## ③ 子育てについて困ったときに相談したり支えあう体制について

子育てについて困ったときに相談したり支えあう体制について、「不十分である」と「どちらかといえば不十分である」を合わせた【不十分】の割合が 41.6% となっており、「十分である」と「どちらかといえば十分である」を合わせた【十分】(16.2%) を 25.4 ポイント上回っています。

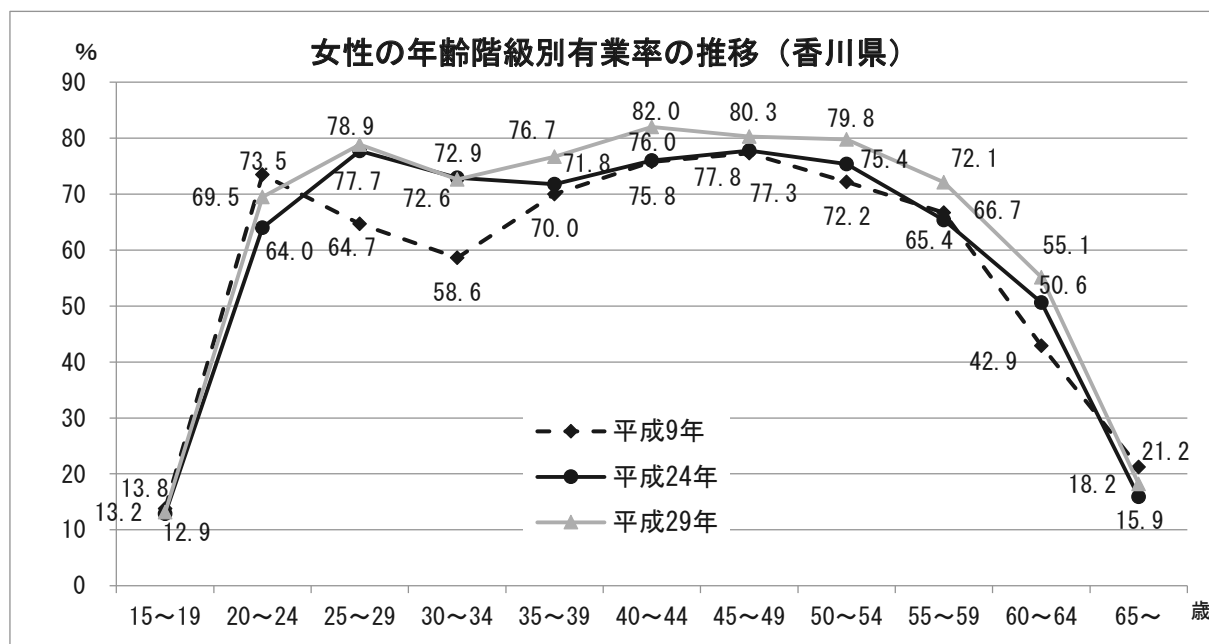


「県政世論調査」(平成 29 年度)

## (5) 仕事と子育てをめぐる環境の変化

### ① 女性の就労状況

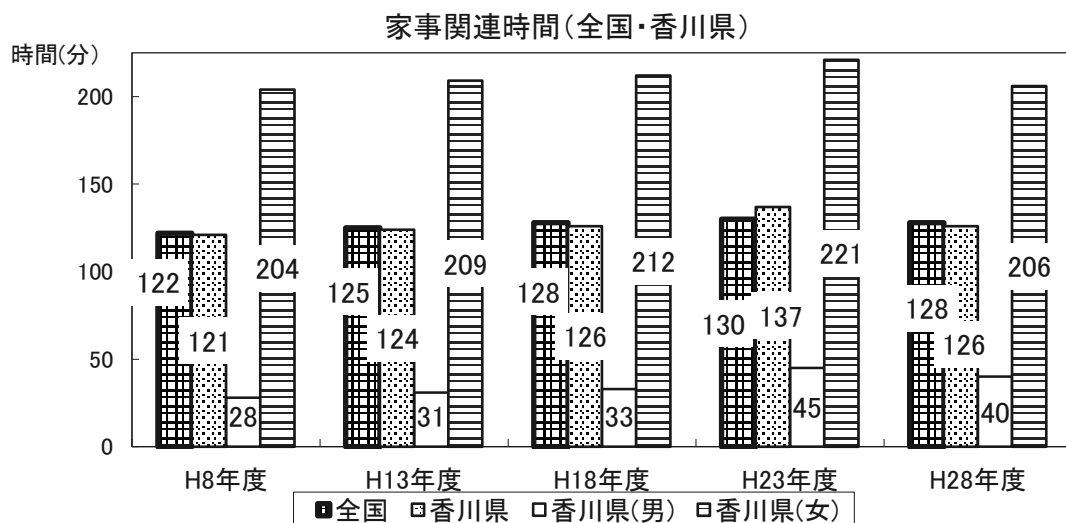
女性の高学歴化や就業意識の高まりなどを背景として、女性の社会進出が進み、共働き家庭がより一般化してきています。本県の女性の有業率（15 歳以上人口に占める有業者の割合）を年代別にみると、いわゆる「M 字カーブ」を描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっており、M 字の底（25～39 歳）での有業率は上昇しています。



総務省「就業構造基本調査」

### ② 女性に偏る育児時間

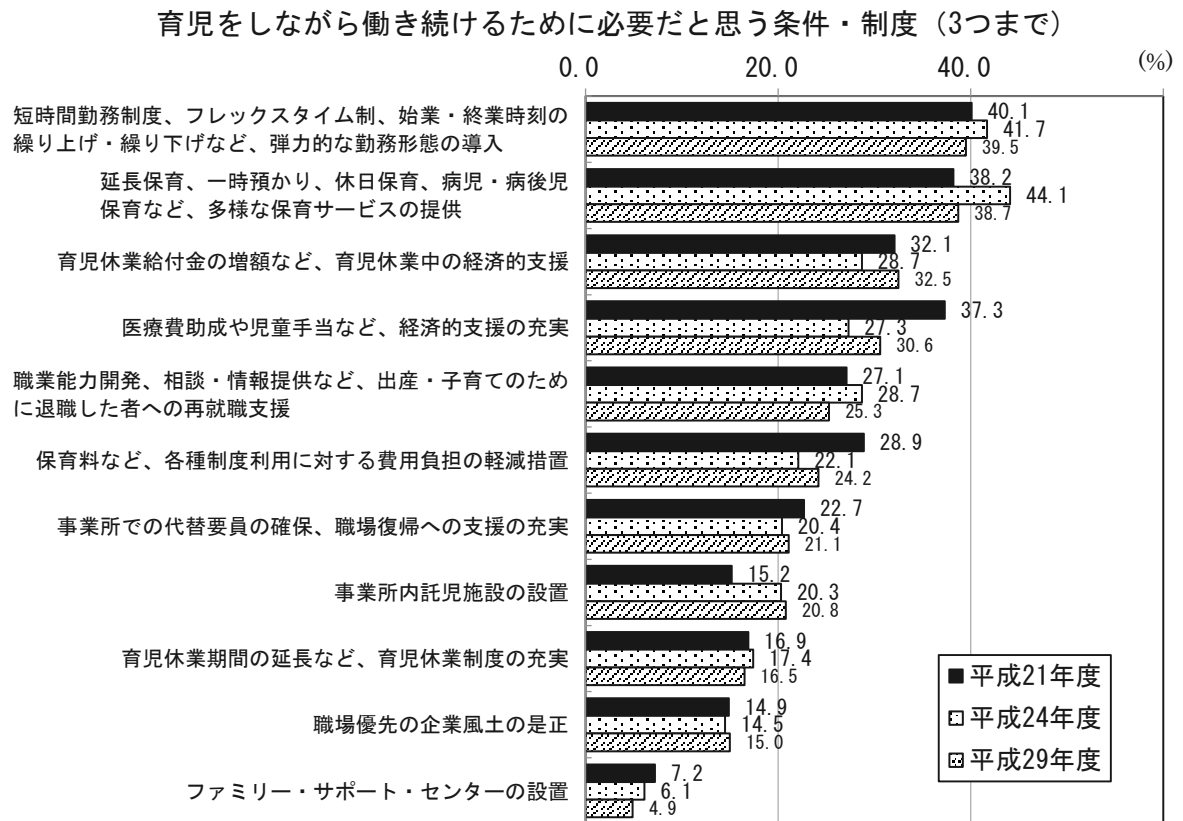
総務省の「社会生活基本調査」によると、家事関連時間は平成 8 年度から大きく変わらず、全国・本県ともに 2 時間程度であり、平成 28 年度の本県の男女を比較すると、男性は 40 分、女性は 206 分となっており、女性は男性の 5 倍の時間を家事などに従事しています。



総務省「社会生活基本調査」

### ③ 育児をしながら働き続けるために必要だと思う条件・制度

平成 29 年度県政世論調査では、「短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げなど、弾力的な勤務形態の導入」が 39.5%と最も高く、これに「延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの提供」が 38.7%、「育児休業給付金の増額など、育児休業中の経済的支援」が 32.5%、「医療費助成や児童手当など、経済的支援の充実」が 30.6%、「職業能力開発、相談・情報提供など、出産・子育てのために退職した者への再就職支援」が 25.3%で続いています。

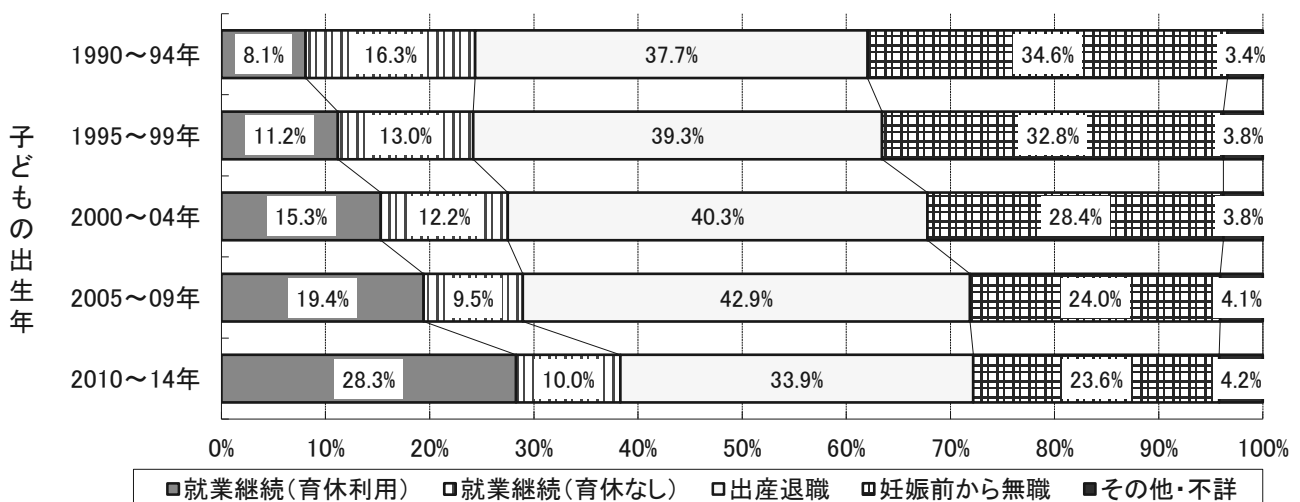


「県政世論調査」

### ④ 女性の就業と出産

2005～09 年と 2010～14 年を比較すると、女性の育児休業制度の利用が増え、出産前後で就業継続している女性の割合は増加し、出産を機に退職する女性の割合は減少しています。

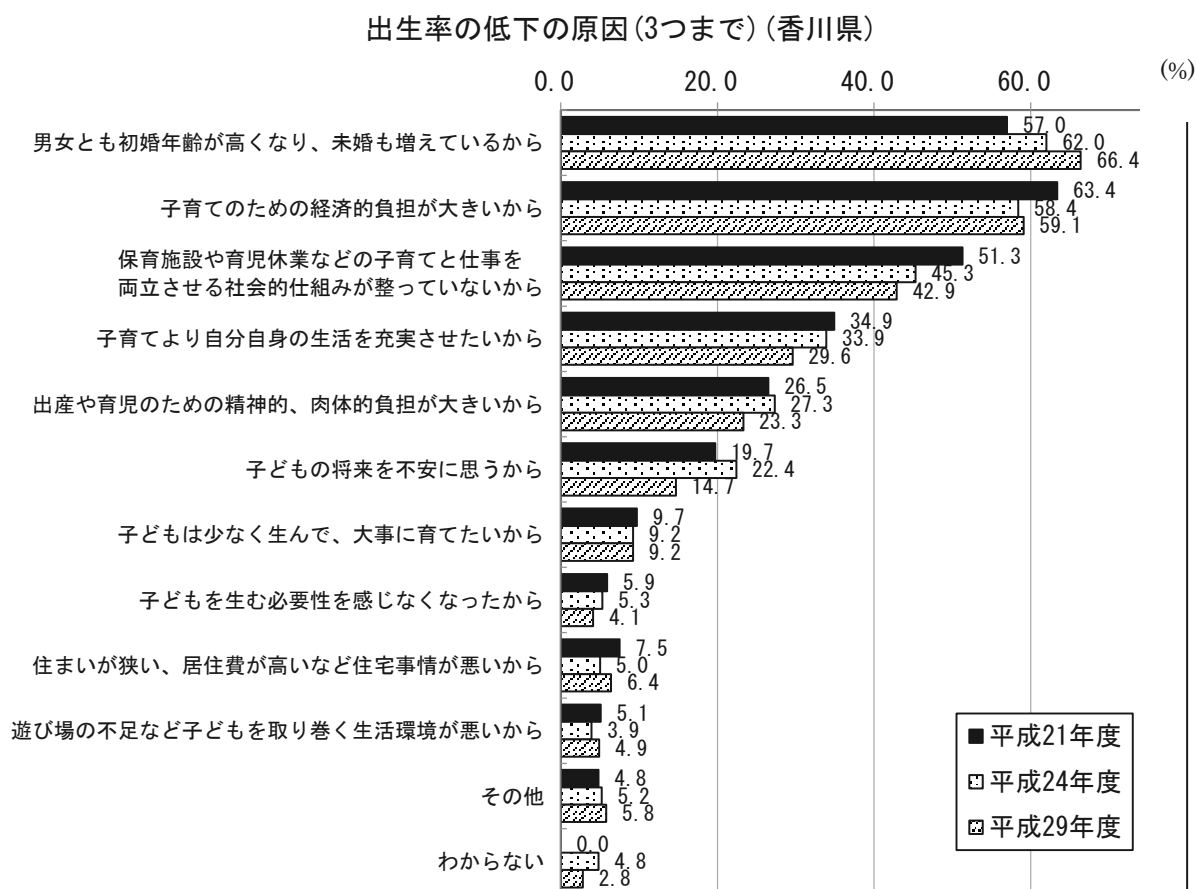
子どもの出生年別、第1子出産前後の就業経歴の構成(全国)



国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)

## ⑤ 子育てに係る経済的負担

平成 29 年度県政世論調査の「出生率の低下の原因」に関する設問では、「子育てのための経済的負担が大きいから」が 6 割近くで 2 番目に多い回答となっています。



「県政世論調査」

## (6) 出産等をめぐる現状

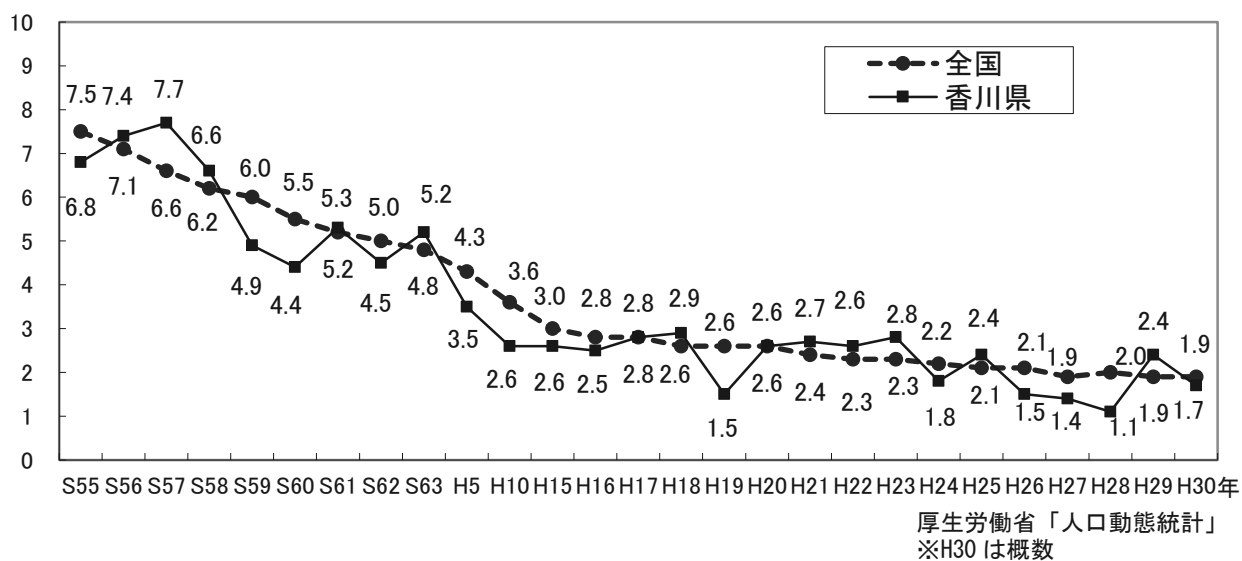
### ① 母子保健対策

本県の乳児死亡率は、平成 29 年は全国平均を上回ったものの、おおむね全国平均を下回って推移しています。

また、出産年齢の高年齢化等による低出生体重児の増加や不妊治療による複産の増加の可能性など、周産期（妊娠満 22 週～生後 1 週未満）における医療の重要性が増大しています。

乳児死亡率の年次推移（全国・香川県）

出生千対



低出生体重児の推移（香川県）

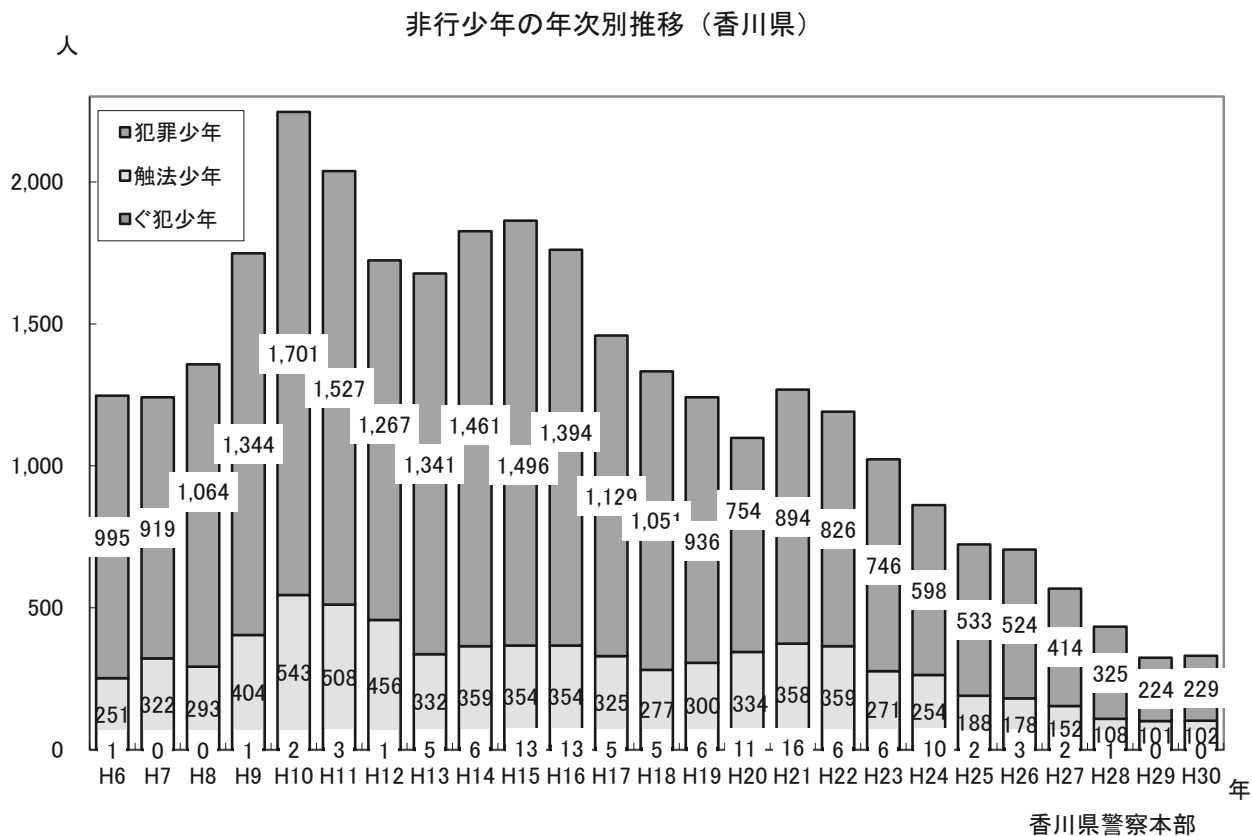
|       | 出生数    | 低出生体重児 (2,500g 未満) |         |                                |         |                            |         |                      |         |
|-------|--------|--------------------|---------|--------------------------------|---------|----------------------------|---------|----------------------|---------|
|       |        | 計                  |         | 低出生体重児 (狭義)<br>1,500～2,500g 未満 |         | 極低出生体重児<br>1,000～1,500g 未満 |         | 超低出生体重児<br>1,000g 未満 |         |
|       |        | 出生数                | 構成比 (%) | 出生数                            | 構成比 (%) | 出生数                        | 構成比 (%) | 出生数                  | 構成比 (%) |
| 昭和 55 | 12,993 | 627                | 4.8     | 579                            | 4.5     | 34                         | 0.3     | 14                   | 0.1     |
| 60    | 11,529 | 566                | 4.9     | 513                            | 4.4     | 39                         | 0.3     | 14                   | 0.1     |
| 平成 2  | 9,555  | 615                | 6.4     | 559                            | 5.9     | 38                         | 0.4     | 18                   | 0.2     |
| 7     | 9,301  | 645                | 6.9     | 586                            | 6.3     | 47                         | 0.5     | 12                   | 0.1     |
| 12    | 9,808  | 810                | 8.3     | 740                            | 7.5     | 57                         | 0.6     | 13                   | 0.1     |
| 17    | 8,686  | 782                | 9.0     | 727                            | 8.4     | 31                         | 0.4     | 24                   | 0.3     |
| 22    | 8,397  | 789                | 9.4     | 726                            | 8.6     | 42                         | 0.5     | 21                   | 0.3     |
| 23    | 8,311  | 703                | 8.5     | 653                            | 7.9     | 25                         | 0.3     | 25                   | 0.3     |
| 24    | 8,161  | 757                | 9.3     | 710                            | 8.7     | 29                         | 0.4     | 18                   | 0.2     |
| 25    | 8,059  | 672                | 8.3     | 603                            | 7.5     | 46                         | 0.6     | 23                   | 0.3     |
| 26    | 7,745  | 691                | 8.9     | 643                            | 8.3     | 30                         | 0.4     | 18                   | 0.2     |
| 27    | 7,719  | 703                | 9.1     | 640                            | 8.3     | 36                         | 0.5     | 27                   | 0.3     |
| 28    | 7,510  | 683                | 9.1     | 622                            | 8.3     | 42                         | 0.6     | 19                   | 0.3     |
| 29    | 7,387  | 633                | 8.6     | 597                            | 8.1     | 23                         | 0.3     | 13                   | 0.2     |

厚生労働省「人口動態統計」

## (7) 子どもを取り巻く状況

### ① 少年非行犯罪件数の推移

平成6年からの推移をみると、平成10年までは増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じ、平成30年では犯罪少年229人、触法少年102人、ぐ犯少年0人となっています。



犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

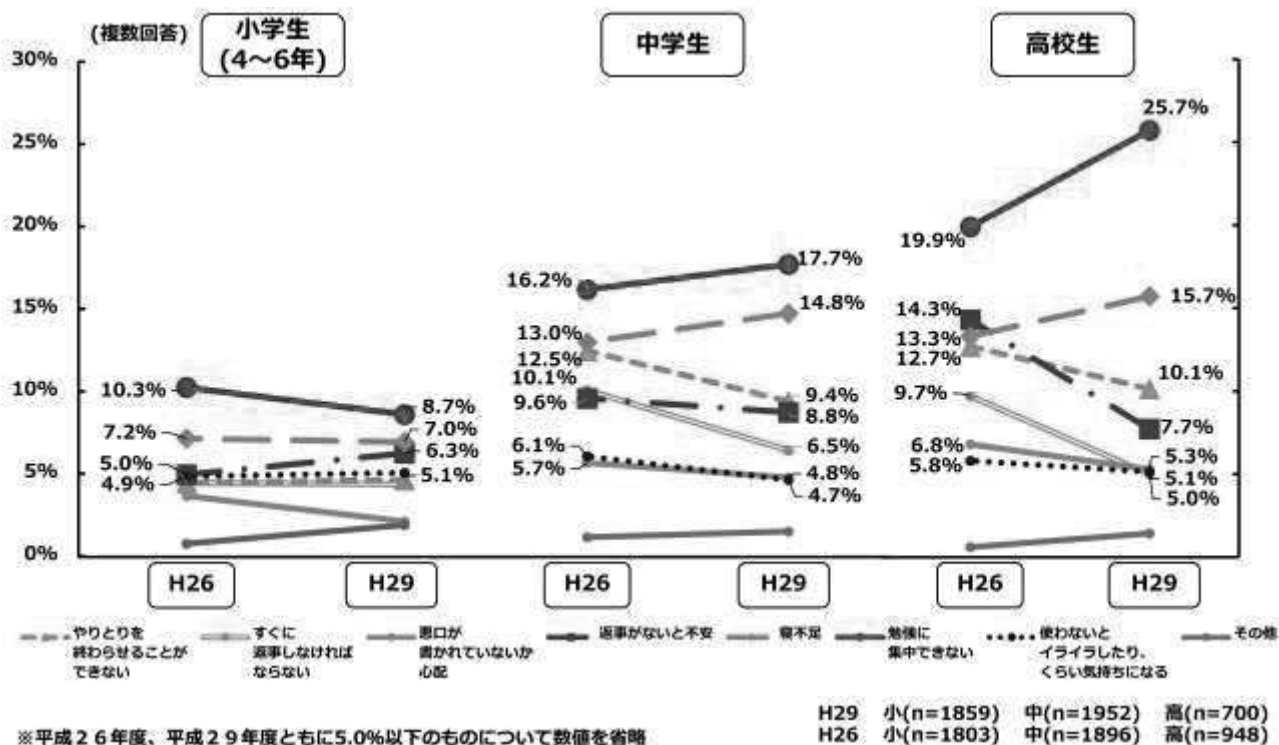
触法少年：14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さないなど、その性格または環境に照らして、将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

## ② スマートフォン等の利用状況

利用に当たっての悩みや心配事は、全校種で「勉強に集中できない」という悩みが最も高く、次いで、「寝不足」となっており、平成 26 年度と比較すると、中・高校生では「やりとりを終わらせることができない」、「返事がないと不安」などのコミュニケーションに関する悩みの割合が低下していますが、一方で、「勉強に集中できない」、「寝不足」などの生活リズムや健康面に関する悩みが上昇しています。

利用に当たっての悩みや心配事 項目別（H29・26 年度）



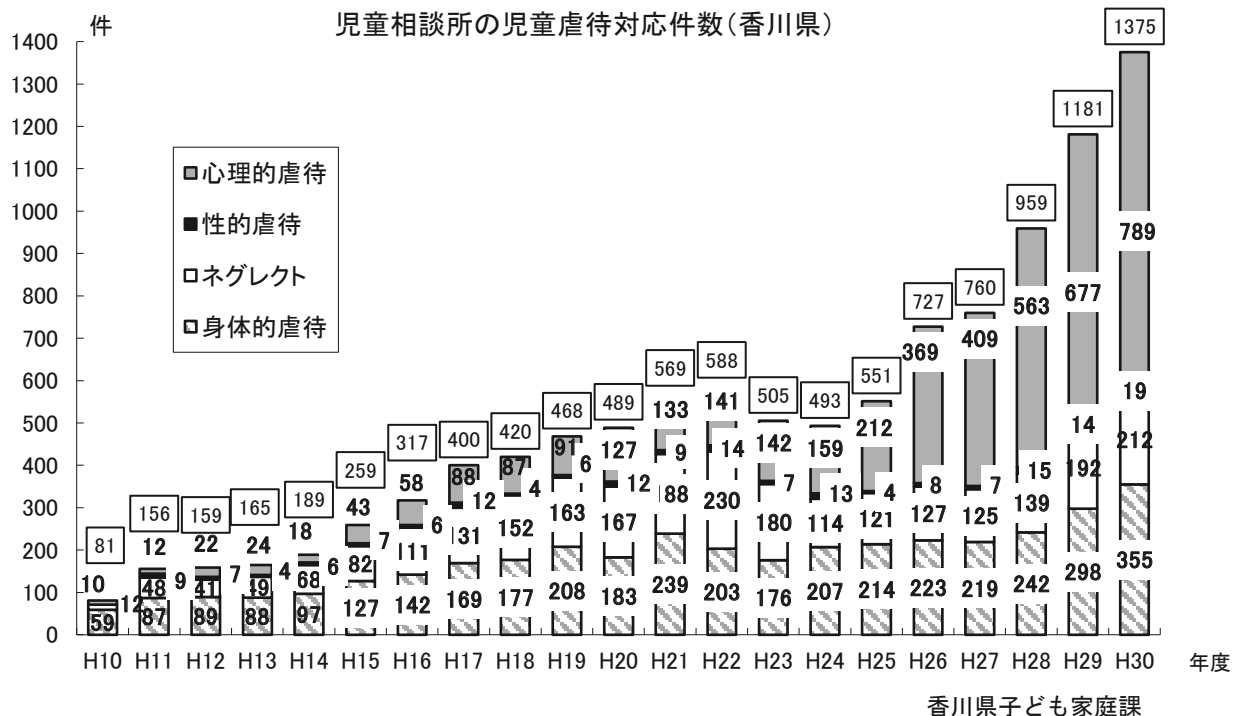
香川県教育委員会「平成 29 年度スマートフォン等の利用に関する調査」



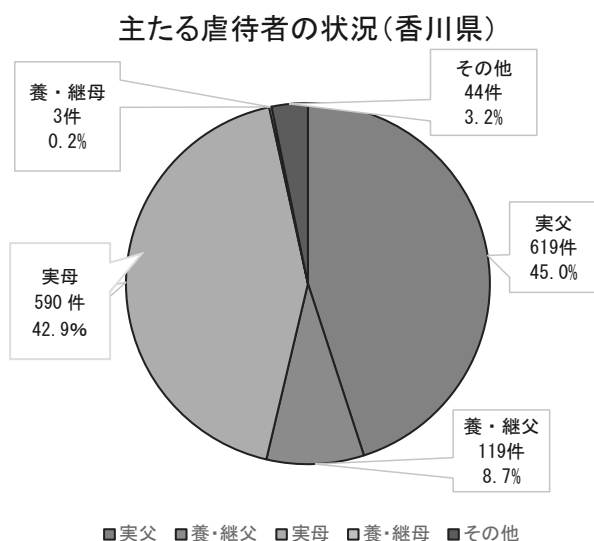
### ③ 児童虐待・社会的養育

#### ○ 児童虐待対応件数

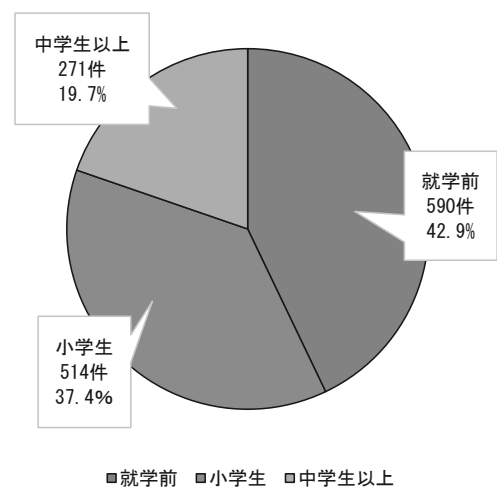
本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、平成 24 年度以降増加しており、平成 30 年度は 1,375 件と、依然として深刻な状況にあります。



虐待者は平成 26 年度以降、父親による件数が母親を上回っています。これは子どもの面前でのドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)による通告の増加が一因と考えられます。また、虐待を受けた子どもの年齢は、平成 30 年度は 0 歳から就学前が約 4 割、小学生が約 4 割、中学生以上が約 2 割となっています。



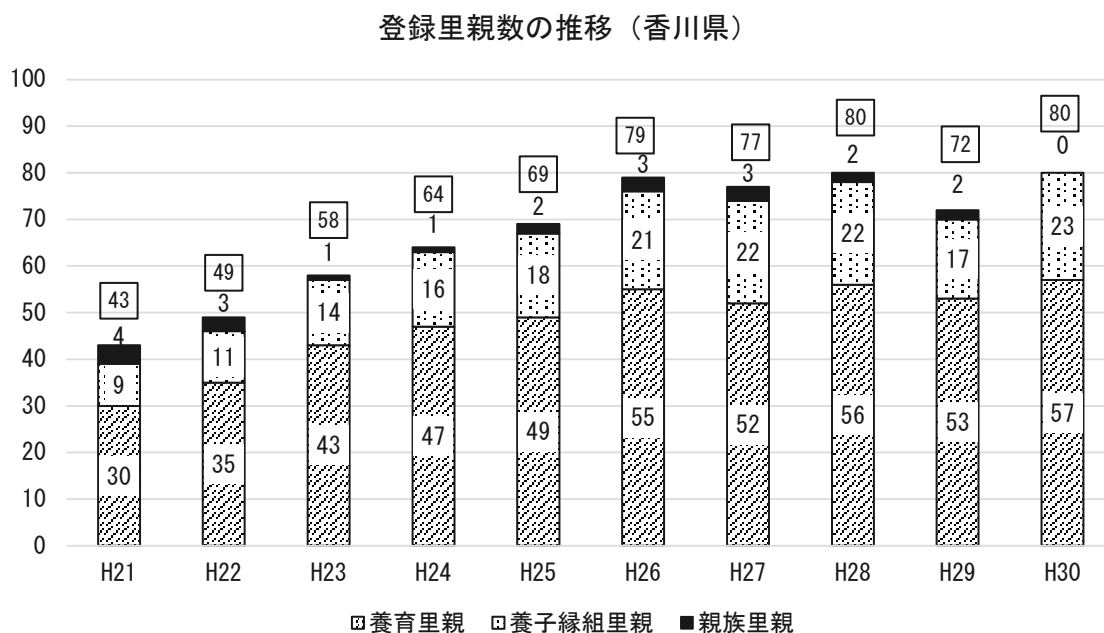
#### 年齢別児童虐待対応件数(香川県)



香川県子ども家庭課

## ○ 登録里親数

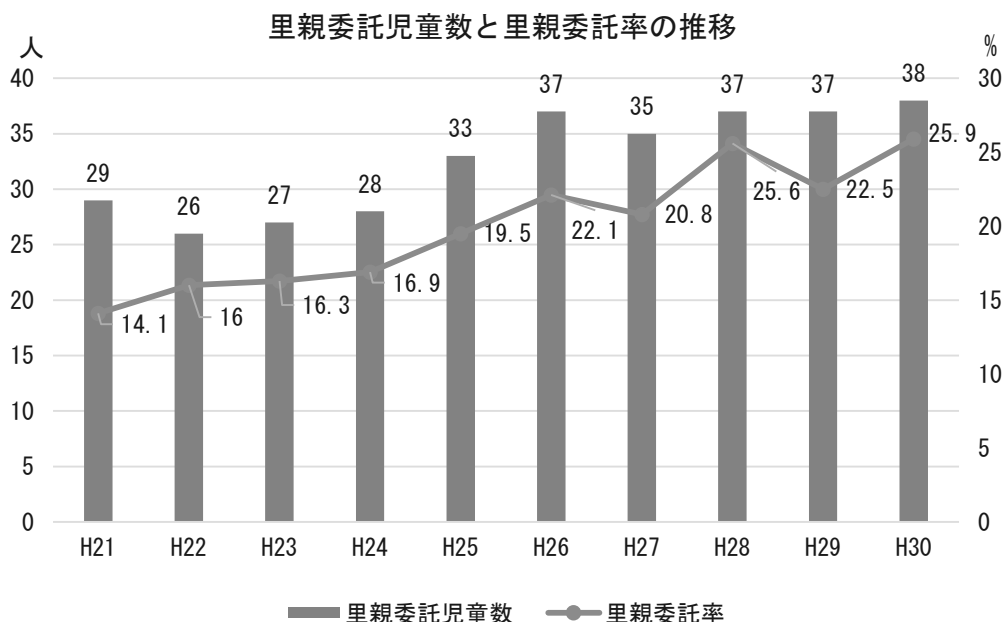
新規登録者は一定数いるものの、登録里親の高齢化などを理由に登録削除となるケースもあり、近年は横ばいで推移しています。



香川県子ども家庭課

## ○ 里親委託児童数と里親委託率

登録里親数の増加に伴い、里親に委託される子どもの数、里親委託率ともに、増加傾向にあります。

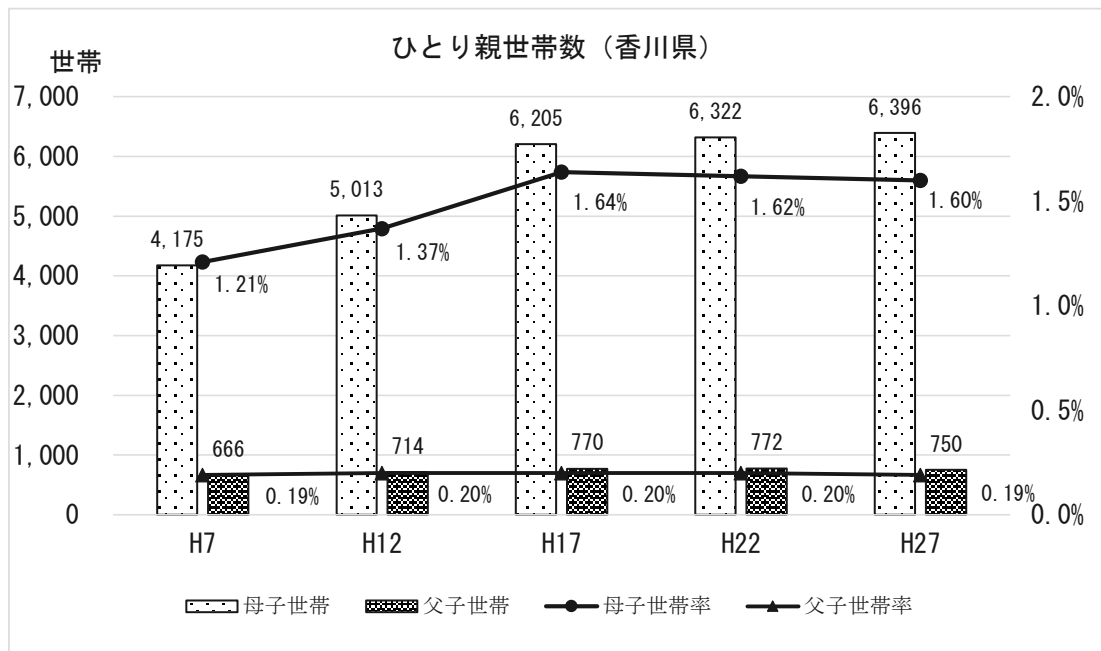


香川県子ども家庭課

※里親委託率：児童養護施設・乳児院への入所児童数及び里親・ファミリーホームへの委託児童数の合計に占める、里親・ファミリーホームへの委託児童数の割合

## ○ ひとり親家庭の状況

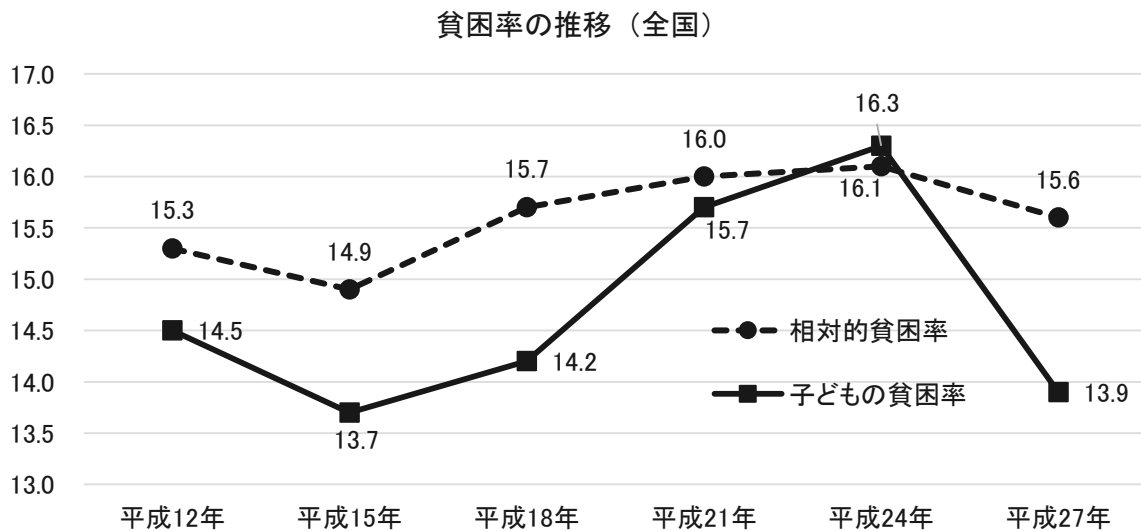
ひとり親家庭は増加が続いていましたが、近年は横ばい傾向にあります。



総務省「国勢調査」

## ○ 子どもの貧困

厚生労働省の「国民生活基礎調査」では、平成 27 年の日本の子どもの貧困率は 13.9%となっており、およそ 7 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分以上で暮らしているとされています。



厚生労働省「国民生活基礎調査」

子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合

相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

## 2 これまでの少子化対策等

### (1) 国におけるこれまでの取組み

|              |                                                                                                                     |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 6 年 12 月  | ○「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン) の策定 (平成 7～11 年度)                                                               |
| 平成 11 年 12 月 | ○「緊急保育対策等 5 か年事業」の策定 (平成 7～11 年度)<br>○「少子化対策推進基本方針」の策定<br>○「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン) の策定 (平成 12～16 年度) |
| 平成 14 年 9 月  | ○「少子化対策プラスワン」の策定                                                                                                    |
| 平成 15 年 7 月  | ○「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の成立                                                                                     |
| 平成 16 年 6 月  | ○「少子化社会対策大綱」の策定                                                                                                     |
| 平成 16 年 12 月 | ○「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン) の策定 (平成 17～21 年度)                                                         |
| 平成 22 年 1 月  | ○「子ども・子育てビジョン」(少子化社会対策基本法に基づく大綱) の策定                                                                                |
| 平成 24 年 8 月  | ○子ども・子育て関連三法(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法改正法」、「関係法律整備法」) の成立                                                               |
| 平成 26 年 4 月  | ○「次世代育成支援対策推進法」等の一部を改正する法律による改正                                                                                     |
| 平成 27 年 3 月  | ○新たな「少子化社会対策大綱」の策定                                                                                                  |
| 平成 28 年 4 月  | ○「子ども・子育て支援法」の改正(仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育事業等)の創設)                                                                       |
| 平成 29 年 6 月  | ○「子育て安心プラン」の策定                                                                                                      |
| 令和 元年 10 月   | ○「子ども・子育て支援法」の改正(幼児教育・保育の無償化の実施)                                                                                    |

### (2) 県におけるこれまでの取組み

|             |                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------|
| 平成 9 年 3 月  | ○「香川県子育て支援計画」(かがわいきいきエンゼルプラン) の策定 (平成 9～12 年度)  |
| 平成 13 年 3 月 | ○「新香川県子育て支援計画」(かがわエンゼルプラン 21) の策定 (平成 13～17 年度) |
| 平成 17 年 3 月 | ○「香川県次世代育成支援行動計画」の策定 (平成 17～21 年度)              |
| 平成 22 年 3 月 | ○「香川県次世代育成支援行動計画・後期計画」の策定 (平成 22～26 年度)         |
| 平成 27 年 3 月 | ○「香川県健やか子ども支援計画」の策定 (平成 27～31 年度)               |
| 平成 30 年 3 月 | ○「香川県健やか子ども支援計画」の見直し                            |

## Ⅱ 計画の基本理念、基本目標、基本的視点

### 1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる無限の可能性を秘めている輝かしい存在です。

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長する姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びと生きがいをもたらすものであり、また、このことによって、子どもは家族との絆を形成していきます。

子育ての第一義的責任は父母などの保護者にあり、家庭は、人に対する信頼感や倫理観、自立心、社会的マナーなどの基本的な事項を子どもが身につける教育の出発点です。

しかし、近年、急速な少子化の進行や核家族化、地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、次代を担うすべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりが、以前にも増して必要となっています。そしてそれは、未来への投資であり、香川の未来をつくることです。

子ども・子育て支援の主体は子どもであり、子どもたちがこれからの新しい時代を担いたくましく生きていくために、心身ともに健やかに育ち、自立する心と生きる力を育むことが大切です。

子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではありません。親自身が持っている子育てできる力を存分に発揮できるよう支援することにより、親が親として成長し、より良い親子関係が築かれ、乳幼児期にしっかりとした愛着が形成されることにより、子どものより良い育ちの実現につながります。

父母などの保護者が子育ての悩みを一人で抱え込まないよう、不安や孤立感などを和らげることを通じて、自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合える環境を整えることで、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要です。

そのためには、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、少子化と子ども・子育て支援を自らの問題と捉え、それぞれの役割を自覚し、行動することが大切です。

家庭は父母などの保護者が協力して子どもと向き合い、愛情を注いで子どもを育てること、保育所、幼稚園、認定こども園等は一人ひとりの子どもを理解し、子どもの育ちを見守り生涯にわたる基礎を培うこと、学校は確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を培うこと、地域はそれぞれ関係者と連携してあたたかな目で子どもと子育て家庭を応援し育むこと、企業や職場は子育て家庭で父母などの保護者が協力して家事や育児を行えるよう雇用環境の整備や職場の雰囲気づくりに努めること、行政は総合的・計画的に具体的な施策を推進することなど、それぞれの役割を果たすとともに、連携して「次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境」を整えることが必要です。

## 2 基本目標

次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるかがわづくり

## 3 基本的視点

基本理念の下、基本目標を達成するため、本計画の推進に当たっては次の3つの視点で具体的な施策の展開を図っていきます。

- 1 子どもに視点を置いて、子どもの健やかな成長と幸せにつながるよう取り組みます。

支援の対象は、すべての子どもです。すべての子どもが心身ともに健やかに成長するとともに、どうすることが子どもの成長と幸せにつながるかという視点のもとに支援を行います。

- 2 父母などの保護者が子育てに対して責任を持ち、子育てする力を発揮できる子育て支援に取り組みます。

父母などの保護者が子育ての第一義的な責任を有していることを前提に子育て支援を行うとともに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合って、喜びを感じながら子育てできるような支援に取り組みます。

- 3 次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援するよう取り組みます。

次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりは未来への投資であり、社会全体で子どもと子育てを支えるという視点のもとに支援を行います。社会の構成員が、少子化の現実と子ども・子育てへの支援を自らの問題と捉え、関係者と連携してそれぞれの役割を果たすことで、子育てする保護者の不安や悩み、孤立感を和らげ、子どものより良い成長の実現に取り組みます。

### Ⅲ 施策体系

| 大項目                       | 項 目                                                                                                                                         |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ 結婚・妊娠期からの支援             | 1 結婚を希望する男女の応援<br>2 妊娠・出産の希望をかなえる支援<br>3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築<br>4 小児・母子医療体制の充実<br>5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進                                |
| Ⅱ 就学前の教育・保育の充実            | 1 質の高い就学前の教育・保育の提供<br>2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策                                                                                            |
| Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実      | 1 地域における子ども・子育て支援の充実<br>2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進<br>3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実<br>4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実                                        |
| Ⅳ 次代を担う子どもたちの教育、育成支援      | 1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進<br>2 家庭教育への支援の充実<br>3 地域の教育力の向上<br>4 次代の親の育成                                                                      |
| Ⅴ 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備     | 1 仕事と家庭生活の両立支援<br>2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり<br>3 子どもの安全を確保するための活動の推進<br>4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進<br>5 ネット・ゲーム依存対策の推進<br>6 子育てに伴う経済的負担の軽減 |
| Ⅵ 児童虐待防止対策・社会的養育の充実       | 1 児童虐待防止対策の充実<br>2 社会的養育の充実                                                                                                                 |
| Ⅶ 困難な環境にある子どもや家庭への支援      | 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進<br>2 子どもの貧困対策の推進<br>3 障害児施策の充実                                                                                            |
| Ⅷ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上 | 1 子ども・子育て支援を担う人材の確保<br>2 従事者の資質向上                                                                                                           |

### 第3 各 論

- I 結婚・妊娠期からの支援
- II 就学前の教育・保育の充実
- III 地域における子ども・子育て支援の充実
- IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援
- V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備
- VI 児童虐待防止対策・社会的養育の充実
- VII 困難な環境にある子どもや家庭への支援
- VIII 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上



## I 結婚・妊娠期からの支援

### 《課 題》

- 本県の人口は、平成 11 年をピークとして減少に転じており、年少人口（0～14 歳）も減少が続いています。このまま少子化が進むと、本県の人口、生産年齢人口ともに、さらに減少が進むことになります。
- 晩婚化・晩産化の進行と、未婚率の上昇が、出生数の減少に影響を与えています。未婚化、晩婚化の背景には、結婚や子育てに関する価値観の多様化があげられます。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などの社会状況の変化から、子どもの保護者が子育てに対する不安や孤立感を感じています。
- 出産年齢の高年齢化等による低出生体重児の増加など、周産期医療や母子保健対策の重要性が増大しています。

### 《施策の方向性》

- 結婚を希望する男女への出会いの機会の提供や、結婚を支援する機運を高める取組みを推進します。
- 妊娠・出産の希望をかなえるため、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、不妊や不育症に悩む方に対する支援を行います。
- 妊産婦や乳幼児の健康診査などの市町が行う母子保健事業を支援します。また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、相談体制を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。
- 小児救急医療体制の整備や小児慢性特定疾病対策などの小児医療を充実し、周産期医療体制を整備します。
- 親子の心と体の健康の推進を図るとともに、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を推進します。

## 1 結婚を希望する男女の応援

### (1) 結婚を希望する男女の出会いの機会の創出

- 結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点である「かがわ縁結び支援センター（EN-MUSU かがわ）」において、1対1の個別マッチングによるお見合い事業や登録企業・団体等が実施する婚活イベントの支援等に取り組みます。
- 「縁結びおせっかいさん」が、縁結びマッチングでのお引合せへの立ち会いやカップルへの交際フォロー等を効果的に行うことができるよう、研修会や交流会を開催し、おせっかいさんのスキルアップに取り組みます。
- 結婚を希望する男女やその家族等を支援するため、身だしなみ、コミュニケーション等についてのセミナーや個別相談会等を開催します。
- かがわ縁結び支援センターの取組みやイベント等の情報を、センターのホームページやフェイスブック等の SNS 活用して発信するほか、県・市町広報誌への掲載するなど、幅広い広報活動を実施します。

### (2) 市町や企業・団体等と連携した結婚を応援する気運づくり

- 企業・団体等と連携し、独身男女が結婚や家庭生活について前向きに考えることができる情報提供等を行うことにより、結婚を希望する男女を応援する気運づくりに努めます。
- 市町や企業・団体等で構成するかがわ子育て支援県民会議等と連携し、それぞれの立場でできる結婚支援に取り組むなど、結婚を希望する男女を応援する気運づくりに努めます。
- 県が認定した、顧客に結婚支援等に関する適切な情報提供を行う店舗等と連携し、結婚を希望する男女やその家族等に対して効果的に結婚支援情報を提供することで、結婚を応援する気運づくりに努めます。

## 2 妊娠・出産の希望をかなえる支援

### (1) 妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発

- 若い世代に対して、希望する妊娠・出産を実現できるよう、男女の体や妊娠・出産の仕組み、妊娠・出産における健康的な生活や母子等の愛着形成の重要性など、妊娠・出産、子育てに関する医学的・科学的に正しい知識の普及啓発を図るとともに、情報提供に努めます。

### (2) 父親の子育て意識の醸成

- 母親の子育ての不安を予防し解消するうえで必要な、父親の子育てに対する知識を深めるため、父親の子育てについての学習機会となる両親学級等への父親の参加を促進するよう努めます。

### (3) 生涯を通じた女性の健康支援体制の推進

- 思春期から更年期までのライフステージに応じ、女性が的確に自己管理を行うことができるよう、女性の健康支援に関する専門的知識を有する医師、保健師、助産師等による健康相談や健康教育の充実に努めます。

### (4) 不妊等に悩む方に対する支援の充実

- 不妊や不育症で悩む夫婦等に対し、不妊・不育症相談センターにおいて専門的知識を有する医師、看護師等による相談指導を行うとともに、不妊治療等に関するパンフレットの配布など、適切な情報の提供や、仕事と不妊治療の両立支援のための啓発に努めます。
- 不妊相談等に従事する医師、保健師、助産師等に対し、不妊等に関する専門的知識・技術等に関する研修の充実に図ります。
- 不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成します。また、特定不妊治療の一環として手術により精子を採取する男性不妊治療に要する費用の一部を助成します。
- 不育症治療に要する費用の一部を助成することにより、妊娠はするものの流産等を繰り返し、子どもを授かることができない不育症に悩む夫婦を支援します。
- 生殖機能を温存する治療（妊孕性温存治療）に要する費用の一部を助成することにより、将来、子どもを産み育てることを望むがん患者等が将来に希望を持って治療に取り組めるよう支援します。

### 3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

#### (1) 妊娠期からの切れ目ない相談体制の強化

- 妊娠初期から子育て期において、専門知識を生かしながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行うため、子育て世代包括支援センターの設置・運営について市町を支援します。
- 妊娠から出産、子育てと、安心して子どもを生み、育てることができるよう、専用相談窓口「妊娠出産サポート」や各機関の相談窓口について周知を図ります。
- 安全で快適な環境の中、家族や周囲の人の理解と協力のもと女性が満足して妊娠・出産することが、母親になる実感とわが子への愛着、その後の子育てを楽しむことにつながるため、市町や医療機関が行う出産前準備教育やさまざまな相談の機会を通し、満足できる妊娠・出産について普及啓発を図ります。
- 妊娠・出産、子育てに関する知識不足や経験不足が、妊娠・出産に対する不安や育てにくさにつながっていることもあることから、余裕と自信を持って子育て等に臨めるよう、相談窓口やリーフレット、ホームページなどを通して正しい情報の提供に努めます。
- 妊婦健康診査や医療機関による出産ケア、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業などにおいて一貫した支援が行われるよう、市町や医療機関、保健所等の連携支援体制を強化し、妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援に努めます。

#### (2) 母子保健に関する知識等の普及啓発

- 市町等が行う妊産婦やその配偶者などに対する母親・両親学級や育児教室、各種相談指導を通じて、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、母子保健施策についての情報提供に努めます。
- 子どもに十分な愛情を持って接することが、子どもの健全な心身の成長や人間形成につながるなど、母子等の愛着形成の重要性について情報提供に努めます。

#### (3) 妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などの市町母子保健事業との連携・支援

- 市町が行う母子保健事業について、次のとおり支援します。
  - ・母体や胎児の健康確保を図るための早期の妊娠届出の推進
  - ・妊婦健康診査等による母子の健康管理の充実
  - ・子育て世代包括支援センターの設置や産婦健康診査等を通じたハイリスク妊産婦等の把握および支援のための保健指導の充実
  - ・新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業等の訪問活動などの促進
  - ・1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの乳幼児健康診査の受診率の向上
  - ・疾病やその疑いの早期発見や早期対応、子育てに不安のある保護者への支援の充実
  - ・母子保健推進員や母子愛育会等の関係機関との連携・協力の強化
- 妊娠中の喫煙や飲酒は妊産婦や胎児に大きな影響を与えることから、啓発に努めるとともに、妊婦やその家族を対象とした保健相談や保健指導の強化に努めます。

- 母子等の愛着形成を促進する効果があり、新生児・乳児の発育のために必要な栄養素や免疫物質が多く含まれている母乳栄養の推進を図ります。
- 未熟児や障害児、長期療養を必要とする慢性疾病児等の療育支援のため、医療機関と地域保健関係機関との連携を強化し、療育支援体制の充実を図ります。
- 妊娠中や子育て期の不安や心の悩みに対し早期に支援を行えるよう、妊娠中から産後における心の健康の重要性について、市町が行う両親学級や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して周知を図るとともに、不安や悩みをいつでも相談できる体制を充実します。
- 法定の1歳6か月や3歳児健康診査以降の発達状況を診る機会として、市町が5歳児健診や巡回相談を効果的に実施できるよう、関係者への専門研修や情報共有の場の提供などを行います。
- 産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、市町や医療機関と協力し、健康診査や家庭訪問等を通して、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。
- 母親や乳幼児への適切な保健指導を行うため、保健・福祉・医療分野における母子保健関係者に対して、資質向上のための専門研修を行います。
- 市町と県保健所における母子保健事業の連携を強化するとともに、県保健所の広域的、専門的、技術的機能の強化に努めます。

#### (4) 子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくり

- 親が安心して子どもを生み育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くため、地域や学校・企業等が協調しながら、親子をあたたく見守り支える気運を社会全体で高めていきます。
- 母子愛育会や子育て支援NPO、子育てサークルなどの地域にある組織・団体を活用して、子育てについて親同士で対話し、また、子育ての不安について子育て経験者と一緒に考える機会を設け、妊産婦や子育て中の親を孤立させない地域づくりをめざします。

## 4 小児・母子医療体制の充実

### (1) 小児医療の充実

#### 《小児救急医療体制の整備》

- 二次医療圏ごとに夜間における小児科医を確保するとともに、夜間の急な病気などについて看護師等がアドバイスを行う小児救急電話相談を実施し患者の不安解消と救急医療機関の負担軽減に努めます。また、重篤な小児救急患者に対する医療を確保するため、小児救命救急センターの運営に対する支援など、小児救急医療体制の整備充実に努めます。

#### 《医療支援体制の強化》

- さまざまな子どもの心の問題や被虐待児の心のケア、発達障害等に対応するため、地域の医療機関や保健所、市町、教育機関等と連携した医療支援体制の強化を図ります。

### (2) 成育医療の充実

- 小児慢性特定疾病を抱える子どもの健全な育成を図るため、その保護者に対し、治療にかかる医療費の助成を行い、早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図ります。
- 慢性疾病を抱える子どもの自立支援を促進するとともに、その家族への相談支援体制を整備します。
- 小児慢性特定疾病に対する医療などの給付について制度の周知を図るとともに、入院治療の必要な未熟児に対する養育医療や身体に障害のある児童に対する育成医療、こども医療など、成育医療に対する市町の公費負担制度についての情報提供に努めます。

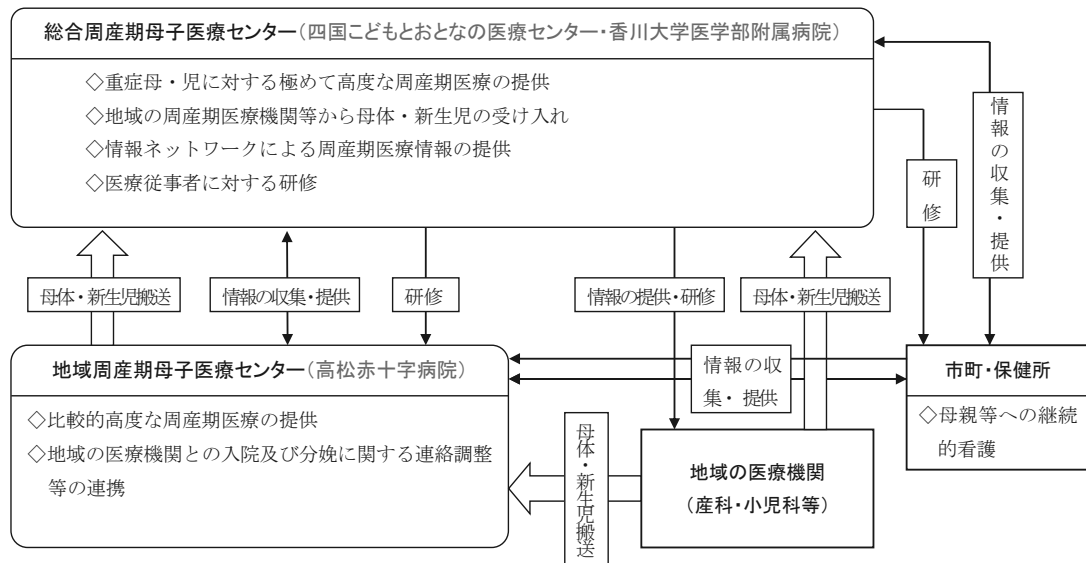
### (3) 新生児マススクリーニングの充実

- 先天性代謝異常等検査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、早期に治療が行えるよう医療機関等との連携を図ります。また、スクリーニングにおける発見漏れや過剰診断を防止するため、精度管理の維持向上に努めます。

### (4) 総合的な周産期医療体制の整備

- 「香川県保健医療計画」により総合的な周産期医療体制の整備に努め、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。
- 総合周産期母子医療センターにおいて、地域の医療機関の医師、助産師、看護師等に対し、周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術等を習得させるための研修を行います。
- リスク要因を持っている妊産婦等に対する身体的・精神的支援が重要であることから、周産期医療機関等と連携して、保健師等の訪問指導による未熟児等への早期支援や母親へのサポートなどを行う市町を支援するなど、継続的な看護体制の充実に努めます。

【 周産期医療体制イメージ図 】



## 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

### (1) 親子の健康の増進と体力づくりの推進

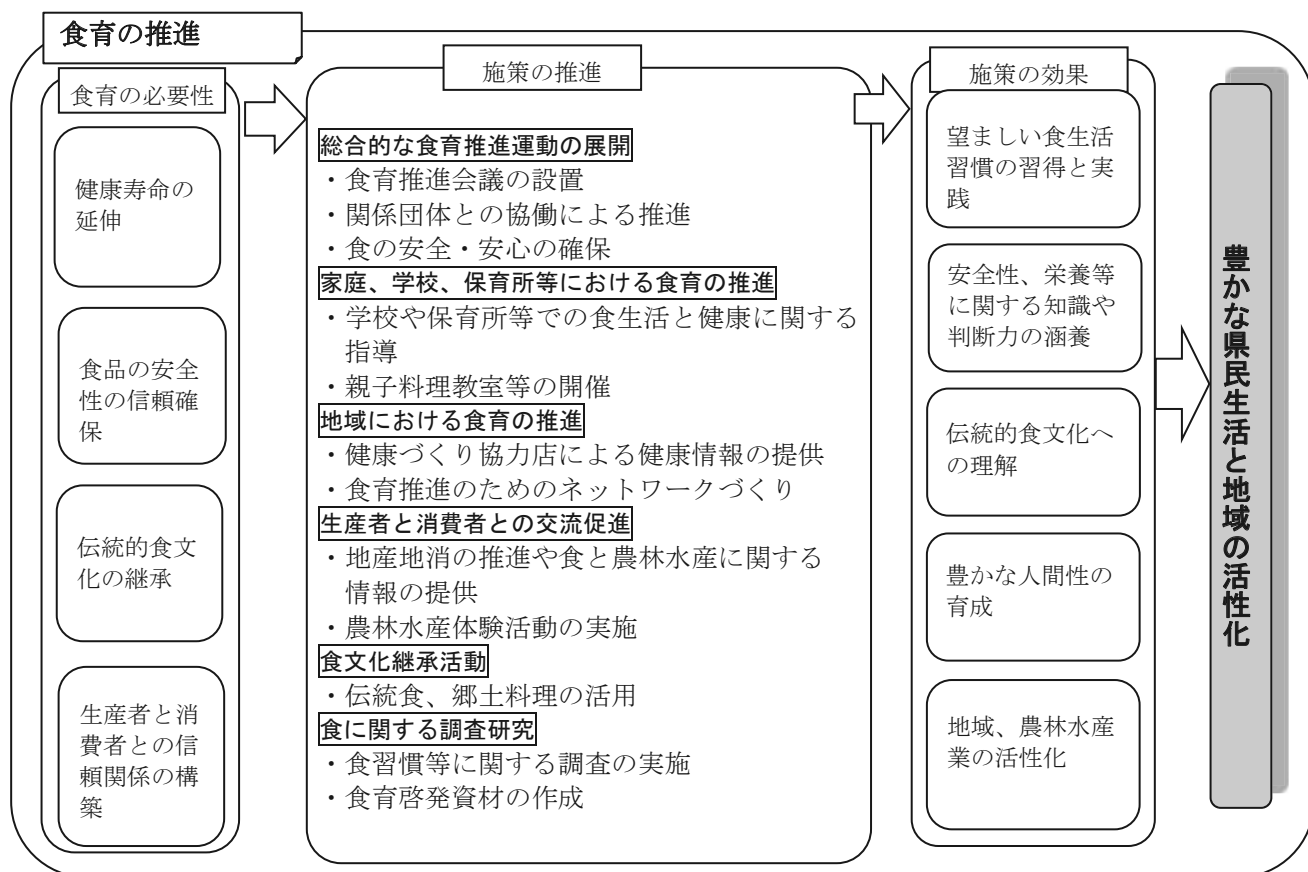
- 乳幼児期からの望ましい生活習慣や食習慣を身につけるため、子どもと親に対する健康教育や健康づくりに関する情報提供などに努め、健康意識の普及啓発を図ります。  
また、「健やか香川21ヘルスプラン（第2次）」に基づき、各ライフステージに応じ、家族そろって健康の増進や体力づくりに取り組む活動の促進に努めます。
- 母子保健に関する知識の普及を図るため、地域の母子愛育会が実施する家庭訪問等の愛育班活動など、地域に密着した活動を支援します。
- 情緒不安定や自閉傾向のある子どもに対し、親子でふれあいながら運動を通して心身の健全な発育や運動機能の発達を促すとともに、集団行動への順応性を養うための親子の運動教室（かるがも教室）を開催します。
- 親子が気軽に参加できるスポーツやレクリエーション活動の機会と場を提供することにより、運動や遊びの重要性に対する理解を深め、健康・体力づくりの推進に努めます。
- 学校教育の中で、子どもの体力の向上を図るとともに、心や体の健康に関する正しい知識や実践的な能力を身につけさせるなど、健康教育の充実を図ります。

### (2) 食育の推進

#### 〈親と子どもに対する食育の推進〉

- 子どもの心と体の健やかな成長のため、「健やか香川21ヘルスプラン（第2次）」や「かがわ食育アクションプラン」に基づき、「1日3食 まず野菜！」の普及啓発などを通して、子どもの成育段階に応じたバランスのとれた食生活を推進し、生涯を通じた健康の基礎となる豊かな食の体験を増やすとともに、望ましい食習慣の定着を図ります。
- 近年増加しているアレルギー疾患や肥満をはじめとする生活習慣病などの子どもに対し、症状に合わせた適切な保健指導を行うとともに、予防を含めた健康づくりに役立つ食生活の普及定着や実践をめざして、親と子がともに食について考えることのできる機会の提供に努めます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、学校において栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、子どもの発達段階に応じた食育を推進し、子どもの心身の発育・発達や健康の保持増進に努めるとともに、生涯にわたって健康で生き生きした生活を送るための自己の健康管理能力を育てます。
- 食生活改善推進員や地域の自主活動グループなどの地域における子どもの食に関わる人々や関係機関・団体が連携して、食育の実践活動を推進するとともに、学校・家庭・地域が協力して、朝食の欠食や孤食などの食習慣の乱れ、小児期からの肥満、思春期やせ症などの健康問題の改善に努めます。
- 食育指導に関わる啓発資料などを作成し、関係機関に配布するとともに、食育に関わる情報収集を行い、広く効果的な情報提供に努めます。





### ＜地産地消を通じた食育の推進＞

- 生産・流通・消費、教育、健康等の食に関する関係者が連携して、地産地消に関する情報発信やイベント開催などを積極的に展開します。
- 学校給食や農業体験などを通じて、食に関する適切な判断力を養うとともに、農林水産業や伝統的な食文化、環境と調和した食料の生産・消費等への理解を促進します。

### （３）子どもの疾病の予防と早期発見、早期治療の推進

- 先天性代謝異常等検査を実施し、早期に治療が行えるよう、医療機関等との連携を図ります。また、小児慢性特定疾病医療支援を推進します。
- 市町が行う１歳６か月児・３歳児健康診査やそれ以降の健診等により、身体的・精神的な疾病の早期発見・早期治療を推進します。
- 乳幼児がかかりやすい病気や起こしやすい事故について、心肺蘇生などの応急手当や、家庭における看護の知識や技術の普及を図るとともに、乳幼児期の窒息、溺水、転落、転倒などの不慮の事故を防止するため、保護者に対する啓発活動を市町と連携して行います。
- 子どもの疾病予防のため、医療機関や市町などと連携して予防接種の適切な情報を提供し接種率の向上を図るとともに、予防接種に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 学校における健康診断の結果や教職員による子どもの日常の健康観察などにより、児童生徒の健康状態を把握し、疾病の予防や早期発見に努めます。

- 学校医、保健所、保護者などと連携した学校保健の取組みを推進するため、学校保健委員会の活動の促進に努めます。

#### （４）親子の心の健康の推進

- 身体と生活が大きく変化する妊娠中から出産前後の時期は、母親の心のケアが大変重要です。この時期の心の健康の重要性について、市町が行う両親学級や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して周知を図るとともに、子育ての不安や悩みに対して早期に支援を行い、保護者がゆったりとした気持ちで子育てができるよう、いつでも相談できる体制を充実します。
- 子どもの心のより良い育ちのため、十分な愛情を持って接し、乳幼児期にしっかりとした母子一体感を育み、母子等の愛着を形成することの重要性について、情報提供に努めます。
- 子どもの心の不安や悩み、発達障害、心の病などに対して、医療、保健、福祉、教育などの各分野が連携して取り組むとともに、子どもの心の健康づくりに努めます。

#### （５）歯科保健対策の推進

- 家庭や地域における「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の普及啓発などにより、子どもや大人の歯と口の健康づくりに努めます。また、市町が取り組む１歳６か月児および３歳児に対する歯科健康診査時に、むし歯予防や口腔の健全な発育・発達に関する保健指導の充実を図ります。
- むし歯予防対策として、適切な生活習慣および食生活、発達の程度に応じたブラッシング方法等の知識の普及啓発に努めるとともに、幼児・児童等に対し、むし歯予防の効果があるフッ化物の応用（フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤等）の推進を図ります。

#### （６）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

##### 《関係者のネットワークづくり》

- 思春期やせ症（神経性食欲不振症）など思春期における健康の課題は、将来大人になった時の心身の健康に直結するとともに、次の世代に生まれてくる子どもの健康にも影響を及ぼすものであり、早い時期から保健対策を推進する必要があります。この時期における子どもの性や心の問題に対応するため、学校、家庭、市町、保健所、医療機関などが連携を図りながら、相談活動や保健指導に努めるとともに、情報や意見交換を行います。

##### 《思春期保健対策の推進》

- 思春期の子どもやその保護者に対して、思春期特有の心身に関する不安や悩みなどについて、保健師等が専門的立場から出前講座等を実施するとともに、保健、教育等の関係者を対象とした研修の充実を図ります。
- 思春期の心の健康問題（イライラ、不安、落ち込み、やる気が出ないなど）について普及啓発に努めるとともに、思春期やせ症やなどの深刻な問題についても、市町、保健所、精神保健福祉センター等が連携して相談支援に努めます。

- 学校において、児童生徒が妊娠・出産等についての知識や家族計画の意義、避妊やエイズ・性感染症予防に関する正しい知識についての理解を深められるよう、学校教育全体を通じ発達の段階を考慮した適切な指導方法について、教職員に対する研修の充実を図ります。
- 学校において、さまざまな健康問題に対応するため、医師などの専門家を学校や研修会に派遣するほか、保健所等と連携を図るなど、健康相談に対する支援体制の充実を図ります。
- 思春期の子どもの心に影響を与える有害情報について、規制などの必要な対策を推進することで、子どもたちの健全な育成を促進します。

#### 《ひきこもり対策の推進》

- 精神保健福祉センター内に設置した「ひきこもり地域支援センター」における相談や居場所の提供、ひきこもりサポーターの養成・派遣、民生委員・児童委員等に対する研修、県民への正しい知識の普及啓発など、市町や関係機関と連携して、ひきこもり対策を推進します。

#### 【数値目標】

|   | 目標項目                               | 計画策定時          | 目標（令和6年度）      |
|---|------------------------------------|----------------|----------------|
| 1 | かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数（累計） | 693 組（H29～H30） | 1,730 組（R2～R6） |
| 2 | 乳幼児健康診査の受診率<br>（1歳6か月児）            | 95.6%（H29）     | 97.0%          |
| 3 | 乳幼児健康診査の受診率<br>（3歳児）               | 94.0%（H29）     | 97.0%          |
| 4 | 全出生数中の低出生体重児の割合                    | 8.6%（H29）      | 減少傾向           |
| 5 | むし歯のない3歳児の割合                       | 80.5%（H29）     | 90%（R4）        |
| 6 | 10代の人工妊娠中絶率（15歳以上20歳未満の女子人口千対）     | 5.2%（H29）      | 4.0%           |

## Ⅱ 就学前の教育・保育の充実

### 《課 題》

- 人格形成の基礎を培う乳幼児期においては、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が保護者と連携しながら提供されることが重要です。
- 保育所等では、年度当初から待機児童が発生しています。
- 市町の実施した子育て家庭へのニーズ調査に基づいた、教育・保育の量の見込みに対する提供体制の確保が必要です。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業と小学校との連携の推進とともに、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上が必要です。

### 《施策の方向性》

- 市町が子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に量・質両面にわたり教育・保育を充実させるよう、市町などの関係機関と連携しながら、地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。
- 障害児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、市町や関係機関と連携しそれぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

## 1 質の高い就学前の教育・保育の提供

### (1) 教育・保育の役割、提供の必要性等に関する基本的考え方

#### 《基本的考え方》

- 人格形成の基礎を培う乳幼児期における、すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が、保護者と連携しながら提供されることが重要です。

#### 《推進方策》

- 子ども・子育て支援新制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、就学前の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に量・質両面にわたり教育・保育を充実できるよう、市町計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、関係機関と連携しながら地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。

### (2) 就学前教育の充実

- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、自己を十分に発揮する活動を通じた健全な心身の発達、集団生活を通じた生きる力の基礎や基本的な生活習慣の形成、社会性、道徳性や思考力など豊かな人間性の育成、健康、安全で情緒の安定した生活ができる教育・保育環境の充実が図られるよう、保護者や地域と連携した就学前教育の充実に努めます。

- 「香川県就学前教育振興指針」の趣旨を踏まえ、各市町の実情に応じた具体的な取組みを進めます。
- 保育士、幼稚園教諭等に対する研修の充実や幼児教育スーパーバイザー派遣による専門性と資質の向上、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、就学前教育関係部局の連携を図るための体制の在り方を検討するとともに、職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮や保育所、幼稚園、認定こども園等に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育の充実に努めます。
- 教育・保育の質の向上や利用者の選択の利便に資するため、自己評価や福祉サービス第三者評価の実施を促進します。また、保育所、幼稚園、認定こども園等において苦情解決のための仕組みを設けて、利用者の権利を保護し、利用者への適切な教育・保育の確保を図るとともに、自主改善に努めるよう指導します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する子どもの良質な環境と安全・安心を確保するため、施設の改修・増改築等、施設整備を促進します。

### (3) 認定こども園に関する基本的考え方

#### 《基本的考え方》

- 認定こども園は、保育所および幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況およびその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。子ども・子育て支援新制度において、幼保連携型認定こども園については、学校および児童福祉施設の両方の性格を持つ単一の施設となり、給付と財源が一元化されています。また、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の3類型については、それぞれの特徴を生かした多様性のある認定こども園として子ども・子育て支援新制度においても継続し、同様に給付と財源が一元化されています。
- 少子化が進行する地域では、点在する保育所、幼稚園での集団保育の維持が困難となりつつあります。集団保育を維持するとともに、質の高い教育・保育を実施するためにこれら地域の実情を踏まえながら、保育所、幼稚園から認定こども園への移行や認可申請手続きの相談に対し、必要な支援を行います。

#### 《認定こども園の目標設置数》

- 市町計画における数値を踏まえ、以下のとおりとします。※市町において精査中

|     |       |
|-----|-------|
|     | 令和6年度 |
| 県全域 | か所設置  |

#### 《保育所、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援》

- 施設から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合は、市町計画で定めた認定こども園に係る基本的考え方や当該施設の意向を尊重し支援します。
- 保育所はもとより幼稚園における保育ニーズの高まりを踏まえ、幼稚園から認定こども園への移行を支援します。
- 認定を受ける施設等に関する認可や指導監督、財政措置等については、施設の形態（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）に応じて権限等を行使する者が異なっている場合もあることから、関係部局間の適切な連携により、十分な情報提供等を行うことで、施設の負担軽減を図ります。

(4) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修に対する支援

- 関係機関と連携し、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修や、保育士が幼稚園教諭の研修へ参加するなどの相互の受け入れを図り、研修の一元化を進めます。

(5) 地域における教育・保育施設と地域型保育事業を行う者の相互連携の推進

- 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、市町の関与のもとで、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との相互の連携の促進を図ります。

(6) 保育所、幼稚園、認定こども園等と小学校との連携の推進

- 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続を図るため、教職員がお互いの教育内容についての理解を深め、連携を図った指導内容や指導方法を習得するための研修や交流を実施するとともに、幼児と小学生との交流や、幼児が小学校施設を活用する機会を設けるなど、さまざまな連携の取組事例の周知啓発により、相互理解を進めて連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた教育の推進に努めます。

(7) 教育・保育情報の公表

- 教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者は、市町の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を知事に報告し、知事は、その報告を受けた後、報告の内容を公表することとされています。
- 保護者が当該施設・事業を選択しやすくなるよう、教育・保育情報として施設等から報告された以下の内容を公表します。
  - ・施設等の法人に関する事項（法人の名称、所在地、代表者の氏名など）
  - ・施設等に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者の氏名など）
  - ・従業者に関する事項（職種別の従業者数、勤務形態、経験年数など）
  - ・教育・保育等の内容に関する事項（開所時間、利用定員、設備など）
  - ・利用料等に関する事項
  - ・その他知事が必要と認める事項
- 子どもの個性や保護者の勤務条件などに合わせて、子どもが適切かつ円滑に教育・保育を受けられる機会を確保できるよう、インターネットなどを活用して、施設ごとの教育・保育情報についての情報提供に努めます。

(8) 保育機能施設の指導監督および研修の充実

- 子どもの安全と適正な処遇の確保を図るため、保育機能施設の指導監督に努めます。また、その状況については、インターネットなどを活用して情報提供に努めます。
- 認可外保育施設について、幼児教育・保育の無償化の対象となることに鑑み、より一層指導監督を徹底するとともに、認可施設への移行を促します。
- 保育機能施設における児童福祉の向上を図るため、施設設置者や保育従事者に対する研修の充実に努めます。

## 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

### (1) 区域の設定

- 市町が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接市町間等における広域利用等の実態を踏まえ、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、その実施時期を定める単位となる区域（以下、「県設定区域」という。）を以下のとおり定めます。

県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。

| 区 分                         | 県設定区域    |
|-----------------------------|----------|
| 1号認定（※1）<br>（3～5歳、幼児期の教育のみ） | 全県1区域    |
| 2号認定（※2）<br>（3～5歳、保育の必要あり）  | 市町ごと17区域 |
| 3号認定（※3）<br>（0～2歳、保育の必要あり）  |          |

（※1）子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（※2）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（※3）法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

### (2) 教育・保育の量の見込みと、提供体制の確保の内容・実施時期

#### 《各年度における教育・保育の量の見込み（需要）》

- 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本として、県設定区域ごとの広域利用を勘案して、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（＝満3～5歳、幼児期の教育のみ）

- ◎ 特定教育・保育施設（幼稚園および認定こども園に限る。）に係る必要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。）

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（＝満3～5歳、保育の必要性あり）

- ◎ 特定教育・保育施設（保育所および認定こども園に限る。）に係る必要利用定員総数（保育機能施設等を利用する小学校就学前子どものうち、保育を必要とする者を含む。）
- ◎ 特定子ども・子育て支援施設等（特定教育・保育施設、幼稚園、保育機能施設を除く。）に係る必要利用定員総数

ウ 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（＝0～2歳、保育の必要性あり）

- ◎ 年齢区分ごとの特定教育・保育施設（保育所および認定こども園に限る。）および特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（保育機能施設等を利用する小学校就学前子どものうち、保育を必要とする者を含む。）

※特定教育・保育施設：市町から「施設型給付」の対象となると確認された  
保育所、幼稚園、認定こども園

※特定地域型保育事業：市町において認可し、「地域型保育給付」の対象となると  
確認された家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問  
型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児まで  
の少人数を保育する事業

※特定子ども・子育て支援施設：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の施設・  
事業において、市町から、幼児教育・保育の無償化に伴  
う給付である「施設等利用給付」の対象となると確認さ  
れた新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育  
等。

#### 《実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容・実施時期（供給）》

○ 県設定区域ごとおよび次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲  
げる特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容  
およびその実施時期を定めます。

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（＝満3～5歳、幼児期の教育のみ）

◎ 特定教育・保育施設および幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（＝満3～5歳、保育の必要性あり）

◎ 特定教育・保育施設（地方自治体が財政支援等を行う保育機能施設を含む。）

◎ 特定子ども・子育て支援施設等（特定教育・保育施設、幼稚園、保育機能施設を除く。）

ウ 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（＝0～2歳、保育の必要性あり）

◎ 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所（事業所内保育  
事業所における労働者枠に係る部分を除く。地方自治体が財政支援等を行う保育機能施  
設を含む。）



# 《県内全域の需要と供給一覧》

- 県内全域の各年度における教育・保育の量の見込み（需要）、提供体制の確保の内容およびその実施時期（供給）については、市町計画の数値に基づき、以下のとおりとします。

【香川県内全域】※市町において精査中

|                            |                | 令和2年度 |        |      |      |      | 令和3年度 |        |      |      |      |
|----------------------------|----------------|-------|--------|------|------|------|-------|--------|------|------|------|
|                            |                | 1号認定  | 2号認定   |      | 3号認定 |      | 1号認定  | 2号認定   |      | 3号認定 |      |
|                            |                |       | 学校教育希望 | 左記以外 | 0歳   | 1・2歳 |       | 学校教育希望 | 左記以外 | 0歳   | 1・2歳 |
| ①量の見込み                     |                |       |        |      |      |      |       |        |      |      |      |
| ②<br>確<br>保<br>の<br>内<br>容 | 特定教育・保育施設      |       |        |      |      |      |       |        |      |      |      |
|                            | 特定地域型保育事業      |       |        |      |      |      |       |        |      |      |      |
|                            | 確認を受けない幼稚園     |       |        |      |      |      |       |        |      |      |      |
|                            | 保育機能施設         |       |        |      |      |      |       |        |      |      |      |
|                            | 特定子ども・子育て支援施設等 |       |        |      |      |      |       |        |      |      |      |
| 計                          |                |       |        |      |      |      |       |        |      |      |      |
| 確保状況(②－①)                  |                |       |        |      |      |      |       |        |      |      |      |

|                            |                | 令和4年度 |        |      |      | 令和5年度 |      |        |      |      |      |
|----------------------------|----------------|-------|--------|------|------|-------|------|--------|------|------|------|
|                            |                | 1号認定  | 2号認定   |      | 3号認定 |       | 1号認定 | 2号認定   |      | 3号認定 |      |
|                            |                |       | 学校教育希望 | 左記以外 | 0歳   | 1・2歳  |      | 学校教育希望 | 左記以外 | 0歳   | 1・2歳 |
| ①量の見込み                     |                |       |        |      |      |       |      |        |      |      |      |
| ②<br>確<br>保<br>の<br>内<br>容 | 特定教育・保育施設      |       |        |      |      |       |      |        |      |      |      |
|                            | 特定地域型保育事業      |       |        |      |      |       |      |        |      |      |      |
|                            | 確認を受けない幼稚園     |       |        |      |      |       |      |        |      |      |      |
|                            | 保育機能施設         |       |        |      |      |       |      |        |      |      |      |
|                            | 特定子ども・子育て支援施設等 |       |        |      |      |       |      |        |      |      |      |
| 計                          |                |       |        |      |      |       |      |        |      |      |      |
| 確保状況(②－①)                  |                |       |        |      |      |       |      |        |      |      |      |

|                            |                | 令和6年度 |        |      |      |      |
|----------------------------|----------------|-------|--------|------|------|------|
|                            |                | 1号認定  | 2号認定   |      | 3号認定 |      |
|                            |                |       | 学校教育希望 | 左記以外 | 0歳   | 1・2歳 |
| ①量の見込み                     |                |       |        |      |      |      |
| ②<br>確<br>保<br>の<br>内<br>容 | 特定教育・保育施設      |       |        |      |      |      |
|                            | 特定地域型保育事業      |       |        |      |      |      |
|                            | 確認を受けない幼稚園     |       |        |      |      |      |
|                            | 保育機能施設         |       |        |      |      |      |
|                            | 特定子ども・子育て支援施設等 |       |        |      |      |      |
|                            | 計              |       |        |      |      |      |
| 確保状況(②－①)                  |                |       |        |      |      |      |

※区分について

- ・保護者が共働きであっても幼稚園の利用希望はあることから、2号認定については、「学校教育希望が強いもの」を分けて量を見込んでいます。
- ・3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込んでいます。
- ・2号認定のうち、「学校教育希望が強いもの」を利用調整のうえ、幼稚園で受け入れ、一時預かり事業をあわせて利用することで、量の確保を行う場合もあります。（そのため、②－①の差引きと確保状況は合致しない）

- ※量の見込み・・・・・・・・・・1号認定（3～5歳、幼児期の教育のみ）、2号認定（3～5歳、保育の必要あり）、3号認定（0～2歳、保育の必要あり）の必要利用定員総数（需要）
- ※確保の内容・・・・・・・・・・教育・保育施設等の利用定員総数（供給）
- ※特定教育・保育施設・・・・・・・・市町から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された保育所、幼稚園、認定こども園
- ※特定地域型保育事業・・・・・・・・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数を保育する事業
- ※確認を受けない幼稚園・・・・・・・・子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園
- ※保育機能施設・・・・・・・・地方自治体が財政支援等を行っている認可外保育施設
- ※特定子ども・子育て支援施設等・・市町から「施設等利用給付」（公費）の対象となると確認された施設および事業

### （3）県の認可・認定に係る需給調整の考え方

#### 《基本的考え方》

- 県は、認可・認定の申請をした保育所・認定こども園に適格性があり、かつ認可基準を満たす場合は、認可・認定します。

ただし、県設定区域における認定区分ごとの特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数が、県計画で定める必要利用定員総数（当該年度および翌年度に係るものをいう。）に既に達しているか、または当該施設の設置によってこれを超えることになると認めるときは、需給調整を行います。

需要（量の見込み） > 供給（利用定員の総数※）⇒ 原則認可・認定

（適格性・認可基準を満たす場合）

需要（量の見込み） < 供給（利用定員の総数※）⇒ 認可・認定を行わないことができる

（需給調整）

（※次ページ「特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整」により、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の定員を含む。）

#### 《本計画に含まれない教育・保育施設の認可・認定の申請に関する需給調整》

- 上記「基本的考え方」にかかわらず、本計画に基づき教育・保育施設または地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設または地域型保育事業所の認可・認定が行われる前に、本計画に含まれない教育・保育施設から認可・認定の申請があったときは、県は、次に掲げるときに該当するときは、これを認可・認定をしない場合があります。

この場合において、認定区分ごとの保護者の人数が、当該認定区分の量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、県は、地域の実情に応じて、当該認可申請があった教育・保育施設の認可を行うものとします。

ア 認可・認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（市町計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の1号認定の利用定員の総数が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る1号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

イ 認可・認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（市町計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の 2 号認定の利用定員の総数が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る 2 号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該教育・保育施設の設置によってこれを超えることになることを認めるとき。

ウ 認可・認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、市町計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設および地域型保育事業所を含む。）の 3 号認定の利用定員の総数が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所に係る 3 号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該教育・保育施設の設置によってこれを超えることになることを認めるとき。

#### 《保育所、幼稚園が認定こども園に移行する場合における需給調整》

○ 子ども・子育て支援新制度では、保育所、幼稚園から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合は、当該施設が所在する県設定区域における認定区分ごとの特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（供給）が、県計画で定める必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）（需要）に「県計画で定める数」を加えた数に既に達しているか、または当該施設の設置によってこれを超えることになることを認めるときを除き、認可・認定をするものとされています。

ア 需要が供給を上回っている県設定区域について

○ 「県計画で定める数」を設定する必要はなく、設定しないこととします。

イ 供給が需要を上回っている県設定区域について

○ 既に、市町計画に移行が含まれている認定こども園については、認可・認定します。

○ 市町計画に移行が含まれていない場合は、支給認定区分ごとの「供給－需要」の差に、支給認定区分の定員を持つ施設の数で「需要」を除いた数を加えた数を「県計画で定める数」とし、地域の状況を踏まえて区域ごとに判断します。

#### 《特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整》

○ 前記「基本的考え方」にかかわらず、教育・保育施設の認可・認定の申請があったときは、当該申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の 1 号認定の利用定員の総数および特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る 1 号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになることを認める場合は、需給調整を行います。

#### (4) 提供体制の確保方策

##### ＜保育所等利用待機児童の解消＞

- 地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進するなど保育の拡充に努めるとともに、入所定員の弾力的運用や設置認可の規制緩和を踏まえた民間活力の活用、広域的な入所調整などにより、引き続き保育所等利用待機児童の解消に努めます。
- 保育士の業務を軽減し離職防止を図るため、保育士の業務のうち、配膳や清掃などを行う保育士支援員を配置し、働きやすい職場環境を整備する民間保育施設を市町と連携して支援します。
- 保育所等利用待機児童発生主な理由は保育士不足であることから、保育士の資格を持ちながら就業していないいわゆる潜在保育士に対し、保育所等の求人情報を提供・斡旋する保育士人材バンク等による就職支援や、就職準備金や未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付などの復職支援を行います。また、県内の保育学生に対し保育士修学資金の貸付けなどを行い、保育士資格者の増加を図ります。

##### ＜保育所、幼稚園、認定こども園等の施設整備＞

- 地域の実情に応じて、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設の改修・増改築等、施設整備を促進します。

#### 【数値目標】

|   | 目標項目        | 計画策定時                            | 目標（令和6年度）            |
|---|-------------|----------------------------------|----------------------|
| 7 | 保育所等利用待機児童数 | H30 年度当初：108 人<br>H30 年度途中：314 人 | 年度当初：0 人<br>年度途中：0 人 |

### Ⅲ 地域における子ども・子育て支援の充実

#### 《課 題》

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が進み、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、子育てに対して不安や悩み、孤立感を感じている保護者への対応が必要となっています。
- 社会全体で子育てを応援する気運を高めながら、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組む必要があります。

#### 《施策の方向性》

- 子育て親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業など、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象として、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援を、量・質両面にわたり充実させます。
- 若い世代が将来に夢と希望を持ち、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるよう、市町や関係機関との連携を強化し、子育て環境の一層の充実を図ります。
- すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後子ども総合プランを推進します。
- 子育て支援 NPO や子育てサークル、企業等との連携・協働を図り、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進するほか、官民一体となって社会全体で子どもと子育て家庭を支援していく活動の取組みを進めます。
- 子育ての不安や悩み、孤立感の解消のため、子ども・子育てに関する相談・援助体制を充実します。

#### 1 地域における子ども・子育て支援の充実

##### (1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

###### 《基本的考え方》

- 人格形成の基礎を培う乳幼児期における、すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、子どもの発達段階に応じた質の高い子育て支援が、保護者と連携しながら提供されることが重要です。
- 子育てに対する不安や悩み、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、親自身が持っている子育てできる力を存分に発揮でき、子育てについての役割を果たせるよう、保護者と連携しながら親としての成長を支援していくことが必要とされています。

## ＜推進方策＞

- 子ども・子育て支援新制度は、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭・子どもを対象としていることに鑑み、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に量・質両面にわたり子育て支援を充実させるよう、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。
- 妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。また、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びを支援します。
- 地域の人材を生かした取組みを進めるほか、安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えます。

## ＜地域子ども・子育て支援事業の提供体制＞

- 地域子ども・子育て支援事業の提供体制については以下のとおりです。※市町において精査中

### ア 利用者支援事業

子育て家庭がニーズに合わせて、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、子育て家庭に身近な場所において情報の提供や相談・援助などを行う利用者支援事業を促進します。

#### 【基本型・特定型】

| 区 分   | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施市町数 |       |       |       |       |       |       |
| 実施か所数 |       |       |       |       |       |       |

#### 【母子保健型】

| 区 分   | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施市町数 |       |       |       |       |       |       |
| 実施か所数 |       |       |       |       |       |       |

### イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を促進します。

| 区 分   | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施市町数 |       |       |       |       |       |       |
| 実施か所数 |       |       |       |       |       |       |

なお、この事業のほかに、認定こども園においても地域子育て支援拠点事業に類する事業（認定こども園法に基づく子育て支援事業）を実施しています。現在の認定こども園数は 67 園（変更の可能性あり）となっており、令和６年度には園になる見込みです。

#### ウ 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持および増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施するものであり、現在、全市町が実施しています。妊婦健康診査の受診率の向上、未受診者の把握とその対応に努めます。

#### エ 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業については、現在、全市町が実施しています。訪問従事者の質の向上に努めます。

#### オ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う養育支援訪問事業については、現在、全市町が実施しており、当該家庭の適切な養育の実施の確保に努めています。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に向け、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員である関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを促進します。

#### カ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急時や恒常的な残業などで、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、12 市町からの委託を受けて、現在、5 か所の児童養護施設等で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

#### キ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域において、子育て支援を受けたい人と支援したい人が登録し、会員同士が地域において相互に援助する活動を支援するファミリー・サポート・センター事業については、未実施の市町の状況に応じて支援を行います。

| 区 分   | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施市町数 |       |         |         |         |         |         |

#### ク 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病、出産、介護、冠婚葬祭などの理由、保護者の育児疲れ解消や地域社会活動、余暇活動の参加のために、一時的に保育が必要となる子どもに対応するため、一時預かり事業を促進します。

| 区 分   | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施市町数 |       |         |         |         |         |         |
| 実施か所数 |       |         |         |         |         |         |

#### ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日や時間に、保育所、認定こども園等において保育を実施する延長保育事業の確保に努めます。

| 区 分   | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施市町数 |       |       |       |       |       |       |
| 実施か所数 |       |       |       |       |       |       |

#### コ 病児・病後児保育事業

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する病児・病後児保育事業を促進します。

| 区 分   | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施か所数 |       |       |       |       |       |       |

#### サ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図ります。

| 区 分   | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施市町数 |       |       |       |       |       |       |
| 実施か所数 |       |       |       |       |       |       |

#### シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等において実費徴収ができることとされている副食費の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業です。

市町の実施状況に応じて支援を行います。

#### ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

市町の実施状況に応じて支援を行います。



## (2) その他の子育て支援の充実

### 《保育所、幼稚園、認定こども園等における地域子育て支援の充実》

- 保育所や認定こども園等の園庭を地域の人々に開放するなど、保育所や認定こども園等の機能を活用して、広く地域の子育て家庭への支援を促進します。
- 地域の人々とのさまざまな交流活動、保護者や地域の子育て家庭に対する育児講座や育児相談、食に関する相談・支援の実施など、地域に開かれた保育所、認定こども園等としての特色ある保育活動を促進します。
- 地域における幼児期の教育のセンターとして、幼稚園、認定こども園の施設や機能を活用した、幼児期の教育に関する相談事業や情報提供、地域の実態や保護者の要請に応じた預かり保育の実施、公民館や図書館、児童館等子育て関係機関との連携等により、地域での子育て支援を促進します。

### 《児童館における地域子育て支援機能の充実》

- 子ども会などの地域組織、学校、関係機関などとの連携を図りながら、地域住民に交流活動の場を提供するなど、地域における児童健全育成の拠点施設である児童館の機能の充実を図ります。
- 育児教室の開催や相談事業の実施、子育て支援情報の提供、子育てサークルに対する支援など、児童館における子育て支援機能の充実を図ります。
- さぬきこどもの国（大型児童館）において、児童館職員に対する研修や広報誌の発行、移動児童館巡回事業の充実や調査研究事業の実施など、県内児童館・児童センターに対する支援機能を強化するとともに、子育てセミナーの開催や相談事業の実施、子育てに関する情報提供を行うなど、子育て支援機能の充実を図ります。

### 《子育てサークルの活動支援》

- 子育てサークルへの育児情報の提供、活動状況の把握、活動についての周知、子育てボランティアとの連携等によりその活動を支援することで、地域全体で子育て支援が行われるよう努めます。

### 《児童健全育成関係団体などの育成》

- 母子愛育会、子ども会、PTAなど児童・青少年の健全育成関係団体の育成を図ります。

### 《市町の地域コミュニティ推進の支援》

- 市町、地域住民や団体等が実施する地域コミュニティの育成や活動の活性化を図る事業を支援します。

## 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進

### (1) 放課後子ども総合プランの推進

- 放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の居場所となる放課後児童クラブと、地域の子どもの対象にさまざまな体験活動や地域の人との交流活動などを行う放課後子供教室を一体的にまたは連携して実施する放課後子ども総合プランを推進します。

### (2) 放課後児童クラブの推進

- 昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、児童館、学校の余裕教室、既存の公共施設などの身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの事業実施を促進します。また、放課後児童クラブを実施するための施設の整備を促進します。
- 放課後児童クラブの設置・活動状況について、パンフレットやインターネットなどによる情報提供を行うとともに、指導者に対する研修により指導者の資質の向上を図るなど、活動内容の充実に努めます。
- 開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図ります。

### (3) 放課後子供教室の推進

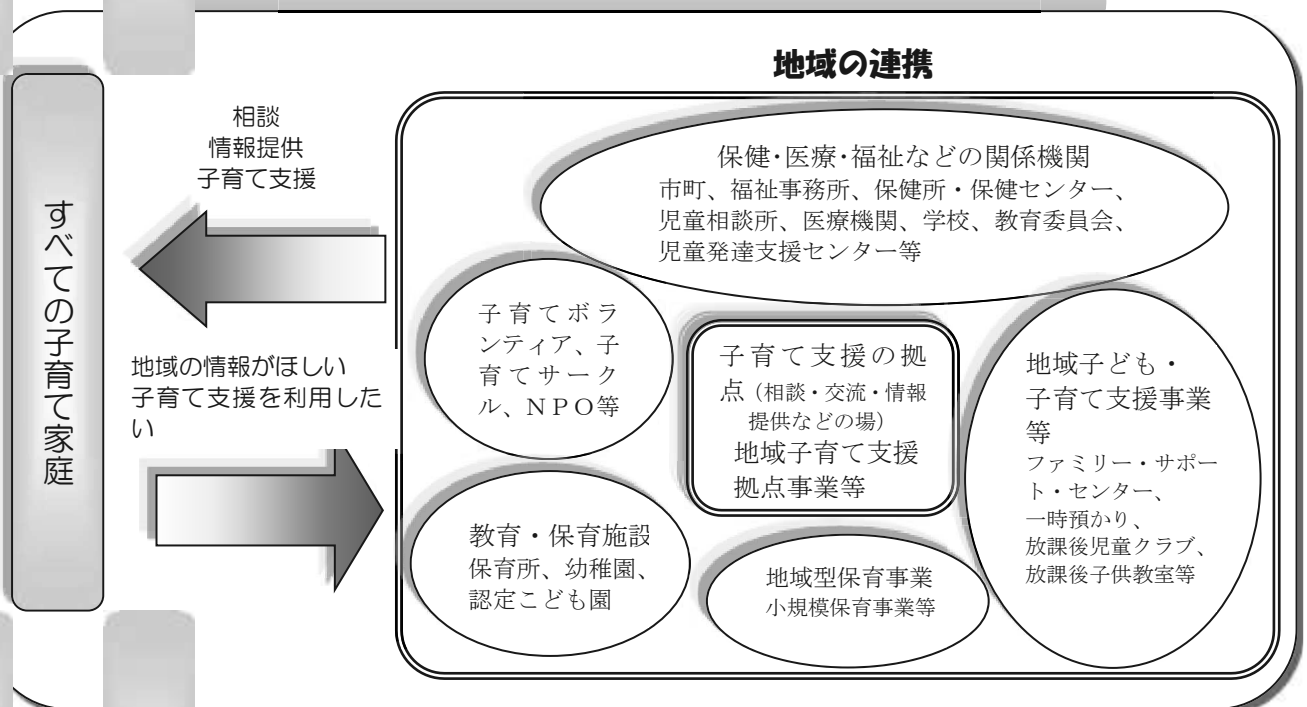
- 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むために、学校の余裕教室や公民館などを活用し、すべての子どもを対象とした、放課後や週末における安全・安心な子どもの居場所としての放課後子供教室の設置を推進します。
- 放課後子供教室を実施する中で、子どもたちにさまざまな体験活動や地域の人との交流活動に取り組み、地域で子どもたちを育てられるよう努めます。
- 放課後子供教室のコーディネーターや指導員に対する研修を実施することにより、安全面の配慮や特別な支援を必要とする子どもの理解と接し方など、コーディネーターや指導員の資質向上を図ります。
- 放課後子供教室に関する活動状況等をパンフレットやインターネットを通じて広報するとともに、事業報告書を作成するなど情報提供に努めます。

### 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実

#### 1) 地域における子育て支援のネットワークづくり

- 関係団体、NPO等による地域における子育て支援のネットワークづくりを進め、地域全体で子育て支援に取り組めるよう推進します。
- 子育て支援を行うさまざまな団体と連携を図り、子育て家庭に必要な情報を適切に提供する地域で子育てをサポートする地域子育て支援拠点事業などの身近な場所で子育て支援を実施する市町の取組みを促進します。

#### かがわの子育て支援のネットワークづくり



#### 2) 子育て支援に関する情報の提供

- 市町等に対し、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、市町保健センターなどの身近な場所や児童相談所（子ども女性相談センター・西部子ども相談センター）、福祉事務所、保健センターにおいて、妊娠、出産、育児、教育などの子育てに関する情報提供に努めます。
- 子育て支援のための各種制度や団体等の取組みなど、子育て家庭が必要とする子どもや子育てに関する情報について、冊子や広報誌、ホームページなど多様な広報媒体を活用し、効果的な情報提供に努めます。

#### (3) 社会全体での子育て支援やみんなで子どもを育む意識の啓発

##### 《官民一体となった子育て支援の推進》

- 社会全体で子育て家庭を応援するため、行政、家庭、学校、地域、企業、NPO、関係団体が参加した、かがわ子育て支援県民会議による「かがわ育児の日」の取組みの普及を図ります。

- 民間団体等がそれぞれの立場でできる「かがわ育児の日」の主旨に沿った取組みについて、かがわ子育て支援県民会議を活用し取り組んでいきます。



**毎月19日は、「かがわ育児の日」**

**かがわ子育て支援県民会議との協働による  
社会全体で子どもを育む意識啓発の取組み**

- 県内の企業や小売店舗、団体等に子育て支援の取組みを働きかけるとともに、子育て支援に積極的に取り組んでいる団体等の顕彰に努めます。
- 「かがわ育児の日」を中心に子育て家庭向けに商品の割引・特典などのサービスを提供し、地域の子育て支援に貢献する企業・店舗・施設の取組み「みんなトクだね応援団」について、多子世帯向けのサービス内容の充実を図るなど、取組みを推進します。
- 少子化や次世代育成支援について考えるイベントなどを、NPO等関係団体と共催することにより、次世代育成支援に対する県民一人ひとりの理解や意識を高め、地域全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。
- 「児童福祉月間」、「家族の日」、「家族の週間」、「家庭教育啓発月間」、「家庭の日」や「みんなで子どもを育てる日」など、さまざまな機会を通じて、家庭の果たす役割の大切さや子育て・家庭教育の重要性などについて啓発活動を推進します。
- 「かがわ子ども・若者育成支援ビジョン」に基づき、香川の子ども・若者がそれぞれの能力や個性をきらめかせ、自分の人生と社会の未来を切り拓くことができるよう家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、その他の関係機関と連携・協力を図りながら、県民が一体となって子ども・若者の健全育成に取り組むよう啓発活動を推進します。
- 児童憲章や児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、すべての子どもが差別や権利侵害を受けることがないよう子どもの権利擁護に努めるとともに、人格を持った一人の人間として尊重されるよう、権利の尊重と義務の履行の必要性についてさまざまな機会と媒体を活用した啓発活動を推進します。

#### ≪「みんなで子どもを育てる県民運動」の推進≫

- 「みんなで子どもを育てる県民運動」をより一層促進するため、各種キャンペーン事業の実施や県民運動推進大会の開催、「みんなで子どもを育てる日」の推進などにより、県民運動の普及啓発を図ります。
- 「みんなで子どもを育てる県民運動」を地域ぐるみの自主的・自発的な運動として定着させるため、市町民会議と校区会議の連携を図るとともに、校区会議の活性化に向け支援を行います。
- 県民運動推進の指導者養成のため県民運動推進員の研修を行い、校区における推進リーダーの養成を図ります。

#### (4) ささえあい安心して子育てできる体制の構築

##### 《保健、医療、福祉分野の人材の養成・確保》

- 子育て支援に携わる保健師、助産師、看護師、栄養士など保健、医療、福祉分野の人材の養成と資質の向上を図ります。
- 看護学生に対する修学資金貸付制度を継続し、卒業生の県内定着を促進するとともに、ナースセンター事業の充実を図り潜在看護職員の把握や再就業の促進を図るなど、引き続き看護職員の確保に努めます。
- 少子化社会に対応した総合的な母子保健事業を推進するため、専門研修の開催などにより、母子保健関係者の資質の向上に努めます。
- 子どもや家庭に関する相談機関の職員の相談・援助技術の向上のための研修会を開催するなど、職員の資質の向上に努めます。

##### 《児童健全育成のための指導者の養成・確保》

- 地域における子育て支援活動を推進する人材として、保健師、助産師、看護師などの資格を持ちながら就業していない者の状況を把握し、その活用を促進します。
- 地域における子ども・若者の健全育成指導者や青少年団体指導者に対する研修を充実するなど、指導者の養成・確保に努めます。

##### 《民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実》

- 民生委員・児童委員や主任児童委員に対する研修の実施などにより、子どもや家庭に関する相談・援助活動の充実を図ります。

##### 《子育てを支援するボランティア活動の促進》

- 子育てボランティア活動に関する情報・資料の収集・提供や、ボランティアの人材育成のための研修などを通じ、ボランティアが地域の中で継続的に活動しやすい環境づくりを促進します。
- 活力・意欲のあるシニア層に対して、子育て支援活動に必要な知識・技能を学ぶための研修などを通じ、活動へのボランティア参加を働きかけ、子育て支援の担い手の多様化を図ります。

## 4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

### (1) 相談・援助活動の充実、周知・広報

#### ＜相談機関における相談・援助活動の充実＞

- 民生委員・児童委員、主任児童委員、母子愛育班員、母子保健推進員などが保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、福祉事務所、保健所などと連携して行う子育てや家庭に関する相談・援助活動の充実を図るとともに、相談・援助活動について県民への周知に努めます。
- 子育てや家庭に関する相談機関（子育て世代包括支援センター、妊娠出産サポート、児童相談所、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点、福祉事務所の家庭児童相談室、保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、指定相談支援事業所（障害者）、教育センター、警察など）で実施する専門的な相談・援助活動の充実を図るとともに、相談機関の県民への周知に努めます。
- 子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや不安について気軽に相談できる「子どもと家庭の電話相談」「子ども電話相談」、「子育て電話相談」、「24 時間いじめ電話相談」、「妊娠出産サポート」、「少年相談専用電話」、「女性相談」など、各相談機関が実施している電話相談事業等の充実に努めます。

#### ＜地域における相談・援助活動の充実＞

- 子育て家庭に身近な場所において、それぞれのニーズに合わせて、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報の提供や相談・援助の充実に努めます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館、公民館などの身近な施設や子育て支援 NPO が持つ機能や人材を活用して、子育てについての悩みや不安に対する相談の実施や育児教室の開催、子育てを行う者に対する交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談・援助活動を促進します。
- 児童養護施設などの児童福祉施設が地域に開かれた施設となるよう、地域の人々との交流活動や施設の人材などを活用した子育て家庭に対する相談・援助活動を促進します。

#### ＜学校における相談・援助活動の充実＞

- 児童生徒が抱える心の不安や悩みにきめ細かく対応し、児童生徒一人ひとりの心身の健全な成長と発達を図るため、教職員に対する研修を実施するとともに、専門的な立場から指導・助言するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。

### (2) 相談機関のネットワークづくり

- 複雑・多様化する子どもや子育て家庭を取り巻く問題に適切に対応していくため、児童相談所、福祉事務所、保健所、民生委員・児童委員や主任児童委員、教育関係機関、警察など、相談機関のネットワークを整備し、子どもや子育てに対する相談・援助活動の充実に努めます。
- 複合的、複雑な困難を有する子ども・若者支援のため、香川県子ども・若者支援地域協議会を構成する教育、福祉、保健、雇用等の各分野の支援機関が連携して、総合的な支援を行います。
- 香川県相談業務支援ネットワークにおいて関係機関、関係団体との連携を強化し、子どもや子育て等に対する相談・援助活動の充実に努めます。

【数値目標】

|    | 目標項目             | 計画策定時        | 目標（令和6年度） |
|----|------------------|--------------|-----------|
| 8  | 利用者支援事業実施か所数     | 30 か所（H31.4） | 精査中       |
| 9  | 地域子育て支援拠点事業実施か所数 | 98 か所（H31.4） | 精査中       |
| 10 | 病児・病後児保育事業実施か所数  | 21 か所（H31.4） | 精査中       |
| 11 | 放課後児童クラブ実施か所数    | 277 か所（H30）  | 精査中       |

## Ⅳ 次代を担う子どもたちの教育、育成支援

### 《課 題》

- 全ての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばして自分の夢に挑戦することができるよう、教育環境の充実を図る必要があります。
- 技術革新やグローバル化が進展する一方、人口減少や地域のつながりの希薄化など社会が急激に変化する中で、子どもたちが抱える問題も多様化しています。
- 若者が社会的、経済的に自立できるよう、望ましい勤労観の育成などの支援を進めていくことが重要です。
- 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に得ることが重要です。

### 《施策の方向性》

- 確かな学力を育成し、一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育を推進するとともに、豊かな人間性や社会性、健康でたくましく生きるための資質を培う教育を進めます。
- 社会や時代の要請に対応し、教育内容等の充実に努めるとともに、地域の要望や期待を適切に反映した特色ある学校づくりを進めるなど、家庭や地域と連携し、子どもたちの教育や親の学びの応援に取り組みます。
- 子どもが自立した個人として成長し、社会的、経済的にも自立できるよう、望ましい勤労観や職業観の育成、安定就労への支援を推進します。
- 若い世代に対して、結婚、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発や子育てマインドの形成に努めます。

## 1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

### (1) 心豊かでたくましい児童生徒の育成

- これからの変化の激しい社会に生きる子どもたちに、「知識・技能」に加え、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」を育むとともに、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を通じて確かな学力を育成します。
- 教育活動を通して、体験的な学習や問題解決的な学習などの充実を図り、ボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動を積極的に取り入れ、児童生徒に豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。
- 学校が児童生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場であるために、教職員が日頃から児童生徒との信頼関係を築き、正義感や思いやりの心が育まれるよう、個に応じた積極的な生徒指導を推進します。
- 社会科や公民科での学習をはじめ、学校教育活動全体を通して、基本的人権の尊重についての理解を深めるよう努めます。



### ＜いじめ、不登校の防止や相談体制の充実＞

- 問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応のため、教育センターなど学校外における相談体制の充実を図ります。学校内では、児童生徒が悩みを抱え込まず、気軽に相談できるような環境づくりに努め、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や連携を推進します。
- 「中1ギャップ」に対応するため、教員のカウンセリング能力の向上や校内組織の見直しなどを行い、児童生徒の状況に応じた指導の充実に努めます。
- 不登校の児童生徒に対するきめ細かな支援を行うため、学校、家庭、関係機関の連携を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの一層の活用や、学生ボランティアの学校や教育支援センターなどへの派遣に努めます。
- 香川県いじめ防止基本方針に基づき、いじめを学校における問題として捉えるだけでなく、教育や福祉等の関係機関をはじめとして、児童生徒を取り巻くすべての関係者がいじめ問題の解決に向けて取り組みます。

### （２）一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育の推進

- 児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、バランスのとれた確かな学力を育成することにより、主体的に判断する生きる力を育みます。
- 児童生徒一人ひとりの望ましい勤労観や職業観を育て、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、夢や希望をもって将来の生き方を設計し、適切に進路を選択できるよう、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。
- 県立高校が活力に満ち、時代の変化や社会の要請に即した多様な教育を展開することにより、生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進します。
- 児童生徒の個性や能力、地域の実態などに応じた教育を進めるため、学校指導・運営体制の充実に努めます。

### （３）社会の変化に対応した教育

- 国際化の進展に対応するため、広い視野を持ち、異文化を理解、尊重する態度や異なる文化を持った人々とともに生きていく資質や能力を育成するため、外国人との交流を深めるなど、国際理解教育を推進するとともに、外国語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けるため、外国語指導助手（ALT）の活用や海外語学研修等への支援に取り組みます。また、外国人児童生徒が安心して日本で学校生活が送れるよう、受け入れ体制の整備に努めます。
- 情報や情報手段を主体的に選択し、活用する情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。また、情報モラルに関する指導を充実させます。

- 人間と環境のかかわりについての理解を深め、環境保全や資源の有効活用など環境に配慮した生活や行動ができる豊かな人間性を育むため、自然体験や社会体験、リサイクル活動、緑化活動など、幅広い環境教育を推進します。
- 科学技術の急速な進展と産業構造の変化の中、理科教育や科学教育を充実させるため、大学との連携による公開講座等の取組みを進めるとともに、研究者招へい講座などを実施し、将来有為な科学技術系人材の育成に努めます。
- 児童生徒の福祉に対する理解を深めるとともに、自発的な社会参加を促進するため、社会福祉施設における入所者との交流や介護などの体験活動、地域での福祉ボランティア活動、高齢者、障害者、乳幼児との交流活動の機会などの充実を図ります。
- 国際化、情報化など、社会の変化に対応するための私立学校における取組みを支援します。

#### (4) 信頼される学校づくり

- 各分野において優れた知識や技術を有する社会人を講師として招へいしたり、学校の教育活動に地域の人々の積極的な参加・協力を求めるなど、社会に開かれた教育課程の実現に努めます。
- 各学校においては、教育方針や特色ある取組み、児童の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ることが重要であることから、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用して、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 指導が不適切な教員の認定を行い、教育センター等において問題の内容や程度など個々の教員の実態に応じた研修を実施し、指導力等の向上を図ります。
- 子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりの個性を大切にした教育に努めるとともに、子ども同士がお互いのよさを大切に、認め合う学校づくりを一層推進します。
- 私立学校における特色ある学校づくりを支援します。

#### (5) 教育環境の整備

- 子ども一人ひとりの個性を尊重し、子どもが主体的に学べる魅力ある学校づくりを進めるため、教育内容や教育方法の多様化に対応し、学習や生活活動の場としてふさわしいゆとりとうるおいのある施設づくりを行うなど、教育環境の整備充実を図ります。
- 教育センターにおける教員のライフステージに応じた研修や教育相談、学校や教員の教育活動を支援するカリキュラムセンター事業などの充実に努めます。
- 私立学校における教育内容・方法の多様化に対応した教育環境の整備を支援します。

## 2 家庭教育への支援の充実

### (1) 広報啓発活動の推進

- 明るく楽しい家庭づくりを推進するため、毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及啓発に努めるとともに、ポスターなどの啓発作品の募集やカレンダーの作成・配布、家庭教育に関するイベントの開催などを通じて、家族のきずなの大切さや家庭の果たす役割の重要性に対する意識の高揚に努めます。
- 家庭教育の重要性や家庭教育を社会全体で支援する必要性について、県民の理解を深めるため、子どもたちの夏休み期間であり、家族や地域住民とふれあう機会が多くなる7月・8月の「家庭教育啓発月間」を中心に、家庭教育に関する広報啓発活動に努めます。
- 乳幼児や児童生徒を持つ保護者を対象に、家庭教育の諸課題について必要な情報を提供し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する啓発・学習資料などを作成配布することにより、家庭教育に関する広報啓発に努めます。
- 従業員の家庭教育を応援する取組を行う企業等と協定を締結し、家庭の教育力の向上に努めます。

### (2) 多様な学習機会や交流の場の提供と相談体制の充実

- 心身の健康をはぐくみ、基本的な生活習慣等を身につけるうえで重要な役割を担う家庭の教育力の充実に図るため、保護者などに対する多様な学習機会を提供します。
- 子育て中の保護者同士が情報を交換する場を提供することにより、子育てについての気づきを促すとともに、親同士のネットワークづくりを推進します。
- 将来子どもを非行に走らせず、豊かな心と思いやりの心を持たせるために、少年補導担当者が、保育所、幼稚園、認定こども園に赴き、保護者等に対してチャイルドケア教室を開催し、家庭におけるしつけ教育の重要性について啓発に努めます。
- 子育て・家庭教育の不安や悩みを抱えた親などを支援するため、電話相談や面接相談の実施など、相談体制の充実に努めます。

### (3) 指導者の養成

- 子どもの地域での体験活動や交流活動を支援できる人材を養成します。

### 3 地域の教育力の向上

#### (1) 学校、家庭、地域の連携

- 地域と学校がパートナーとして連携・協働する「地域学校協働活動」を推進するための組織的・継続的な仕組みづくりに努めます。

#### (2) 多様な体験・交流活動機会の提供

- 子どもがさまざまな人々との交流や生活体験、社会体験を積み重ねることによって、社会性や地域の一員としての自覚を身につけるよう、校区会議や地域の諸団体の活動を支援することで、体験交流活動の機会を提供します。
- 老人クラブによる地域の見守り活動などを通じ、高齢者とのふれあい等を促進することにより、高齢者への理解を深めます。
- 障害者社会参加推進センターの取組みや、障害児本人、家族等への情報提供などを通じて、障害児の社会参加や交流活動を促進します。
- 内閣府事業に協力し、青年の海外派遣や諸外国の青年の受入れを行うなど、国際交流活動の機会を提供し、活動を支援します。
- 豊かな自然の中での集団生活や野外活動などのさまざまな体験活動を通じて、子どもの豊かな心を育むとともに、創造性や忍耐力、社会性などを養います。
- 本県の豊かで美しい自然や、快適な生活環境を将来にわたって守り育てていくためには、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組む必要があり、幅広い場において環境教育・学習の機会を充実し、地域全体で環境教育・学習の充実に取り組みます。
- 次世代のみどりづくりを担う子どもたちが、みどりを守り育てる活動を実践している「緑の少年団」の活性化を図るため、活動に必要な支援を行います。
- 子ども会をはじめ、少年団体の活動などによる年齢の異なる子ども同士の交流など、子ども同士の相互理解やふれあいを促進する機会の提供に努めます。
- 豊かな自然環境、作物のもつ生命力など農業・農村の持つ多面的機能に触れる農業および農村体験学習を実施し、若い世代や子どもたちへ伝えたいくらしの知恵や伝統文化の伝承に努めるとともに、食と農林水産業を結ぶ教育を促進します。
- 学校の余裕教室、公民館や児童館などを活用して、すべての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、放課後や週末におけるスポーツ活動・文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援します。
- 高度情報化の進展に対応できるよう、情報通信技術に触れる場や、情報通信技術を学ぶ機会の提供に努めます。

### （３）子ども読書活動の推進

- 家庭での読書習慣が定着するよう、４月２３日の「子ども読書の日」にちなみ、毎月２３日を  
含む週（日曜日から土曜日）を「<sup>にさん</sup>23が<sup>ろくまる</sup>60家庭読書週間」と位置づけ、子どもがいる家庭にお  
いて、家族で一緒にその一週間に合計60分以上を目標に読書活動に取り組む運動を展開します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等における読み聞かせや学校での一斉読書活動などの取組みの  
一層の普及を図るとともに、地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動を促  
進します。
- ４月２３日から５月１２日までの「こどもの読書週間」を中心に、市町、学校およびボランテ  
ィア団体等と連携した全県的な読書啓発イベントを開催し、県民の間に広く子どもの読書活動の  
意義や重要性についての理解と関心を深めるよう努めます。

### （４）文化芸術環境の整備と文化芸術活動の促進

- 子どもが優れた芸術を鑑賞することができるよう、国内外の優れた舞台芸術公演や美術展覧会  
を開催し、文化芸術の鑑賞機会の充実に努めます。
- 県の文化施設において子ども向けの創作活動事業や参加体験型事業を実施し、文化にふれあう  
機会の充実に努めます。
- 幼児や小・中学生、高校生の文化芸術活動を奨励するとともに、専門的な指導を直接受ける機  
会を提供し、文化芸術の担い手となる人材を育成します。
- 県内各地に伝わる特色ある伝統芸能や民俗行事を継承し、地域の連帯感や豊かな郷土愛を涵養  
するため、後継者の育成を図ります。
- 地域の文化財を積極的に活用し、子どもたちが郷土の歴史や文化を知り、地域に誇りが持てる  
よう、歴史学習や体験活動を推進します。

### （５）社会教育施設などの整備と社会教育活動の充実

- 公民館や図書館など、身近な社会教育施設の整備を促進し、子どもの多様な学習機会の提供に  
努めます。
- 図書館での親子読書会や公民館での世代間交流、少年自然の家での体験活動など、社会教育施  
設における活動の充実に努めます。

## 4 次代の親の育成

### (1) 子育てマインドの形成

- 将来親となる中学生・高校生などの若い世代を対象に、保育所、幼稚園、認定こども園等への訪問や乳幼児健康診査などの機会を活用した乳幼児とのふれあい体験学習などを通して、乳幼児への理解と関心を高めるとともに、乳幼児と適切に関わることができる態度を育てます。そして、男女がともに子育てを行う意義や子育ての喜びなど、子育てマインドの形成に努めます。

### (2) 結婚、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発

- 中学生や高校生、大学生などの結婚や妊娠をイメージする前の若い世代が、結婚、妊娠・出産、子育てを含んだ人生設計を考え、将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、男女の体や妊娠・出産の仕組み、妊娠・出産における健康的な生活や母子等の愛着形成の重要性など、結婚、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、望まない妊娠について考える機会を提供します。

### (3) 生涯を通じた女性の健康支援体制の推進

- 女性のライフステージに応じて的確に自己の健康管理を行うことができるよう、女性の健康支援に関する専門的知識を有する医師、保健師、助産師等による健康相談や健康教育の充実に努めます。

### (4) 男女が協力して家庭を築くことの意識の醸成

- 男女が互いに協力し、家庭を築くことの重要性を認識し、家族関係をよりよくしようとする家庭科教育の充実に図るなど、学校教育全体を通じて男女平等を推進する教育の充実に図るとともに、学校生活の中で男女がともに協力しながら活動する機会の提供に努めます。
- 男女がともに家庭生活や地域に一層関わるができるよう、広報・啓発や学習機会の提供などに努めます。
- 父親の家事、子育て、地域社会活動や地域教育活動などへの積極的な取組みを促進するため、家庭や地域、企業などに対する啓発活動を推進します。

### (5) 薬物乱用防止対策等の推進

- 飲酒、喫煙の問題は、法律で禁止されている未成年のみならず、成人にとっても心身の健康に与える影響が大きいため、その危険性に関する正しい知識の普及や情報の提供に努めます。また、子どもへの喫煙防止教育の充実に努めます。
- 大麻、危険ドラッグなどの薬物禍から子どもを守るため、麻薬・覚せい剤・シンナー禍対策推進員による地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を強化するとともに、学校薬剤師会や警察などと連携して薬物の危険性についての正しい知識の普及啓発に努めます。

## （６）若者の職業的自立の支援

- 若年者が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られるよう、企業現場の見学会や実習・研修的な就業体験であるインターンシップへの支援に取り組みます。
- 若年者が自立し、安定した職業生活や家庭生活を営むことができるよう、ニート・フリーター等に対する個別相談の実施や、セミナー開催、就労体験等による就業意欲の醸成を図るとともに、若年者と企業とのミスマッチを解消するため、職業訓練から職業選択、就職に至る一貫した支援を行い、若年者が自ら職業意識や職業能力を身につけ、望ましい職業人となれる環境づくりに取り組みます。
- 職業経験が十分でない若年者を対象とした就労支援施策について周知し、正規就労をめざす若年者の安定就労を促進します。

### 【数値目標】

|   | 目標項目                             | 計画策定時                           | 目標（令和6年度）                     |
|---|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 「学校に行くのは楽しいと思う。」に肯定的に回答する児童生徒の割合 | 小学生：85.0%<br>中学生：81.3%<br>(R1※) | 小学生：86.0%<br>中学生：82.0%<br>(仮) |
| 2 | 親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合             | 67.0% (H30)                     | 75.0%                         |

※令和元年度全国学テの小6と中3データによる。12月に県学テのデータに差替予定

## V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

### 《課 題》

- 就労の継続を希望しているにもかかわらず、仕事と子育ての両立が困難であるという理由で、出産を機に退職する女性が少なからずいます。また、子育て期である30代、40代の男性の長時間労働は高い水準であり、父親の子育ての意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は依然として少ない状況です。
- 妊婦や子ども連れが安心して外出できる環境や、安心して遊べる場の整備など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりが必要とされています。
- 子どもが性犯罪や誘拐、声掛け事案等の被害や交通事故に遭わないよう、安全で安心できるまちづくりが必要です。また、子どもの非行や犯罪を防止するとともに、インターネット等による有害情報から子どもを守る必要があります。
- ゲームやインターネットの過剰な使用は、依存症につながることや、睡眠障害、ひきこもりといった二次的な問題まで引き起こすことなどが指摘されており、本県でも、スマートフォン等の普及、使用開始年齢の低年齢化などに伴い、ネット・ゲーム依存が疑われる子どもたちが増加していると考えられます。
- 子育てや教育に伴う経済的な負担が、理想の人数の子どもを持たない理由となっています。

### 《施策の方向性》

- すべての人が今までの働き方を見直し、仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方を実現できるよう、職場優先の意識など、働きやすい環境づくりを阻害する職場における慣行その他の諸要因の解消に向け、国や関係機関等と連携を図りながら、「働き方改革」の推進に努めます。
- 育児休業制度の普及定着など雇用環境の整備を支援するとともに、社会全体で働き方を見直し、働きながら子育てしやすい環境の整備に努めます。
- 公共的施設や道路交通環境などの生活環境において、広く子育てバリアフリーを推進するとともに、子どもが安心して集い遊べる場、自然とふれあえる場などの環境整備を進めます。
- 犯罪被害や交通事故から子どもを守るため、安全で安心なまちづくりを地域と連携して推進します。
- 子どもの非行防止を推進するため、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークを充実させるとともに、子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。
- ネット・ゲーム依存の対策に当たっては、社会全体で対応を行っていく必要があり、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や早期発見・早期治療のための相談支援、医療提供体制の充実など総合的な対策を推進します。
- 負担の公平性、施策の効果や適切な役割分担などを考慮しながら、子育て家庭に対する経済的負担の軽減に努めます。



## 1 仕事と家庭生活の両立支援

### (1) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

- 働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、「働き方改革」の推進に向けた普及啓発に努め、県民の意識の向上に努めます。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が従業員数 100 人を超える企業には義務付けられている中、策定が努力義務とされている従業員数 100 人以下の中小企業に対して、計画の策定を働きかけることにより、労働者が働きやすい雇用環境の整備を行う事業主の取組みを促進します。
- 子育て期には、仕事と子育てを両立できるよう、育児休業、短時間勤務や子どもの看護休暇制度などの利用の促進に努めるとともに、子育て行動計画策定企業認証マークの取得を推進します。また、働き方改革や男女共に安心していきいきと働き続けることができる環境づくりに取り組む企業の表彰など、積極的な取組みを行う企業を奨励することにより、働きやすい職場環境づくりに向けた気運を醸成します。
- 働くすべての人が、仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方を選択でき、家庭生活や地域に一層関わるができるよう、広報啓発や学習機会の提供などに努めます。
- 農林水産業は、生活と生産の場が一緒になりがちで労働時間等が曖昧になりやすい傾向があるため、家族経営協定の推進により、就業条件や家事・育児を含めた役割分担を整備するとともに、法人化等、企業的な経営管理が可能な経営体の育成を推進します。

### (2) 育児休業を取得しやすい環境の整備

- 経営者や管理職を含めた職場の意識改革を促し、男性が育児休業を取得し、育児に参加できる環境の整備に努めます。
- 育児休業制度の定着を図るため、制度の趣旨や内容についてホームページ等による広報啓発を行い、育児休業制度の周知啓発に努めます。
- 子育て家庭が子どもとふれあう時間を十分確保できるよう、育児中の時間外労働の制限や深夜業の免除などについて、周知啓発を図ります。
- 育児休業を取得した労働者が円滑に職場復帰できるよう取り組む事業所に対する支援制度について、周知啓発に努めます。
- 育児休業の取得を促進するため、育児休業給付金等の経済的な支援制度について、周知啓発に努めます。

### (3) 働きながら子育てをしやすい環境の整備

#### 《雇用環境の整備》

- 労働基準法や男女雇用機会均等法による妊娠中や出産後の母性保護規定等の周知を図り、母性保護や母性健康管理の適切な実施等に努めます。
- それぞれの事情に応じて、男女ともに働きながら、子育てが可能となるよう、育児休業等取得しやすい雇用環境の整備を促進します。
- 自らの意思により、妊娠、出産、子育て期を経ても働き続けることを望む女性が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、職業能力の開発や雇用環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

#### 《事業主の取組みの促進》

- 仕事と育児・介護を両立するための制度の一層の定着促進を図るとともに、労働時間の短縮等の就業条件の整備と労働福祉の充実など、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備する企業を支援します。
- 優れた一般事業主行動計画を策定し、働きながら子育てしやすい職場環境づくりに取り組む県内の中小企業（常時雇用者数 100 人以下）を「子育て行動計画策定企業」として認証します。また、働き方改革や男女共に安心していきいきと働き続けることができる環境づくりに取り組んでいる企業等の自主宣言である「かがわ働き方改革宣言」や「かがわ女性キラサポ宣言」を県ホームページで広報するなど、その取組みを支援します。



子育て行動計画策定企業  
認証マーク



かがわ働き方改革推進宣言



かがわ女性キラサポ宣言

#### 《子育てのために退職した者の再就職支援等》

- 出産や育児などを理由に退職した者の再就職の機会を確保するため、事業主に対する再雇用制度の普及啓発に努めるとともに、再就職希望者への支援制度の周知を図ります。
- 再就職を希望する退職者等に対して、公共職業能力開発施設等での職業訓練の実施により、職業能力の開発を支援します。
- 育児中の求職者が安心して求職活動ができるよう、保育所の受入体制の充実を図るとともに、求職中も一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業の利用ができることについて、周知に努めます。

## 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

### (1) 公共的施設等における子育てバリアフリーの推進

- 妊婦、子どもおよび子ども連れをはじめ、誰もが安心して、積極的に社会参加を促進するため、「香川県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共的施設や公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。また、妊産婦などの移動に配慮した社会づくりを推進するため、「かがわ思いやり駐車場制度」の普及と適切な駐車場利用の促進を図ります。
- 妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」の普及啓発に努めます。
- 親子連れの外出をサポートするための取組みとして、駅、劇場、美術館、博物館、デパートや店舗など、公共性の高い施設への授乳室や子ども用トイレなどの整備を促進します。
- 都市公園、河川空間、海岸保全施設において、妊婦、子どもおよび子ども連れが安心して楽しむ、自然とふれあえるよう、公園における段差の解消等や、親水性のある河川空間、海岸保全施設の整備を推進します。

#### 《子育てバリアフリーの意識啓発等の推進》

- 市町と連携を図りながら、障害のある子どもの理解を深めるための意識啓発を行います。
- 乳幼児を持つ親などを対象とした講座や研修会、イベントなどを開催する場合には、必要に応じて臨時の託児室の設置を促進するなど、子ども連れでも参加しやすい環境づくりに努めます。

### (2) バリアフリー化など安全で安心な道路交通環境の整備

- 子どもや子育て家庭が安心して外出できるよう、生活道路の交通安全対策を進めるとともに、バイパス道路の整備などにより、生活道路から大型車両などの通過交通を排除します。
- 子どもや子育て家庭が安心して外出できる道路空間を確保するため、自転車やベビーカーなどが通りやすい、幅が広く、段差のない、安全な自転車歩行者道の整備を推進するとともに、電線類の地中化、道路照明灯の設置など、ゆとりある道路環境の整備を図ります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、公共交通機関における車両等のバリアフリー化を促進します。
- 関係機関が連携して、生活道路等において、最高速度の区域規制やバリアフリー対応型信号機などの整備を図るほか、子どもの視点に立った通学路の交通安全点検を行い、緊急性や設置の効果等を勘案して、より必要性の高いものから交通規制や交通安全施設の整備に努めます。

### (3) 子どもが安心して集い遊べる場の確保

#### 《児童館の整備促進と活動の充実》

- 児童に健全な遊びや体験活動の場を提供して、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会等の地域組織などの活動のほか、放課後児童の健全育成の場となる児童館の整備を地域の実情に応じて促進します。

- 児童館活動の充実のため、子どもの視点に立った魅力あふれる事業や継続性、発展性のあるプログラムを展開するとともに、休日開館など、地域の実情に即した運営体制の整備を促進します。

#### 《公園などの身近な遊び場の整備促進》

- 子育て家庭のゆとりある快適な生活環境の創造や、子どもや家族がともに利用できる安全な遊び場を確保するため、身近な街区公園、近隣公園、緑地など安全・安心で、緑のある都市公園の整備を図ります。
- 子どもの遊びや活動の場として、公民館などの社会教育施設やスポーツ施設などの身近な施設の活用を促進し、子どもの健全育成を推進します。

#### 《さぬきこどもの国（大型児童館）の運営等の充実》

- 児童の健全育成の中核的役割を果たすさぬきこどもの国については、老朽化等による施設のリニューアルを図りながら、施設の持つ機能や人材を活用して、子どもに健全な遊びや創造的活動の場を提供します。

#### 《水や緑のあるうるおいある空間の整備》

- 身近な緑の保全や都市部における緑化の推進を図るとともに、学校などの公共施設の緑化に努め、子どもの成長に望ましい、うるおいのある環境の整備を推進します。
- 子育て家庭のゆとりある快適な生活環境の創造や、子どもや家族がともに利用できる遊び場を確保するため、身近な街区公園、近隣公園、緑地など安全・安心で、緑のある都市公園の整備を図ります。
- 子どもや子育て家庭が豊かな自然とふれあうことができるよう、自然公園の適正管理や、園地、休憩所、遊歩道などの利用施設の整備を図ります。
- 子どもが森林の中で遊び、自然観察など、森林や生態系に関するさまざまな体験学習ができる場として、森林公園の整備充実を図ります。
- 河川、海岸、ため池、水路などが有する水や緑豊かな空間を活用して、多自然川づくりや親水性のある河原づくり、親水護岸、遊歩道、広場等の整備や砂浜の復元などを行い、うるおいとやすらぎのある水辺空間の創出に努めます。

#### 《自然環境の保全》

- 子どもの成長や子育てにとって大切な本県の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、生物の多様性を確保するため、希少野生生物の保護管理を実施します。

### 3 子どもの安全を確保するための活動の推進

#### (1) 安全・安心まちづくりの推進

- 子どもが性犯罪や誘拐、声かけ事案等の被害に遭わないようにするため、関係機関・団体と連携し、地域の犯罪情勢に応じた防犯カメラ等の設置を促進するとともに、防犯灯、防犯ベル等の犯罪防止に配慮した構造設備等を有する道路、公園、駐車場、駐輪場の普及や住宅、店舗等の防犯性の向上を図り、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを推進します。
- 学校周辺や通学路において見守り活動等を行う地域住民や学校関係者、防犯ボランティアに対して、地域の安全情報や活動に必要なパトロール資機材の提供等を行うとともに、協働してパトロールを実施するなど、支援や連携を強化します。
- 子どもが被害者となる犯罪の防止のため、各種広報誌・メールマガジンやホームページ等を活用し、声かけ事案の発生状況等の安全情報を積極的に提供するなど、地域住民の自主防犯活動を促進するとともに、学校等との連携を強化し、子どもに対する防犯指導を推進します。

#### (2) 被害に遭った子どもの保護の推進

##### 《少年相談体制の整備》

- 少年サポートセンターを中核とした被害児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言等を強化するとともに、児童相談所等関係機関の相談窓口との連携強化を図ります。さらに、香川県学校・警察相互連絡制度の充実を図り、学校との連携によるきめ細かな支援に努めます。
- カウンセリングの専門家としての少年補導担当者に対して、専門研修機関における研修を受講させるなど、カウンセリングの知識、技能の向上を図ります。

##### 《親子カウンセリングアドバイザー制度の充実》

- 臨床心理士、精神科医等によるカウンセリングアドバイザーの助言により、少年補導担当者の技能の向上を図ります。

##### 《被害者対策の推進》

- 犯罪を受けた少年に対しては、犯罪被害者支援部門と密接な連携を図り、被害少年の早期立ち直り支援を実施します。
- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、学校、警察などの関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

### （３）子どもの交通安全対策の推進

- 県民総ぐるみの「人も車も 止まる・見る・待つ さぬき路安全運動」を推進し、交通マナーの向上を図るとともに、交通安全教育指導者や交通安全組織の育成強化、交通安全対策に関する調査研究を推進します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校において、「交通安全教育指針」に基づく、視聴覚に訴える教育手法等を取り入れ、「思いやり」・「譲り合い」精神の醸成に重点をおいた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、歩行者や自転車利用者として基本的な交通ルールや交通マナーの向上に努めるとともに、関係機関・団体はもとより家庭や地域とも連携を図りながら、心身の発達段階に応じて子どもと保護者に、道路における危険予測、危険回避の能力を高めることを目的とした交通安全教育を推進します。
- 関係機関・団体と連携した参加・体験型交通教室の積極的な推進により、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法について啓発を推進するとともに、指導者の育成を目的とした幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図り、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりに努めます。また、チャイルドシートの着用を含め、シートベルトの着用徹底に向け、関係機関・団体と連携した広報啓発に取り組みます。
- 「香川県自転車の安全利用に関する条例」に基づき、自転車乗車時の安全を確保するため、乗車用ヘルメットの普及啓発に向けた広報・啓発に取り組みます。

### （４）子どもの事故防止対策の推進

- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校において、施設内、通園通学路の安全点検や子どもに対する安全教育を実施するとともに、事故防止について、家庭や地域に対する普及啓発に努め、子どもが安全な生活を送ることができる力を育成します。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員や地域の団体等の協力のもと、地域での子どもの見守りを行うなど、子どもの事故防止活動に努めます。
- 地域における児童健全育成関係団体の指導者などを対象に、子どもの事故防止に関する知識の普及や救急救命法などに関する学習機会の提供に努めます。

## 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### (1) 子どもの非行防止と社会環境の浄化

- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「香川県青少年保護育成条例」の効果的な運用を図るため、立入調査・指導などを推進するとともに青少年の健全育成に有害となる興行や広告物、図書等の販売、営業等を規制し、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。
- 年間を通じて非行防止に関する広報啓発活動を行うほか、特に子どもが非行に走りやすい夏休み期間を中心に「夏の青少年非行・被害防止県民運動」を展開し、青少年の非行防止に対する県民の理解と関心を高めます。
- 非行の原因を究明し、非行の防止の実効を期するため、カウンセリングアドバイザーによる親子カウンセリングの実施、カウンセリング結果に基づく継続指導の実施に努めます。
- 地域における非行防止活動の中核機関である少年育成センターや、学校、警察等関係機関・団体との連携を密にして、非行防止活動および環境浄化活動の推進に努めます。
- 毎月25日の「県下一斉の街頭補導強化日」の実施等により、警察、学校等の関係機関、少年警察ボランティアとの協働による街頭補導活動を強化するとともに、少年警察ボランティア等への支援を充実させ、地域ぐるみの非行防止・環境浄化を推進します。
- 警察本部、教育委員会、知事部局等で構成する「児童生徒健全育成等連絡協議会」や「香川県学校・警察相互連絡制度」の活用により、学校と警察の連携を一層強化し、児童生徒の健全育成活動を推進します。
- 各学校単位に構築されている学校、警察、保護司、民生委員・児童委員や主任児童委員等からなるネットワークの連携により、児童生徒の健全育成を支援します。
- 中学生自らが非行防止のメッセージを発信する「かがわマナーアップリーダーズ活動」を支援するとともに、警察本部、教育委員会、知事部局が連携し、学校等での薬物乱用防止教室や非行防止教室の開催、暴走族その他の非行集団への加入防止および離脱促進などの児童生徒の健全育成活動を推進します。
- 香川県交通安全県民会議「暴走族対策部会」を中心に、関係機関・団体と連携し、暴走行為をさせない環境づくりと暴走族を許さない世論づくりの促進を図ります。
- 「香川県暴走族等の追放に関する条例」の効果的な運用を図るとともに、悪質な違反に対する交通取締りの強化により、暴走族等のいないまちづくりを推進し、県民生活の安全と平穏の確保および少年の健全な育成を図ります。

### 《インターネットにおける有害情報対策》

- 児童生徒が安心・安全にインターネットを利用できるよう、警察本部、教育委員会、知事部局が連携し、情報モラルに関する指導や啓発活動に取り組みます。
- 青少年がインターネットを通じて犯罪に巻き込まれないよう、インターネットの安全利用や「香川県青少年保護育成条例」に基づくフィルタリングの設定などの啓発を行います。
- 携帯電話やインターネットによる子どもの有害情報対策に関する保護者啓発を効果的に推進するため、県PTA連絡協議会との緊密な連携のもと、保護者対象の学習会等への講師派遣、保護者の自主的な啓発活動のための指導者養成および保護者の啓発活動に努めます。
- 携帯電話やインターネットによるいじめや有害情報から子どもを守るため、学校でケータイ安全教室を実施するとともに、地域、学校および家庭における情報モラル教育を推進します。
- インターネットトラブルに関する電話相談事業の充実に努めます。

### (2) 地域の健全育成づくりの推進

- 青少年がのびのびと心豊かに育つ環境を整えるため、「青少年は、地域社会から育む」という視点に立ち、学校、警察、少年育成センターなどの関係諸機関、地域住民、民間ボランティアなどによる地域ネットワークの形成を推進します。
- 少年警察ボランティア等の活動の活性化を図り、地域における少年の社会参加活動、居場所づくりの活動を支援していきます。



## 5 ネット・ゲーム依存対策の推進

### (1) 未然防止のための正しい知識の普及啓発

- 子どもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存については、家庭や学校を含む社会全体で対応を行っていく必要があり、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発に努めます。
- 講演会や出前講座の開催、家庭でのルールづくりなどの啓発活動に取り組み、社会全体でのネット・ゲーム依存に対する危機意識の向上を図ります。
- 児童生徒や保護者に対して、ネット・ゲーム依存に対する正しい知識の周知や予防対策に関する啓発などに努めます。
- 乳幼児期の子どもを持つ保護者に対して、スマートフォン等の適正利用を含むネット・ゲーム依存に関する広報啓発などに努め、ネット・ゲームの適正な利用について理解と関心を高めます。

### (2) 相談支援体制の整備

- ネット・ゲーム依存に関する相談に適切に対応するため、教員等を対象に、ネット・ゲーム依存に関する正しい知識の周知に努め、子どもたちを支援する体制の充実を図ります。
- 精神保健福祉センターや各保健所などにおいて、相談支援を行うとともに、医療、保健、福祉等の関係者を対象とした研修会を開催し、早期発見・早期治療のための相談体制の整備を図ります。

### (3) 適切な医療提供体制の充実

- ネット・ゲーム依存を治療できる医療機関の整備を促進するとともに、適切な医療を提供できる人材の養成を図るなど、医療提供体制の充実を図ります。

## 6 子育てに伴う経済的負担の軽減

### (1) 子育て費用に対する社会的支援

#### 《経済的負担を軽減する手当制度等の充実》

- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当制度の周知と適正な支給を図ります。
- ひとり親家庭等の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度の周知を図ります。
- 障害児の福祉の増進を図るため、障害児を養育する保護者に支給される特別児童扶養手当制度や、重度の障害により日常生活で常時介護を必要とする障害児に支給される障害児福祉手当制度の周知を図ります。

#### 《乳幼児医療費などの負担軽減》

- 医療費の自己負担部分を公費で助成する乳幼児医療費支給事業や未熟児養育医療給付事業等により、乳幼児を持つ家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、こども医療費の負担軽減のための新たな措置について国に要望していきます。
- 医療費の自己負担部分を公費で助成するひとり親家庭等医療費支給制度や重度心身障害者等医療費支給制度により、ひとり親家庭等の子どもや心身に障害のある子どもの健康の増進を支援し、経済的負担の軽減を図ります。
- 小児慢性特定疾病を抱える子どもの保護者に対し、治療にかかる医療費の助成を行い、早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図ります。

#### 《公的資金貸付制度の活用》

- 子育て中の勤労者家庭の教育費の負担軽減を図るため、教育資金など勤労者福祉資金融資制度における支援資金の充実に努めます。
- ひとり親家庭等の生活基盤の安定や、子どもの高校、大学等への修学などを支援するため、母子福祉資金等貸付制度の周知を図ります。
- 低所得者世帯などの生活や、子どもの高校、大学等への修学などを支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。

#### 《不妊治療等に係る助成》

- 不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成します。
- 不育症により子どもに恵まれない夫婦を支援するため、不育症治療に要する費用の一部を助成します。
- 将来、子どもを産み育てることを望むがん患者等が将来に希望を持って治療に取り組めるよう支援するため、生殖機能を温存する治療（妊孕性温存治療）に要する費用の一部を助成します。

## (2) 保育料や教育費の負担軽減

### 《保育料などの負担軽減》

- 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要な幼児教育の機会を子どもたちに保障するため、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所、幼稚園、認定こども園等の費用を無償化します。
- 多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、保育所等入所児童のうち、第3子以降の就学前児に対する保育料等を減免します。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3歳未満の第2子および小学校就学前の第3子以降の児童の病児・病後児保育施設の利用料を無料化します。

### 《教育費の負担軽減》

- 子どもの教育に係る経済的な負担を軽減するため、国の動向を踏まえながら各種制度の普及や活用に努めます。
- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級などにおいて特別支援教育を受ける児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費の活用の促進に努めます。
- 経済的理由により就学が困難な小・中学校の児童生徒に対して、学用品、学校給食や医療などの費用について、市町が援助し国がその経費の一部を補助する要保護児童生徒援助費補助制度の活用の促進に努めます。

### 《修学支援の充実》

- 教育の機会均等に資するとともに、有為な人材の育成を図るため、経済的理由により修学することが困難な高校生や大学生等に対する奨学金制度の充実を図ります。

### 《私立学校における教育費等の負担軽減》

- 私立学校経常費補助や授業料軽減補助などの助成を通じて、私立の幼稚園や中学校、高校に通う幼児・生徒の保護者の負担の軽減などを図ります。

【数値目標】

|    | 目標項目                      | 計画策定時        | 目標（令和6年度）       |
|----|---------------------------|--------------|-----------------|
| 14 | 子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数（累計） | 231 社（H30）   | 85 社<br>（R2～R6） |
| 15 | かがわこどもの駅認定施設数             | 474 か所（H30）  | 510 か所          |
| 16 | 都市公園面積                    | 1,616ha（H30） | 1,628ha         |

## Ⅵ 児童虐待対策・社会的養育の充実

### 《課 題》

- 児童虐待は依然として深刻な状況であり、社会全体で解決すべき重要な課題です。
- すべての子どもが健やかに育つことができるよう、さまざまな理由から親と一緒に暮らすことができない子どもたちへの対応が必要です。
- 虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもなど、家庭での養育が困難な子どもに対しては、社会的に養育を行う必要があります。

### 《施策の方向性》

- 児童虐待から子どもを守るため、未然防止から早期発見、早期対応、子どもの保護・支援、保護者への指導・支援等、総合的な対策を推進します。
- 児童虐待対策の充実に向け、児童相談所の体制強化を進めるとともに、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実を推進します。
- 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、身近な地域において、子どもと保護者に対する継続的な支援を行うとともに、児童虐待等の理由から、実の親による養育が困難又は適当でない場合には、できるだけ家庭的な環境のもとで社会的養育を行います。
- 社会的養育については、養子縁組、里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託などの「家庭養育」を進めることを優先しますが、児童養護施設・乳児院等においても、できる限り良好な家庭的環境である、小規模かつ地域分散化された環境のもとで「家庭的養育」がなされるよう、必要な取組みを進めます。

## 1 児童虐待防止対策の充実

### (1) 子どもの権利擁護

- 体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動に努めます。また、子どもの権利擁護の観点から、子ども自身や関係機関による児童福祉審議会への申立てができることについて、周知を行うなど、児童福祉審議会の活用の促進に努めます。

### (2) 児童虐待の未然防止・早期発見

#### 《妊娠中から産後におけるこころの健康の重要性の周知》

- 妊娠中や子育て期の不安や悩み、孤立感が児童虐待のリスクとなることから、妊娠中から産後におけるこころの健康の重要性について、市町が行う両親学級や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して周知を図るとともに、不安や悩みをいつでも相談できる体制を充実します。

#### 《不安や悩みを抱えている親への早期対応》

- 市町や医療機関等との連携・情報共有により、健康診査や家庭訪問等を通して、妊娠・出産・子育てに伴う不安や悩みを抱えている保護者や、未熟児、多胎児、障害児を持つ保護者等への早期対応を図ります。また、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、養育支援訪問事業などの専門的な子育て支援につなげます。

#### 《相談機関における相談・援助活動の充実》

- 民生委員・児童委員、主任児童委員、母子愛育班員、母子保健推進員などの相談・援助活動のほか、子育てや家庭に関する専門的な相談機関での相談・支援、気軽に相談できる電話相談事業、メール相談等の充実に努めます。

#### 《児童虐待防止の広報啓発》

- チラシ・ポスターの配布や講演会を行うなど、児童虐待防止やDV（ドメスティック・バイオレンス）が子どもに及ぼす影響等について広く県民に広報啓発を行います。併せて、早期発見・早期対応の観点から、全国児童相談所共通ダイヤル「189（いちはやく）」やDVに関する相談先についての周知を行い、相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めます。

#### 《関係機関との連携強化》

- 児童相談所と市町その他の関係機関との適切な役割分担、連携を図るため、児童相談所は、市町をはじめ、学校、警察、医療機関、児童福祉施設、保健所その他の関係機関との連携の強化を推進します。
- 市町の相談体制の充実に促進するため、児童相談所を中心として、児童虐待に関する各種情報の提供、技術的助言、連絡調整、職員研修の実施など、市町への支援に努めます。また、市町の要保護児童対策地域協議会において、児童相談所が技術的助言を行うなど、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。
- 介入的な関わりを要するなど対応が困難なケースには児童相談所が主体的に関与することを前提として、ケースに関する市町との積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努めます。

- 児童虐待を受けた子どもや保護者に対する医療的ケアの重要性を踏まえ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図るとともに、児童相談所が援助方針の検討を行うにあたっては、必要に応じて医師等の助言も活用します。
- 児童虐待を受けた子どもと家族の自立のため、市町の要保護児童対策地域協議会において、市町、学校などの関係機関が情報共有を図るとともに、長期的な支援に努めます。

### （３）児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童相談所におけるケースの組織的な管理・対応、適切なアセスメント等を可能とするための職員の適切な配置、法的・医学的・教育的な専門性を要する対応を行うための体制強化、保護者への指導・支援を行うための専門性の確保等を図ります。
- 児童相談所において、市町や警察などの関係機関と連携し、児童虐待を受けた子どもの安全確認や安全確保のため、迅速な対応を行います。また、必要があるときには、立入調査や裁判所の許可を得て臨検・捜索を行います。
- 一時保護を必要とする子どもの権利保障に向け、委託一時保護も含め、個別的なケアを行うための機能・体制の充実等を図ります。

### （４）児童虐待の再発防止・自立支援

- 児童虐待の再発防止のため、児童相談所等において、児童虐待を行った保護者等に対する家族再統合プログラムを実施します。
- 児童虐待を受けた子どもと家族の自立のため、市町の要保護児童対策地域協議会において、市町、学校などの関係者が情報共有を図るとともに、長期的な支援に努めます。

### （５）児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 児童虐待による死亡事例など、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合は、当該事例について検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じ、死亡事例等の再発防止のための措置を講じるとともに、市町が行う検証を支援します。

## 2 社会的養育の充実

### (1) 家庭と同様の環境における養育の推進

#### 《家庭養育の推進》

- 社会的養育は、できる限り家庭的な環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで行われる必要があります。そのため、家庭以外の場所における代替養育を検討する場合は、原則として、家庭的・個別的なケアを行える里親委託等（里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム））を優先して検討します。
- 里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発により新規里親の開拓を行うとともに、里親に対する研修会や相談支援の実施、里親相互の連絡や情報交換の場の提供、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設や乳児院で預かるレスパイト・ケアの実施など、里親に対する支援の充実に努めます。
- 児童虐待等の行為により、心身に有害な影響を受け、保護者からの養育を受けることが困難な子どもたちについては、専門里親を活用することにより、家庭的な環境のもとで養育を行うとともに、家庭復帰を前提として問題性の改善や治療を図り、自立を支援します。
- 家庭養育の推進のため、養育者の住まいで一定人数の子どもたちを養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を促進します。

#### 里親の種類

|        |                                                                                                                                                                                                |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 養育里親   | <p>何らかの事情により、保護者のいない子ども、または保護者に監護させることが不適当な子ども(以下「要保護児童」という。)を、養育していただく里親です。養育の経験と専門的知識を生かし、児童虐待を受けた子どもや非行、発達障害など特別なニーズを有する子どもを養育していただく専門里親も含まれます。</p> <p><b>所定の研修を修了していることが認定要件になります。</b></p> |
| 親族里親   | <p>保護者が、死亡、行方不明または拘禁等により、子どもを養育できなくなったときに、子どもの扶養義務者およびその配偶者である親族で、適当と認められた方に養育していただく里親です。</p>                                                                                                  |
| 養子縁組里親 | <p>要保護児童について、養子縁組によって養親となることを希望される方に、その方との養子縁組が成立するまで養育していただく里親です。</p>                                                                                                                         |

#### 《家庭的養育の充実》

- 児童養護施設等（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設）における養育について、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態としていくため、施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、高機能化および多機能化、機能移転に向けた取組みを支援します。また、これらの取組みを進めるにあたっては、市町と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努めます。



## （２）児童養護施設等の施設におけるケアの充実、人材の確保・育成

- 児童養護施設等におけるケアの充実を図るため、子どもへの個別面接等を行う個別対応職員、保護者等への支援を行う家庭支援専門相談員、里親委託の推進と里親支援の充実を図る里親支援専門相談員、虐待を受けた子ども等に心理療法を行う職員、医療的ケアを行う看護師、自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置を推進します。
- 児童養護施設等に入所している子どものうち、家庭への一時帰省が困難な子どもに対し、週末や休暇期間中などに、短期間、家庭生活を体験してもらう週末ファミリー事業を推進します。
- 児童自立支援施設については、発達障害児・被虐待児童への個別指導、親子関係改善への支援、退所後のアフターケアなどの機能向上を図ります。
- 社会的養育の質を確保するため、その担い手となる職員の確保とその専門性の向上のための研修を実施します。

## （３）自立支援の充実

- 社会的養育を受けていた子どもが地域生活を送るために必要な支援が得られるよう、相談体制の整備に努めます。
- 児童養護施設等を退所し、就職する子ども等の社会的自立を促進するため、必要に応じ、居住費や生活費に関する支援を行います。

## （４）家族支援、地域支援の充実

- 親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の児童虐待の再発防止などの家族支援のため、施設職員の研修等による家族支援体制を強化し、児童家庭支援センターの積極的活用を図るとともに、児童相談所、市町など関係機関との連携を推進します。
- 母子生活支援施設については、児童相談所や婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所等と連携し、母親と子どもとの関係性に着目した支援を推進します。

## （５）社会的養育における子どもの権利擁護の推進

- 児童養護施設等において、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備に努めます。
- 児童養護施設等において、第三者機関による苦情解決制度など意見や苦情を密室化させない制度の普及・充実に努めます。
- 児童養護施設等におけるサービスの質の向上や利用者が福祉サービスの内容を十分把握できるようにするため、福祉サービス第三者評価の実施を促進します。
- 児童養護施設等に入所する子どもへの虐待の禁止について、施設職員等への周知を徹底するとともに、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組みます。
- 児童養護施設等に入所する子どもの虐待に関する通告や子どもからの届出があった場合の措置等に関して、被措置児童等虐待対応ガイドラインに沿って適切に対応します。

【数値目標】

|    | 目標項目                    | 計画策定時          | 目標（令和6年度） |
|----|-------------------------|----------------|-----------|
| 17 | 家族再統合プログラム実施件数<br>（延件数） | 74 件（H30）      | 調整中       |
| 18 | 養育里親登録数                 | 57 世帯（H31.4.1） | 調整中       |
| 19 | 里親委託率                   | 25.9%（H30）     | 調整中       |

## Ⅶ 困難な環境にある子どもや家庭への支援

### 《課 題》

- ひとり親家庭等では、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うこととなり、厳しい経済状況下で、子どもの養育、収入、仕事、住居等の面でさまざまな困難に直面し、心身ともに大きな負担となっています。
- 子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの貧困対策を推進する必要があります。
- 障害のある子どもが、それぞれの障害や個性に応じて、地域で自分らしく暮らしていくための仕組みづくりや、多様な障害に対応した支援が必要です。
- 人工呼吸器を装着している障害児など、日常生活を営むために医療を要する状態にある子ども、いわゆる「医療的ケア児」やその家族等が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援が受けられるよう支援体制の構築に取り組むことが必要です。

### 《施策の方向性》

- ひとり親家庭等が自立し、安心して子どもを育てることができるよう、関係機関と連携し、相談機能の充実、子育てや生活への支援、就業への支援、経済的支援に努めます。
- 「香川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援により、子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- 本県における障害者福祉の基本計画である「かがわ障害者プラン」に基づき、障害のある子どもがその持てる個性や能力を最大限に発揮しながら充実した人生を送ることができるよう、支援体制づくりを推進します。
- 医療的ケア児やその家族等が、その心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携の一層の促進を図るため、協議の場を設置するとともに、その支援体制の構築を推進します。

## 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

### (1) 就業・自立支援の充実

- ひとり親家庭の親の就業を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターを活用し、就業相談や講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供に努めます。また、就業支援の実施に当たっては、ハローワークと十分に連携し、効果的な実施に努めます。
- ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等事業の周知を図り、積極的な能力開発の取組みを支援します。
- ひとり親家庭の親の自立を促進するため、母子・父子自立支援員による就労相談・生活支援活動の充実を図るとともに、研修会を通して母子・父子自立支援員の資質の向上に努めます。

### (2) 子育て・生活支援の充実

- ひとり親家庭等の子育てや生活への福祉事務所、母子・父子福祉団体などによる相談・支援体制の充実を図るとともに、孤立を防ぐため、ひとり親家庭等相互の交流が円滑に行われるように努めます。
- ひとり親家庭の親が、技能習得のための通学、就職活動、学校等の公的行事への参加、病気等により一時的に生活援助や保育が必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して日常生活のサポートを行います。
- 住宅に困窮しているひとり親家庭等が、公営住宅へ優先的に入居できるよう配慮します。
- 非同居親との面会交流は、子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、子どもの意思を尊重したうえで、父母間の合意がある場合には、継続的な面会交流を支援できるよう環境を整備します。また、養育費の取決め方法や法制度に関する情報提供、相談等を行い、養育費の確保に向けた支援にも努めます。
- ひとり親家庭等の子どもの学習を支援するとともに、子ども等から気軽に進学相談を受けることができる環境の整備に努めます。

### (3) 経済的支援の充実

- ひとり親家庭等の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度、ひとり親家庭等医療費支給制度や母子福祉資金等貸付制度の周知を図ります。

## 2 子どもの貧困対策の推進

### (1) 教育の支援

- 家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開、幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上、就学支援の充実、大学等進学に対する教育機会の提供、生活困窮世帯の子どもへの学習支援など教育の支援を行います。

### (2) 生活の安定に資するための支援

- 子どもたちが学習に集中し、教育が身につくためには、毎日の生活を、経済面だけでなく、身体的・精神的にも安定して送れることが重要であることから、保護者や子どもの生活の支援、支援する人員の確保等、生活の安定に資するための支援を行います。

### (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 安定した生活を送るためには、基本的な家計収入という点で、親の就労状況が安定していることが重要であることから、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援を行います。

### (4) 経済的支援

- 親の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して経済基盤が保たれることが重要であるため、子育て世帯やひとり親家庭等への経済的支援、養育費の確保に関する支援や医療費の助成などの経済的支援を行います。

### (5) 行政、相談・支援機関、地域の役割と連携の推進

- 子どもの貧困対策を総合的に推進し、より効果的な支援を行うため、行政、相談・支援機関及び地域がそれぞれの役割を担いながら、相互理解と連携意識を深め、協力して支援を実施できる支援体制の構築に努めます。

### 3 障害児施策の充実

#### (1) 地域の療育支援体制の整備・充実

- 地域において通園できる療育の場として、放課後等デイサービスや児童発達支援の普及を図るとともに、これら障害児通所施設の確保に努めます。
- 児童発達支援センターの設置を促進し、医療機関や保育所等と連携を図りながら保育所等訪問支援や専門的支援を行うことにより、発達に不安のある子どもへの早期対応や専門的な訓練等が必要な学齢期の児童に対する適切な対応に努めます。
- 在宅の障害のある子どもの地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を受けることができるよう、社会福祉法人等に委託して、訪問や来所による各種の相談・指導を行います。
- 障害のある子どもたちを地域で支えるボランティアやNPOの活動を支援します。
- 在宅の重症心身障害児が日常生活での基本的な動作に関する支援等を受けることができるよう、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援および放課後等デイサービスの充実に努めます。
- 育成医療の給付および補装具、日常生活用具の給付事業を行い、障害のある子どもの福祉向上を図ります。
- 発達障害について、保護者をはじめ関係機関や地域住民の理解を深めるために、講演会の開催やパンフレット配布、世界自閉症啓発デーの取組み等、普及啓発に努めます。
- 障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加する人間に育てるため、障害特性等に配慮した教育や療育を行うとともに、地域の人々や子どもとさまざまな機会を通じてともに活動し、ふれあう機会を積極的に設け、障害のある子どもに対する理解や権利についての普及啓発に努めます。
- 障害のある子どもの健全な発達を支援するため、保育所、認定こども園等における障害児等の保育を促進します。

#### (2) 発達障害児への支援

- 市町が行う法定の1歳6か月や3歳児健康診査や、5歳児健診などを通じ、発達に不安のある子どもの早期発見、早期対応に努めるとともに、市町等において継続的な相談や支援が行えるよう体制の整備を促進します。
- 情緒不安定や自閉傾向のある子どもを対象に、心身の健全な発育や運動機能の発達を促すための親子の運動教室（かるがも教室）を開催します。
- 自閉症、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等の発達障害について、すべての教員の理解を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターに対する専門的な研修の充実を図るなど、教員の資質向上に努めます。
- 発達障害の支援体制の中核的・専門的機関である発達障害者支援センターにおいて、発達障害児に対する相談支援、発達支援、就労支援を行うとともに、地域支援マネジャーおよび地域支援体制マネジメントチームと協力し、関係機関に対するコンサルテーションや困難事例への対応についてのバックアップなどの支援を行い、地域における支援体制の強化を図ります。

- 地域において発達障害児支援を行う人材を育成するための研修会を実施します。また、個別支援計画の作成の促進や、関係機関の連携等による一貫した支援を行うための適切な助言を行うことにより、支援体制の充実に努めます。
- ペアレントメンターの養成・派遣により、発達障害児等の保護者に対する身近な相談支援体制の充実を図ります。

### （３）特別支援教育の推進

- 障害の種類や程度などに応じた適切な教育が受けられるよう、就学支援や教育相談を実施し、特別支援教育に対する理解を深めるとともに、障害のある子どもが積極的に社会参加できるよう交流および共同学習や進路指導の充実を図ります。
- 自閉症、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等の発達障害のある児童生徒への適切な指導の推進を図るため、教職員を対象とした研修を実施するとともに、特別支援学校の教員などが、小・中学校などへの相談や助言に努めます。また、小・中学校において、校内の協力体制や関係機関との連携協力体制の整備を進めます。
- 障害の重度・重複化などに対応するため、児童生徒の実態に即した教育施設や設備の整備を推進します。
- 私立幼稚園における障害のある子どもの就園の機会の拡大を図ります。

### （４）医療的ケア児への支援

- 医療技術の進歩を背景として、日常的に、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児等が適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、支援体制の構築に努めます。
- 医療的ケア児等やその家族等が地域で安心して暮らし続けられるよう、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験を持つ医療的ケア児等コーディネーターの養成を行います。
- 医療的ケア児等やその家族等が、ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等を担う人材の確保と資質の向上に努めます。

#### 【数値目標】

|    | 目標項目                                 | 計画策定時   | 目標（令和6年度） |
|----|--------------------------------------|---------|-----------|
| 20 | 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 0人（H30） | 6人        |

## Ⅷ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

### 《課 題》

- 保育士、幼稚園教諭等の専門性を有する人材を確保することが、困難になっています。
- 保育所等利用待機児童の発生は、保育士不足により保育所での受け入れ体制に制約が生じることが主な原因です。
- 質の高い教育・保育および子育て支援を提供するためには、保育士、幼稚園教諭、保育教諭など子どもの育ちを支援する者の専門性や経験がきわめて重要です。

### 《施策の方向性》

- 教育・保育等の量の見込みに対する提供体制を確保し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援を提供できるよう、教育・保育等を担う人材の確保と資質の向上を推進します。
- 資格取得者の確保、就労継続の支援、資格を有しているものの潜在化している者の再就職の支援など、必要な支援策を講じます。
- 資質の向上を図るため、必要な研修等の実施体制の整備を含め、研修を積極的に実施します。

## 1 子ども・子育て支援を担う人材の確保

### (1) 保育士、幼稚園教諭等の人材確保

- 保育士等が正確な知識と豊かな経験を積み重ね継続して育成されるよう、保育士等の所得向上や産休代替職員確保のための補助など処遇改善とともに、離職防止を図るため、働きやすく、やりがいや誇りを持って業務に従事できる職場環境の実現を図り、就労継続に努めます。幼稚園教諭等については、多様な保育内容に対する補助などを通じて、働きやすい職場環境の実現を図ります。
- 保育士の資格を持ちながら就業していない者の状況を把握し、就職相談会の開催や潜在保育士の再就職等を支援する保育士人材バンクなどを活用して、復職を支援し、人材確保を促進します。復職支援については、保育所見学会や保育士再就職支援セミナーを開催するとともに、保育士人材バンクのコーディネーターが復職後の悩みに対応するなど、きめ細かい支援に努めます。
- 市町および保育士養成施設等と連携しながら、保育学生や潜在保育士などの人材確保に努めます。
- 経済的理由により修学することが困難な保育学生に対し、修学資金貸付制度により修学を支援し、人材確保を促進します。
- 保育所、認定こども園、地域型保育事業等に従事する者の確保に資するよう、子育て支援員研修の実施体制の充実を図ります。
- 保育に係る周辺業務に、多様な人材を活用することで、保育体制の強化を図ります。

### (2) 放課後児童クラブなど、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

- 放課後児童支援員研修等を実施し、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保に努めます。



## 2 従事者の資質向上

### (1) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、その他教育・保育、子育て支援事業に従事する者の資質向上

#### 《保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資質の向上》

○ 保育所、幼稚園、認定こども園等が保護者の多様なニーズに的確に対応し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえた質の高い教育・保育を提供するためには、従事者の量の確保だけでなく、その専門性や経験がきわめて重要で、質の高い従事者が育成される必要があります。このため、専門家や関係団体等が連携・協力して、保育士、幼稚園教諭、保育教諭を対象とした体系的な研修を計画的に実施し、保育所、幼稚園、認定こども園におけるOJTを支援するなど研修体制の充実に努めるほか、指導監査や指導保育士等による指導・助言などを通じて、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資質の向上を図ります。

#### 《放課後児童支援員の資質の向上》

- 放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための研修を行います。
- 特別な支援を必要とする子どもに対する放課後児童支援員の対応能力をより一層向上させるため、専門家による支援を行います。

### (2) 保育教諭の促進についての対象者への周知

○ 保育教諭については、認定こども園法附則第5条において、施行の日から起算して10年間は、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状のいずれかを有する場合は保育教諭となることができることとされていることから、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状の片方のみを有する者へ併有の機会が確保されるよう、インターネットなどを活用して、併有に関する特例措置の情報提供に努めます。

#### 【数値目標】

|    | 目標項目                     | 計画策定時            | 目標（令和6年度）       |
|----|--------------------------|------------------|-----------------|
| 21 | 保育士人材バンクを通じて復職した保育士数（累計） | 327人（H25.8～R1.7） | 290人<br>（R2～R6） |

## **第4 計画の推進に向けて**

- I 計画推進のための連携・協力
- II 計画の達成状況の点検・評価

## I 計画推進のための連携・協力

この計画に盛り込まれた子ども・子育て支援施策および次世代育成支援施策が総合的かつ効果的に  
行われるためには、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、関係団体、NPO、  
行政その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が連携・協力しながら、それぞれの役割  
を自覚し、行動することが大切です。

### 1 県の役割

子ども・子育て支援の実施主体である市町の取組みを、関係機関と連携して支援するとともに、  
庁内関係課が連携して、子ども・子育て支援および次世代育成支援に関する施策を総合的に推進す  
る。

### 2 市町の役割

住民に最も身近な自治体である市町は就学前の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的  
に実施する主体となり、子どもの健やかな育ちを保障するため、質を確保しながら、地域の実情に  
応じた取組みを関係者と連携しながら実施する。

### 3 家庭に期待する役割

子育ての第一義的責任がある父母などの保護者は、家庭は教育の出発点であることを踏まえ、家  
族一人ひとりがお互いを尊重しながら支え合い、家事や育児を男女共に分担し、子どもと過ごす時  
間をできるだけつくり、子どもが自立していくよう愛情を注いで育てる。

また、PTA 活動や保護者会活動をはじめ、男女共に保護者同士や地域の人々とのつながりを持  
ち、地域コミュニティの中で子どもを育み、地域の子育て支援に役割を果たしていく。

### 4 保育所、幼稚園、認定こども園など教育・保育施設に期待される役割

地域と共にあり、子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことを踏まえ、一人ひとりの子ども  
を理解し、子どもの育ちを見守り、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。

### 5 学校の役割

子どもの個性を尊重して能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を  
培う。

### 6 企業等に期待される役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合え、協力して家事や育児を行えるよう、ワーク・  
ライフ・バランスが図られる雇用環境の整備や職場の雰囲気づくり、労働者本人の希望に応じ育児  
休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努める。

### 7 地域、関係団体、NPO などに期待される役割

子どもの活動や健やかな育ちを支援したり、子どもの見守りに参加するなど、それぞれの関係者  
と連携して、あたたかな目で子どもと子育て家庭を応援し育む。

## Ⅱ 計画の達成状況の点検・評価

### 1 計画の達成状況の点検・評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績、数値目標の進捗状況について点検・評価します。

そして、県計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども・子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、香川県子ども・子育て支援会議に報告するとともに、広く県民に周知します。

### 2 計画の見直し

法第 19 条第 1 項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、県計画により定めた当該認定区分の量の見込みと大きく乖離する場合には、適切な基盤整備を行うために、社会経済情勢の変化や法改正、市町計画の見直し等の状況を踏まえ、必要な場合には、県計画の見直しを行います。

この場合において、見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。

## 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について（概要）

## 改正の背景

- 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正（令和元年10月1日施行）に伴う改正を行う（第1弾）。
- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正（令和2年4月1日施行）を行う（第2弾）。

## 改正の内容

## (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・ 放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。（第三の二三（二）関係）
- ・ 目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。（別表第三の三関係）

## (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。（第三の三二（一）、四五（一）、別表第三の四関係）
  - ・ 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
  - ・ 児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもへの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。（第三の四五（二）関係）

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
- ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。(第三の一6関係)
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二2(一)、(二)(1)関係)
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二2(二)(1)関係)
- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項(第三の三2(三)関係)及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項(第三の四5(四)関係)に追加すること。
- また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。(第三の四5(四)関係)
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六3関係)

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二5(新設)等関係)
- ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。(第三の四4(新設)等関係)

※ そのほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正(文言の整理)等を行う。

施行期日

(第1弾)令和元年(2019年)10月1日(4)の幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正)

(第2弾)令和2年(2020年)4月1日(1)～(3)の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正)



- 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2014年11月に告示し、2015年4月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村等行動計画」という。）を策定することができるとされている。
- 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。
- 指針では、市町村等は、前期計画に係る必要な見直しを2019年度までに行った上で2020年度から2024年度を期間とする後期計画を策定することが望ましいとされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するにあたり、2015年度以降の関連施策の動向の反映を中心に、指針の見直しを行う。
- なお、多くの市町村等で、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定されている。  
（1,504市区町村（96.8%）、37都道府県（78.7%）で一体的に策定。（平成30年4月1日現在、厚生労働省調べ））

<具体的な改正事項> ※ このほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正（文言の整理）等を行う。

- 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追加
- 社会的養育の充実について、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定する旨更新
- 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- 医療的ケア児に関する記載の追加
- 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすい、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実



## ○次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3～8 （略）

### （都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3～8 （略）



## 行動計画策定指針の一部を改正する告示案（概要）

令和元年 10 月 7 日  
厚生労働省子ども家庭局  
総務課少子化総合対策室

### 1. 改正の趣旨

- 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 7 条第 1 項に基づき、主務大臣は、地方公共団体、事業主が策定する行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に関する指針を定めることとされており、行動計画策定指針（平成 26 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）が定められている。
- 行動計画は 5 年ごとに 5 年を一期として策定することとされており、1 回目に策定する計画の期間が平成 27 年度から令和元年度まで、2 回目に策定する計画の期間が令和 2 年度から令和 6 年度までとされている。
- 今般、令和 2 年度から開始する行動計画の策定に向けて、行動計画策定指針について、現在の社会情勢等を踏まえ必要な改正を行う。

### 2. 改正の内容

- 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室に関して、新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月 14 日公表）を踏まえ、特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策を市町村行動計画等に新たに盛り込むなどの改正を行う。
- 児童虐待防止対策に関して、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係省庁連絡会議決定）等を踏まえ、市町村における相談支援体制の強化や関係機関との連携強化等を図るための改正を行う。
- その他、所要の改正を行う。

### 3. 根拠法令

次世代育成支援対策推進法第 7 条第 1 項及び同条第 5 項

### 4. 適用期日等

告示日 令和元年 11 月中旬（予定）

適用期日 令和 2 年 4 月 1 日

## 計画策定スケジュール

| 時期       | 内容案                                           |
|----------|-----------------------------------------------|
| 11 月 5 日 | 第 15 回会議開催<br>・ 計画の素案について                     |
| 12 月上旬   | パブリックコメント開始                                   |
| 1 月上旬    | パブリックコメント終了                                   |
| 1 月中旬    | 第 16 回会議開催<br>・ 計画案について<br>・ パブリックコメントの結果について |
| 3 月      | 第 2 期香川県健やか子ども支援計画（仮称）の策定                     |